

| | 耕作面積 | 人口 |
|------|------|------|
| 自作農 | 一八・五 | 八・六〇 |
| 半自作農 | 一二・四 | 七・二〇 |
| 小作農 | 六・一 | 四・八〇 |
| 平均 | 一二・五 | 七・〇〇 |

本表によれば、家族の大きさは自作農最も大きく、半自作農これに次ぎ、自作農より五分の一少く、小作農最も少く、半自作農より三分の一少く、これを自作農に比すれば、實に二分の一も少いのである。これは耕作面積にしたがつてゐる。

それ故に市政府社會局は、これを説明して次のごとく述べてゐる……。

「生計の比較的裕かなものは、人口もまた比較的によく、貧窮なるものは人口も比較的に少い。これは家計の貧困な人は生活を謀るに急にして、職業の自由と生活の獨立を期するためには、自ら多數同居して互に牽制し、その活動を滞らしめ、その便利を失ふは宜しくないからである。」^(三)

(二) 江 寧 縣

一九二五—六年に、江寧縣四百八十一戸の農家を調査したる張履璽氏は、農家を「富」、「小康」、「貧」、「極貧」の四種に分ち、一戸の大きさを次のごとく表示してゐる。^(三)

| | |
|----|------|
| 富 | 六、四〇 |
| 小康 | 五、八〇 |
| 貧 | 四、八〇 |

| | |
|----|------|
| 極 | 四、六〇 |
| 平均 | 五、五〇 |

本表によれば農村家族の大きさは、富の程度に反比例して縮小してゐることが判る。

(三) 江 寧 縣 各 區

張心一氏が江寧縣農業調査をなせる結果によれば、一戸當り耕作面積と一戸當り人口との比は、次表のごとくである。^(四)

| 區 | 一戸當り耕作面積 | 一戸當り人口 |
|-------|----------|--------|
| 北 固 區 | 一四、九〇 | 六、一〇 |
| 江 乘 區 | 一〇、三〇 | 六、五〇 |
| 便 民 區 | 九、八〇 | 七、〇〇 |
| 江 東 區 | 六、四〇 | 三、七〇 |
| 濱 江 區 | 一一、七〇 | 三、三〇 |
| 鐘 靈 區 | 一〇、七〇 | 五、八〇 |
| 湯 泉 區 | 一五、五〇 | 四、八〇 |
| 鳳 臺 區 | 一五、九〇 | 四、五〇 |
| 新 林 區 | 一五、五〇 | 五、七〇 |
| 秣 陵 區 | 一一、一〇 | 五、五〇 |
| 淳 化 區 | 一一、四〇 | 五、三〇 |

| | | | | |
|---|---|---|-------|------|
| 四 | 泉 | 區 | 一二、九五 | 五、五〇 |
| 江 | 海 | 區 | 一三、五 | 五、六〇 |
| 雲 | 臺 | 區 | 一四、二〇 | 五、八〇 |
| 道 | 靜 | 區 | 一四、六〇 | 五、二〇 |
| 平 | 均 | 均 | 一二、五〇 | 五、六〇 |

本表によれば、一戸當り耕作面積に正比例して、一戸當り人口が増減しないことが窺知されるが、この反動的な現象については、後に研究するであらうが、たゞこゝに推測することは、一人當り耕作面積の少、區における農民は、その多い區の農民に比して、その生活が困窮してゐるはしないかといふことである。

(四) 鹽山縣(河北省)

一九二二—三年に亘り、パツク教授が百五十戸の農家について調査したところによれば、耕作面積の多いほど一戸當り人口は増加してゐることは次表のごとくである。^(五)

| | | |
|-------|-----|--------|
| 耕作面積 | | 一戸平均人口 |
| 十 | 畝以下 | 二、七九 |
| 十一—二十 | 畝 | 四、七一 |
| 廿一—三十 | 畝 | 五、七四 |
| 卅 | 畝以上 | 八、二九 |
| 平均 | | 五、三五 |

(五) 定縣

張折桂氏が定縣大王驛村の人口について調査したる結果によれば、張氏のいへるがごとく、次表によつて、「明かに一つの事實を發見することができる、すなはち、農家の自己所有耕地面積の増加と一戸人口の増加とは、正比例をなす」といふことである。したがつて、耕地を所有せずまたは耕地の十畝に達せざるもの一戸平均人口四・七三人より漸次百畝以上のもの一戸平均人口一二・九四人にまで増加してゐる。^(六)

| | | | |
|------|------|--------|-------|
| 耕作面積 | | 一戸平均人口 | |
| 一〇 | 畝以下 | 四、七三 | |
| 一一—二 | 九 | 六、四一 | |
| 三 | 〇—四 | 九 | 七、八〇 |
| 五 | 〇—六 | 九 | 一〇、五三 |
| 七 | 〇—九 | 九 | 一〇、七六 |
| 一〇 | 〇畝以上 | | 一二、九四 |

(六) 蕪湖

金陵大學の調査によれば次表のごとくである。

| | | | |
|--------|---|--------|--------|
| 階 | 層 | 一戸平均耕地 | 一戸平均人口 |
| 地主兼自作農 | | 三八畝 | 六、二〇 |
| 小作農 | | 一五 | 五、三〇 |

この場合、地主兼自作農が小作農よりも遙に裕福であることは、明かに窺知される。

(七) 新會縣

趙承信氏の廣東省新會縣慈溪村における土地分配調査の結果により算出するに、耕作面積と家族の大きさとの比較は次表のごとくである。

| | |
|--------|------|
| 二、五畝以下 | 四・五七 |
| 二、五—四 | 四・六二 |
| 五—九 | 五・四〇 |
| 一〇—一九 | 五・九三 |
| 二〇—三九 | 七・八三 |
| 四〇—七九 | 九・〇〇 |
| 八〇—一五九 | 八・五〇 |

次に農民の階層と家族の大きさとの関係を見るに、次表のごとくである。

| | |
|--------|------|
| 小作農 | 四・六一 |
| 自作農 | 五・四〇 |
| 自作兼小作農 | 六・〇九 |
| 地主兼自作農 | 六・三八 |
| 地主兼小作農 | 五・三三 |
| 地主 | 四・九五 |
| 非農業主 | 三・二四 |

地主の家族の小さいのは、この平均所有地が八・八五畝内外にすぎないからである。地主兼自作農は平均三五・八

二畝を耕作し地主よりも多い。次に地主兼小作農を見るに、自己の土地は他地方にありて耕作すること能はざるが故に小作するものであるが、その耕作面積は、平均二三・一三畝である。

自作兼小作農は、自己の土地のみにては不足するを以て、他人の土地を小作するものであるが、その耕地は平均四・六七畝にすぎない。自作農は平均八・〇三畝を耕作してゐる。

以上、従來の調査を考察するに、自作農よりも半自作農、半自作農よりも小作農へと、農民階層の下向するにしたがひ、家族の大きさが縮小してゐることが判る。こゝに地主並に農業労働者の家族の大きさについて、これを考察すべき充分の資料をもたないが、以上點檢したところによつて、これを推測するに、地主においては大地主より小地主にいたるにしたがひ、その家族の大きさが縮小しゆけることを發見することができるといふことができる。次に農業労働者にいたつては、益々家族の大きさが縮小し、その大きさは小作農よりも小さいことが略ぼ推察するに難くない。

かく農民の階層の下向するにしたがひ、各階層の家族の大きさの縮小することは、他面生産手段たる土地よりの離脱の程度から考察して、生産手段たる土地の所有の縮小にしたがひ、また生産手段たる土地より離脱の程度にしたがひ、地主及び農民の家族の大きさは、正比例的に縮小するものといふことができる。

次に経営面積より見るに、経営面積の縮小するにしたがひ、家族の大きさも、正比例的に縮小することが判る。それ故に同一の階層に屬する地主及び農民においても、その経営面積の大小により、その家族の大きさを異にするのである。例へば新會縣慈溪村における地主、地主兼自作農、地主兼小作農を見るに、地主がその経営面積僅かに八・八五畝にして、その家族四・九五五人なるに、地主たると同時に、自作農を兼ねるものが、その経営面積三五・八二畝にして六

・三八人を擁し、小作農を兼ねるものがその経営面積二三・一三畝にして、五・三三人を擁するがごとくである。
農村家族の大きさを決定する二要素は、(1)階層の上下、(2)経営面積の二つであり、しかもこの二要素は、相互に關聯してゐるが故に、現實的には兩者の關聯の觀點より、家族の大きさを考察しなければならない。それ故に、單に一戸當り耕作面積の大小のみを考察して、家族の大小と、正比例的に推定することはできない。それは江甯縣各區の調査において、便民區においては、一戸當り耕作面積九・八〇畝にして、家族七・〇〇人なるに、江乘區においては、一戸當り一〇・三〇畝なるも家族六・五〇、北固區においては、一戸當り一四・九〇畝なるも一戸當り六・一〇人にして、家族の大きさは正に耕作面積に反比例してゐることを見ても判明する。かゝる現象は階層の上下を無視して、たゞ耕作面積のみを平均的に考察したるによる缺陷を暴露するものに外ならないと同時に、階層の上下が家族の大きさを決定する他の一つの要素であることを明かに證明するものである。

【註一】 上海市社會局調『上海市百四十戸農家調査』(『社會月刊』第二卷第二一五號)

【註二】 同上

【註三】 張履聲稿『江甯縣四百八十一家人口調査』(『支那人問題』世界書局出版)

【註四】 張心一調『江甯縣農業的調査』(『統計月報』第一卷第四號)

【註五】 J. L. Buck: Yenshan County. p. 64.

【註六】 張折桂稿『定縣大王村人口調査』(『社會學界』第五卷)

【註七】 金陵大學調(前出)

【註八】 趙承信稿(前出論文)

第五節 支那農民家族の大きさの變化

上述のごとく、現代支那においては

1、南北により、2、都鄙により、3、階層の上下により、4、経営面積の大小により

農村家族の大きさに差異があり、

1、北より南にいたるにしたがひ、2、農村より都市に近づくにしたがひ、3、階層の降下するにしたがひ、4、経営面積の縮小するにしたがひ

農村家族は縮小しつつある。

現代支那には、以上のごとき趨勢乃至傾向が存在するが、しからば南北の農村を通じて、略ぼ農村家族は如何なる大きさを有するであらうかといふことを、こゝに考察してみたいと思ふ。

現代支那の農村家族の大きさについて、從來各専門家の下せる推定を見るに次のごときものがある。

ウイルコックス氏は一戸均四・三〇人としたが、後バック教授(J. L. Buck)は幾多の修正を加へ、四・九〇人と推定してゐる。

陳長衡氏は、宣統二年の戸口調査に基き、且つ調査の不完全なる山西、江西、浙江、四川等の四省を除外し、一戸平均五・二人としてゐる。

喬啓明氏は、安徽、河南、江蘇、山西四省、十一ヶ所、四千二百十六戸、人口二萬二千六百九十九人の農家を調査したる結果に基いて、一戸平均五・二六人としてをられる。

バツク教授は、七省十六ヶ所、二千六百四十戸の農家を調査し（一九二二—二五年）たる結果に基いて、前説の四・九〇人に比して、五・六五八人としてをられる。

最近における諸調査の結果を見るに、五・二六一—五・六五人として、略ぼ五・五〇人であるといふ斷定を下すことができると信ずる。この斷定は、一九一六年ごろ根岸博士が、『支那内地を旅行した諸外人の報告及び最近各地巡警局の戸口調査報告を見るのに、平均一家の人口五人五位である』との推定と、偶々一致してゐる。

根岸博士の十七年前に於ける推定が、偶々現在における推定に一致してゐるとはいへ、こゝに次の點を考察するときは、當時における支那農村家族の大きさは、根岸博士の推定よりも、またこゝに見る現在の推定よりも、より大きかつたのではないかと思はれる。

- 1、支那農村家族の大きさは斷えず縮小しつゝある。
- 2、根岸博士の推定の基礎には、都市家族の大きさが参照されてゐると思はれる、しかも都市家族の大きさは、農村家族のそれよりも縮小してゐる。

従來吾が支那研究界においては、支那は依然として大家族制度の國であると認識されてゐたが、かゝる認識が、以上のごとき現代支那農村における家族の大きさを見るときは、歴史的な幻想に捉はれて現實を見ない大なる認識不足に基くものであることが判るが、かゝる認識不足は、獨り日本のみではなく、支那においてもこれを見るものごとく、李景漢氏は次のごとく述べてゐる……

「人々は常に、支那社會は家族制度に屬するが故に、各家の人は必然的に非常に多いであらう、と思つてゐる。實際、現在に存する調査によつて見るに、決して、支那の家族が特別に大きいといふことを見ないのである。」

支那家族の大きさに對する吾邦の認識不足は、恰も支那人夫婦の年齢差についての認識不足にも當嵌まる。私は、別の機會にこれについて次のごとく述べたことがある。

従來支那人夫婦の年齢差について、妻は夫より年齢が多いといふ觀察を多くの日本人、吾な吾が支那研究家達さへも持つてゐた。しかし、支那人夫婦年齢差も、……最近大に變化しつゝあるのである……

- 1、夫が妻より老いたるものが最も多い
- 2、そのうちでも夫が妻より一、二歳老いたるものが最も多いの二項を知ることができる

こゝにおいて、吾が支那研究の方法論が、形而上學的方法論であつたことが、最も好く暴露されてゐる。形而上學的思想方法は、エンゲルスのいへるがごとく、

「運動の状態においてではなく静止の状態において、本質的には變化するものとしてではなく恒久不變のものとして、生ける姿においてではなく死せる姿において、理解するところの習慣……この考へ方が……すなはち形而上學的な考へ方を作りあげたのであつた。」

「形而上學者にとつては、事物とその思维的映像たる概念とは、孤立した、個々別々にしかも他に關係なしに考察せらるべき、固定した、確固たる、永久不變の研究の對象である。」

これこそ誤れる時代錯誤の方法論である。死せるがごとき姿を示せる支那社會も、現實的、客觀的には、生々として變化する運動の状態にあるのである。遅速の差こそあれ、萬物は運動する。運動こそ萬物の形態である。

【註一】 喬啓明稿『中國鄉村人口問題之研究』（『東方雜誌』第二五卷第二一號）

【註二】 根岸信稿『支那の經濟』第一二頁（『支那研究』一九一六年同文館出版）

【註三】 李景漢著『中國郊外之鄉村家庭』第一五頁

【註四】 拙稿『現代支那の夫婦年齢差について』第二一三稿（『同仁』第七卷第一〇號）

【註五】 エンゲルス著『反デューリング論』序説（全集第一二卷第二一一頁、改造社版）

第六節 支那氏族制の殘滓と大地主

私は以上において、北部より南部にいたるにしたがつて、支那農村家族の大きさは縮小するといつた。しかしそれは、支那南北の地理的條件、地理的要素といふ自然的條件によつて制約されてゐるといふのではない。また農村から都市に近づくにつれて、農村家族の大きさは縮小するともいつた。しかしそれも、決して單なる都鄙の對照によつて、機械的に農村家族の大きさを説くものでもない。それはすなはち第一及び第二の二項は、第三及び第四の社會經濟的要素に歸せらるべきものである。すなはち

1、北より南部にいたるにしたがつて、農民の階層は降下し、經營面積は減少する。

2、農村より都市に近づくにしたがつて、農民の階層は降下し、經營面積は減少する。

かく支那の南北都鄙において、農民の階層及び經營面積に差異あればこそ、そこにまた農村家族の大きさに差異があるのである。

それ故に農村家族の大きさは、社會經濟的に、階層の上下と經營面積の大小に繋り、これによつて規定されるものといはなければならない。

南北の經營面積の大小について、マイデアールは、イギリス牛莊領事ジャミーソン氏の「支那における地代及び農村住民の状態」なる報告に基き次のごとく述べてゐる。^(二)

『十七世紀の末期に北部における地割經營は二五—三〇畝^(三)を占めてゐたが、現在では、北部における地割經營の面積は、一〇畝以下であり、南部では平均五畝を出でないことになつてゐる』^(四)

テラー教授の調査によるも、現在においても所有地面積は、江蘇省においては、平均一四・二畝であるが、河北においては二三畝内外である。^(五)これによつても、支那の南北により、十九世紀末以來すでに、經營面積及び所有地面積に、大小の差異があることが判る。

農民階層の變化を見るに、小所有者の小作農への轉化過程が昂進しつゝある。マデアールは、これについて次のごとく述べてゐる。

『自作地主の小作農への轉化過程についていふならば、一八八一年に、浙江のイギリス領事が次のごとき事實を報告したことを語るの無益なことではない。揚子江の北側の、江蘇省では、耕作地面の七〇—八〇%は、賃貸されてゐるが、これに對して、揚子江の南側では、土地の九〇%は自作地主の手中に存する。今日では、南江蘇において僅かに、全耕地の三三・一%が自作地主によつて、三九・七%が小作農によつて、二七・二%が半小作農によつて耕されてゐる。若し極く大略的に見れば、半小作農及び半所有者の全地面の二分の一が、完全な所有權をもつて彼等に屬してをり、他方残りの二分の一が小作されてゐると假定するならば、地主、官吏、商人及び高利貸は、六十年の間に、南江蘇における全耕地の三五%を耕作占有から、土地所有に變化せしめたことになる。吾々はしかし、何等詳細な歴史的證明を必要としない。陝西河南山東及び奉天省において、自作地主の小作農への轉化過程が、眼の前で行はれてゐるのである。』^(六)

かゝる階層の低下過程こそ家族の大きさの縮小過程の社會經濟的基礎である。

他方經營面積を見るに、上述せるのごとく、十九世紀の末期において、北部では二五—三〇畝、南部では一〇畝

湖の地主自兼作農にして、その他は一樣に平均以下であることが判るが、これによつてもマデイアールのいへるがごとく、

「一切の歴史的事實は、急激に發展しつゝある。土地經營の分裂並に縮小過程から生れる。而してこの過程は、今や加速的なテンポで進行してゐる」^(八)

以上二方面からの検討によつて、現代支那農村における家族制度も、加速的なテンポをもつて分裂並に縮小過程を進行してゐることが判明する。

今日、支那農村において、家族制度が相當の大きさにおいて保持されてゐるのは、地主階級殊に大地主階級においてのみである。かゝる階層は、土地所有過程において、大家族制度を保持すべき社會經濟的基礎をもつてゐる。これについてマデイアールが次のごとく述べてゐるのは正しい。

「土地所有の集中過程についていふならば、現に吾々の眼の前で大地主になつた張作霖、馮玉祥、唐生智、及びその他の將軍連中を指摘すれば、充分である。典型的な土豪閻錫山の土地所有は、六百萬元以上に見積られてゐる。各省に夫々の小さい張作霖、馮玉祥、唐生智及び閻錫山がゐて、大將軍がやることを小規模に繰返してゐるのである。各地方には、夫々の高利貸、田紳商人その他がゐて、農民の土地奪取を心掛けてゐる」^(九)

なほ現代支那における土地所有の集中過程を見るに、湖南の聶雲臺家は土地十餘萬畝を有し、衡陽の趙恒惕家、新寧の劉坤一家、及び洞庭湖畔の多數の湖田地主等、その所有地は概ね一萬畝以上に達し、河南の袁世凱家のごときは、彰德縣の三分の一の土地を所有し、安徽の李鴻章家は蕪湖附近より河南省信陽一帯に亘り廣大なる土地を所有してゐる。^(一〇) かゝる大地主の間に大家族制度が保持されてゐるのである。

【註一】 G. Jamieson: Tenure of Land in China and the Condition of The Rur I Population.

【註二】 「支那に於ける最近の農民運動と農業問題」(叢文閣版)第一三〇頁。こゝでは「畝」が「毛」になつてゐるが、「毛」は誤謬である。

【註三】 ジャミーンソンの報告は一八八〇年に作成されたもので、「現在」とは一八八〇年頃を指す。

【註四】 註三参照。

【註五】 C. B. Malone and J. B. Taylor: The Study of Chinese Rural Economy. 1931 p. 19

【註六】 註二参照。同第一三一—二頁。

【註七】 張心一稿『江蘇縣農業的調査』(『統計月報』第一卷第四期)。

【註八】 註二参照。同第一三一頁。

【註九】 註二参照。第一三二頁。

第七節 支那氏族制の崩壊過程

現代支那農村における發展過程は、何によつて促進されてゐるかといふに、マデイアールは次のごとく述べてゐる……。

「農民經營の衰退、相續の場合の所有地の分割、小作農を出来るだけ虚使せんとする地主の努力、高利貸、これらのものが、この過程の促進を迫るのである」⁽¹¹⁾

吾々は更にこれを生産關係と生産力との關係に還元するならば、かゝる過程は、支那の變化してゆく生産方法による封建的社會關係の崩壊過程の客觀的表現であるとともに、外國資本主義的生產關係の壓迫の下に、資本主義的生產

方法を十分に發展せしめ得ない結果である。

かくて現代支那においては、大家族制度の根據地ですらある農村においても、漸次に分裂過程にあり——勿論その程度は南北と都鄙により差異があるが——、したがって家族觀念も漸次に變化し、その社會的凝集力も變化し、弱体化しつゝある。かゝる經濟的生活條件の變化につれて、現代支那において、個人主義思想が發達し、立憲共和主義思想が發達したのである。しかるに、スコット・ニアリング氏のごときは、支那家族制度のかゝる分裂過程に眼を閉ぢて次のごとくいつてゐる。

『支那の地方を異にしたがひ、家族生活の強度には、甚しい相異があるが、それにも拘らず、今尙家族に對する忠誠心と家族の連帯感^(一)は、支那社會生活の最も強固なる凝集力であることには變りはない』

かくて『今尙ほ直接的に同一祖先を有する人々によつて構成されてゐる村落』が、『支那において普及せる經濟的組織形態』であり、それは『地方的經濟的單位』であることのみを重視して、今、支那における商品生産の發展、大家族制度の崩壊過程、及び大家族制度に基く強烈なる家族觀念が、支那における生産力發展のための桎梏であること^(二)を閉却するスコット・ニアリング氏は、かゝる封建的社會關係を掃蕩し、支那の物質的生産力の發展を促進せんとするの企圖をもつて、『先見』なきものとするのである。

『支那の學生、自由主義者及び知識階級は、非常な期待をもつて、一九一一年の革命に参加した。彼等は、支那をして歐米の大共和國と等地位のものたらしむる企てをもつて、憲法を（西洋風に倣つて）起草した。しかしこれらの勇敢なる民族主義者は、支那が今なほ地方的經濟單位に依據せるものであり、この經濟組織の形態に相應せる政治形體を斷ち切り得ないことを看取するだけの先見をもたなかつた』^(三)

こゝにニアリング氏は、進歩主義者より保守主義者に顛落してゐる。

他方根岸博士は、現代支那における個人主義思想の發展と、大家族制度の崩壊との關聯について、次のごとく述べてをられる。

『革命の亂起るに及んで、革命黨の首領等は、歐米諸國に修業し、外國の感化を被ること甚しきによつて、何れも極端なる個人主義を主張したから、家族制度なるものが、益々衰退の傾きを生じた』^(四)

しかし、支那における大家族制度なるものは民族的社會關係の遺制にして、その下における生産方法の變化によつて必然的に崩壊乃至分裂するものにして、個人主義は單にその思想的反映にすぎないのである。根岸博士がこれに先づいていはれたごとく、『時勢の進歩と個人の發達とによりて、『自然の勢が然らしめたものではなからうかと思はれる』^(五)

また根岸博士によれば、『英國の有名な支那通コフィン氏の説に、支那青年の憂は、祖先教を排斥し、これに代るべき何等の宗教なくして成長するにありといつてゐるが』^(六)吾々の見るところによれば『支那青年の憂』は、如何にして『祖先教を排斥し』、如何にして『祖先教から解放されるか』といふことであるのである。現代支那の青年にとつて、大家族制度による思想的重荷こそ實に『憂』の種なのである。

現代支那社會の憂は、また根岸博士のいはるゝがごとく、次の點にもある……

『家族制度が破壊し、これに基いて組立てられた各種の經濟組織が破壊せられ、これに代るべき新式經濟組織が確立せぬことは、支那にとつて非常に憂ふべきことではなからうか』^(七)

しかり、かくて、『小經營や家内勞働の部面は破壊され、かくして「過剩人口」の最後の避難所も、したがつてまた

從來における全社會機構の安全瓣も、全く破壊されてしまふことになる^(九)からである。しかし、支那における新舊の諸生産方法は、その矛盾及び對立を成熟せしめ、かくしてまた同時に新たなる社會の形成要素と、古き社會の革命的要素とを成熟せしめ、こゝにその解決の物質的條件とその手段とをもちつゝある。

根岸博士のいはれるがごとく、「支那の家族制度なるものは、宗教上、風教上、社會上、國家上の基礎であつて、經濟上においてもまた、その基本となつてゐるものである^(一〇)」し、木村博士のいはるゝがごとく、「本來支那は家族政治の國である^(一一)」とさへいはれたほどであるが、何故に支那において、かくも大家族制度が永い壽命を、今日にいたるまで保持することができたのであらうか？ 私はこゝにエンゲルスの言葉を聴かう……

「社會の經濟的基礎は元のまゝであるから、氏族制度は幾世紀もの間變化せる地域的な形態において、マルクス制度として存続し更に後世の貴族及びパトリキウス氏族において、否なデイトマルシエンにおけるごとき農民氏族においてすら、弱められた形態で暫く返り咲きをする^(一二)」

かくのごとく大家族制度の保持は、その社會の經濟的基礎の永い間の變化なきことによるものであるが、大家族制度の成立、發達の經濟的前提乃至基礎は何である？

「最盛期における氏族制度は極めて發達しない生産を、したがつて廣い領域における極めて稀薄なる人口を前提とした^(一三)」それ故に大家族制度は、生産方法に變革が少く、生産力したがつて生産關係に大なる變革のない限り、永い間保持され得ることが判るのである。エンゲルスは、これについて、次のごとくいつてゐる……

「労働が發達してゐなければゐない程、労働生産物の量が、したがつてまた社會の富が、限られてをればをる程、社會制度は益々強く血族紐帯に支配せられるものとして現はれる^(一四)」

しかるに支那においては、アメリカ商務官アーノールド氏がいへるごとく、「支那の農家は二千年來古い方法と農具とで労働してゐた^(一五)」し、ヴァルガのいへるがごとく、「支那の經濟は、外國資本の侵入前において、「アジアの生産方法」すなはち同じ階梯において同じ技術をもつてする生産過程の限りなき反覆といふ著しい特徴をもつてゐた^(一六)」のである。マルクスは、このことを他の言葉をもつて次のごとく述べてゐる……

「これらの自足的共同體は、絶えず同じ形態において再生産されたまゝ破壊されても同じ名をもつて再興されるものであるが、この自足共同體の單純生産機構は、アジア社會の不變性の秘密を開く鍵を供するものであり、アジア諸國家の絶え間ない崩壊及び新興や、熄むことない王期の興亡を見ると、非常に著しい對照をなしてゐる。社會の經濟的根本的要因は、政治といふ上空地帯暴風からは、何等の影響をも蒙らずにゐる^(一七)」

近代にいたるまで、支那において「不變的に再生産されてゐた」大家族制度は、かゝる「不變的に再生産されてゐた」經濟的基礎の上に立つものであることを知らなければならぬ。しかし、大家族制度の經濟的基礎は、完全に不變的であることはできなかつた……

「しかし、この血族紐帯の上に築かれたる社會組織の下で、労働の生産力が、及びそれとゞもに私有財産や、交換、富の差別、他人の労働の利用性が、したがつて階級對立の基礎が、次第に發達する。……血族團體を基礎とする古い社會は、新に發達せる社會的諸階級の衝突の中に破裂し、その代りに國家——その下級單位はもはや血族團體でなく地域團體である——にまとめられたる新しい社會が出現する。この社會においては、家族制度は全く財産制度に支配せられ、且つその中で初めて、從來の書かれたる歴史の内容を構成する階級對立や階級闘争が、自由に發展するのである^(一八)」

かくて支那においては、血族團體たる大家族制度が、殆んど不變的に再生産される經濟的基礎の上に、再生産され來つたといへ、その内部に階級對立の基礎が次第に發達し、次第に分裂するとともに——勿論完全なる變革はない

が——、他方地域團體が發生し、この兩者が融合してこれまでの支那社會組織を形成してゐたのである、だが今や、支那の大家族制度は全く財産制度に支配されて分裂し、その内に階級闘争さへも發展せしめてゐる。次のことき事實は、これを最も如實に物語るものである。

福建省營前村においては、桃源郷はその住民の三分の一、玉田郷においては住民の全部が鄭姓にして、大家族制度を保持してきた。そして祠堂として、「鄭氏家廟」をもち、共同の祖先を祭つてゐた、しかしその族内には、富の差別、階級の對立が次第に發達して來た。桃源郷において、その土地の三分の一、仙坡曹洋においてその土地の二分の一を有する鄭姓の族長鄭子棟兄弟は、同族内の貧者（子棟の甥）鄭希孝を首謀者とする小作争議によつて、小作料一萬三千三百擔の土地の大半を失つたのである。^(一九)

現代支那における大家族制度内部にはすでに階級對立が發達してゐることは、次のことき「反富農決議」の中に、充分明白に看取することができる。

- 1、氏族はすでに支那社會の各階級に分化してゐるが、氏族關係と氏族に關聯する宗教關係が、氏族の大人物の氏族一般成員に對する搾取を蔽ひ隠してゐる。
- 2、氏族土地における直接生産者——農民——に對する搾取は、普通の私有土地よりも、決して軽くなく、氏族土地の収入は、すべて氏族の大人物に占有される。
- 3、.....^(二〇)

大家族制度の部分的分裂と階級の發生とともに、支那においてかゝる階級對立とこれに伴ふ地域團體との上に、國家が古代から成立したが、他方永い間大家族制度が保持されたが故に、支那の國家組織は古來頗る薄弱なるものであ

つた。蓋し國家は、氏族制度の廢墟の上に確立されるものであるが、支那においては永く氏族制度が保持されたからである。これ木村博士の指摘される「支那の政治は、古い時代から消極主義で殆んど歴史を通じて、積極的な政治といふものが布かれた例がない」^(二一)ことの理由なのであつて、決して木村博士の説明さるゝやうに、徳治主義が支那の政治の傳統的な理想であるがためではない。^(二二)またかゝる大家族制度の強盛こそ、國家を後方に押しやるものであるとはいへ、またかくて支那の國家組織が薄弱であつたとはいへ、古來支那に國家なるものが存在しなかつた譯ではない、古來支那には社會は存在したが、國家は存在しなかつたといふことはできない、蓋し國家は、單に近代國家ばかりではなく、社會が一定の發達段階——階級社會——に達すれば、そこに必然的に發生する社會の產物であるからである。

木村博士はまた、支那國民經濟の特色を「支那の經濟が國家政治の下に立つてゐないといふ點に」^(二三)求めてをられる。成る程マルクスがいへるがごとく、「社會の經濟的根本要因の構造は、政治といふ上空地帯暴風から何等の影響をも蒙らずにゐる」^(二四)しかし經濟は政治から説明さるべきでなく、政治乃至國家こそ經濟から説明さるべきものである。蓋し

「法律關係は國家形態は、それ自身からも、またいはゆる人間精神の普遍的發展からも理解し得るものでなく、寧ろそれは、物質的の生活關係に根ざし」^(二五)
 「生産の各形態は、それ自身の法律關係政府形態等をつくり出す」^(二六)

からである。マルクスは、支那をはじめアジア諸社會における政治の經濟——正確にいへば經濟的構造——への無影響性の秘密を開く鍵を木村博士のごとく、政治理想たる徳治主義に求めることなく、「自足的共同體の單純生産的機構」^(二七)に求めてゐる。かゝる社會の經濟的基礎こそ、支那の政治乃至國家、大家族制度の秘密を開く鍵を供する。

ものであると信ずる。

ここにおいて、私はエンゲルスの次の言葉を、現在の吾が支那研究界に對して想起せざるを得ない。

『哲學において數世紀以來、打ちたてられてゐる命題、しかも屢々とつくに哲學では見棄れてらるる命題が、理論的……研究者にとつては、往々にして輝ける知識として現はれ、はなはだしきは、しばし流行とさへもなる』^(二八)

吾々は今や吾が支那研究には、理論的思惟が絶対に必要であるが、それには自然成長的な、遲鈍な道程、莫大な不用の摩擦を排し、科學的哲學によつて光明に達すべき出口を速かに見出さねばならぬことを痛切に感ずるのである。

【註一】『支那に於ける最近の農民運動と農業問題』第一三一頁

【註二】スコット・ニアリング著『支那は何處へ行く』(秋月民一譯、同文社版)第一三八頁。

【註三】同上第一三七頁。

【註四】同上第一三七頁。

【註五】根岸信稿『支那の經濟』(『支那研究』一九一六年、同文館出版)、第一二頁。

【註六】同上、第一二頁。

【註七】同上、第一三頁。

【註八】同上、第一三頁。

【註九】『資本論』第一卷第四篇第一三章第四八八頁。

【註一〇】註五參照、第一三頁。

【註一一】木村博士稿『支那國民經濟の特色』第三七頁(『滿家』第一四卷第一〇、第一一、第一二號)

【註一二】エンゲルス著『家族私有財産及び國家の起源』第九章(全集第一二卷、改造社版)第八一二頁。

【註一三】同上、第三章、第七五〇頁。

【註一四】同上、序第六七六頁。

【註一五】Commercial Handbook of China, P. 222

【註一六】ヴァルガ稿『支那革命の諸根本問題』(註一前掲書第一八四頁)

【註一七】資本論第一卷第四篇第二章第三三九頁。

【註一八】エンゲルス著前掲書第六七六頁。

【註一九】鄭延泰稿『福建晉前模範村農民生活概況』(『農學雜誌』特別第三種)

【註二〇】成聖昌稿『赤區土地問題之實際與批判』(『國聞周報』第一〇卷第三六期)

【註二一】前掲論文第三六頁。

【註二二】同上第二六頁。

【註二三】同上第二四頁。

【註二四】註一七參照。

【註二五】『經濟學批判序説』(平凡社版)第五五頁。

【註二六】同上、第一六頁。

【註二七】註一七參照。

【註二八】『反デューリング論』舊序文(全集第一二卷、第四九八頁)

第四章 支那農民の租税負擔

第一節 農民に對する租税

支那の農民が、國家並に公共團體より如何なる財政上の負擔を受けてゐるかは、支那の政治上經濟上社會上、現下の重要問題であるが、從來これに關する調査は一般に缺乏してをり、今こゝにこれを説明するにあつても、手許に蒐集せる資料の内から、斷片的に集録するの外はない。

(第一) 税目並に税率

(1) 廣 東 省

仙頭市郊においては、猪隻捐、女子出閣捐、牛隻捐、鷄母捐、番薯捐、青菜捐、丁口捐等が課徴されてゐる。普寧においては、猪厘捐、糖寮捐、(一寮に約十餘元まで)、酒捐(同上)、祠堂捐、戲厘捐、嫁女捐、糖沫捐、牛頭捐、老婆捐(四元、六元、八元等)、楨樁捐等が課徴されてゐる。中山縣に於ては、廣東大學費、軍費(一畝に付年小洋二角)北伐費、游擊隊費、聯團費、自治費、保安隊費、民團費、保衛團費、自衛總局費、自衛分局費、捕費、附看費、更夫費、沙捐費、沙骨費、沙夫費、果木費、鴨埠費、瘋人口糧費、舊式農會費、中小學附種費等三十餘種が課徴されてゐる。新會縣においては、游擊隊費、稠樓費、民團費、聯團保安費、船卡費、(その内に上中下の三十がある)、聯航保安

隊費、聯防保安費、勇費、商輪稽核所費、團警教練所附加費等が徴收されてゐる。

惠陽縣においては、牛捐、屠牛捐、屠猫捐、花生捐、生油捐、穀捐、米薯捐、鹽斤捐、梅菜捐、荳麵捐、米麥捐、生菜捐、糖出口捐、杉木排捐、房捐、蠶繭捐、駁艇捐、黃荳捐が徴收されてゐる。

吳川縣においては、牛隻捐、蒜頭捐、蒜串捐、蕪捐、売捐等が徴收されてゐる。

番禺沙河一帯に於ては、過路捐が徴收されてゐる。が番禺縣の崇文兩堡の聯團は田畝捐を農民に苛誅してゐる。

寶安縣においては、聯團局において貧富老幼に論なく、一人に付小洋六角の人頭税を徴收し、その額は年十萬元に達してゐる。

東莞縣懷德郷においては、郷團局が一畝に付年小洋二角を徴收し、その額年千五百餘元に達し、自作農に對しては一石に年小付洋三角の田租捐を賦課し、その額は年三千三百餘元に達する。その他猪捐、猪肉捐、雞鴨捐、薯芋捐等二十餘種を下らすその額年數萬元に達し、しかもそれは完全に民團の收人に歸し、徒らに土豪劣紳の私囊を肥やしてゐる。

韶關縣においては、糶穀捐が徴收されてゐる。

廣東省においては、小作農が小作料を滯納し、地主の申請により、警察局、民團、保衛團が督促に赴く場合には、小作農に對して、足皮錢(一に路需ともいふ)、旅費、轎費等の報酬を要求する。

海豐縣においては、牛捐、猪捐、農產品捐が徴收され、教育費に充當されてゐる。

高要縣第六區の民團は民團經費として田畝捐及び牛捐を徴收してゐるが、その徴收方法は、後に述ぶるがごとく、頗る亂暴である。

(2) 湖南省

湖南省においては、田賦の正税は非常に重くはないが、附加税は極めて重い。各地方の報告によると、茶陵附近においては、附加税は正税の一倍以上に達し、耒陽においては正税一兩に對して、學捐、國防費、路股費、農林保管費等合計四元を附加税として課してゐるが、その外各都の自治經費一元乃至二元を徴收する。武岡においては、附加税は正税の二倍に達し、湘陰においては正税一兩に附加税を加へ合計九元に達してゐる。新寧においては、正税に對して附加税十二串が徴收される。衡山においては、附加税は農民協會の運動によつて軽減されたといへ、なほ一畝に付二角八七に達してゐる。

長沙においては、正税一兩に付附加税三元六角、常德においては四元八角に達してゐる。臨湘においては、正税三元七角五分に對し、國防捐、警捐等が附徴され、合計五元に達する。醴陵においては、穀一石に對して國防捐二元五角が附加され、永明においては正税一兩に付六元餘、新田においては八元、醴陵においては六元乃至九元、衡陽においては、十元内外、祁陽においては十八元、黃山においては小洋三十六元、新化においては國防費として一兩に付二元六角、桃源永興においては二元四角、郴縣に於ては二元、湘鄉においては一元六角を附徴してゐる。上述せるところによれば、田賦の附加税は、最低一倍より最高三十六倍に達することが判る。

湖南省においては、田賦の附加税が巨額に達する外、縣政府、團防局或は地方自治機關において、畝捐として土地一畝に付若干を、自作農半自作農或は小作農から徴收してゐる。

(3) 江蘇省

江蘇省においては、畝捐、水利捐、自治捐、戶籍捐、積穀捐、教育捐等十數種が徴收されてゐるが、南通において

は、近時保冊經費委員會において築礎保冊捐の徴收を開始するに至つた。

(4) 四川省

民國以來、戰亂兵匪絶えず、一切の税捐は増加し、田賦漕糧は前徴され、農民の負擔は増加しつゝある。加之、各地の民團は、巧に種々なる名目を設けて、農民に課徴しつゝある。するなり民團は、軍閥と結托して阿片を強制栽培せしめて阿片税を徴收し、栽培せざるものには懶捐を課し、その他扁擔捐、轎子捐、過道捐、燈捐、桶捐等、殆んど枚擧に遑がない。唐家沱、香國寺、董葛壩等の地方における民團は、遂に卡を設けて農産物税（從價百分の二）を徴收するようになつてゐる。

(5) 直隸省

直隸省においても、地丁税は本來極めて微々たるもので、今こゝにその税目と一畝當りの税率を列記すれば次のごとくである。

| | | | | |
|----|---|---|--------|--------|
| 大糧 | 莊 | 糧 | 上 | 〇、〇二五九 |
| | 同 | 中 | 〇、〇二二八 | |
| | 同 | 下 | 〇、〇一七三 | |
| | 戶 | 糧 | 上 | 〇、〇一六〇 |
| | 同 | 中 | 〇、〇一四四 | |
| | 同 | 下 | 〇、〇一一五 | |

房租（糧名にして家屋税ではない）

糧租

| | |
|---|--------|
| 上 | 〇、〇三二八 |
| 中 | 〇、〇二〇〇 |
| 下 | 〇、〇一〇〇 |

額外糧

| | |
|----|-------|
| 一級 | 〇、〇四〇 |
| 二級 | 〇、〇三二 |
| 三級 | 〇、〇二六 |
| 四級 | 〇、〇一五 |
| 五級 | 〇、〇一〇 |

旗糧 (まだ穀の原額に達しないもの)

| | |
|---|-------|
| 上 | 〇、〇三四 |
| 中 | 〇、〇二三 |
| 下 | 〇、〇一五 |

學田租 (小農の實納額にして地主は外になほ糧を納付しなければならぬ)

| | |
|---|------|
| 上 | 四六五文 |
| 中 | 三〇〇 |
| 下 | 八〇 |

上述せるごとく、地丁の最高額は一畝當り年銀四分七厘八毛(大糧莊糧上)にすぎないけれども、軍事以來省當局の増捐加税のために、農民の負擔は日に重くなりつゝある。こゝに民國十六年度(大糧)納税規定額一元に對する實際納税額を列記すれば次のごとくである。

| | | |
|-----|--------|--------|
| 稅目 | 規定額 | 實納額 |
| 上 忙 | 一兩 | 二、三〇〇元 |
| 下 忙 | 一 | 二、三〇〇 |
| 赤 費 | 二 | 四、六〇〇 |
| 赤 損 | 一、六〇〇文 | 〇、四二二 |
| 赤 損 | 三、六〇〇 | 〇、九四八 |
| 赤 損 | 六〇〇 | 〇、一五八 |
| 赤 費 | 一五〇 | 〇、〇四〇 |
| 合計 | | 一〇、七六八 |

【註】銅錢三千八百文を銀一元に換算す。即ち原額一兩のものが現在においては十元以上を納付しなければならなくなつてをり、この外に直隸善後長期公債六百萬元、直隸六次公債六百萬元(民國十六年發行)が各縣に分擔され、農民に轉嫁されるが、なほ軍隊の通過地方、例へば定縣の如き糧秣、車馬、人夫等の經費十二萬元(十五年度定縣支應局報告)を分擔し

なければならぬ。かくて直隸省農民の負擔は、軍閥の鐵蹄下にあつて、三年前に比して、五倍乃至二十四倍方増加したのである。

(6) 山東省

山東省においては、張宗昌の盤據以來、税捐は極めて多く且つ重くなつたが、今民國十五十六兩年に於ける地丁銀一兩に對して納付すべき金額及び漕糧一石に對して納付すべき金額を見るに次表のごとくである。

(甲) 地丁銀一兩に對して納付すべき金額

| | |
|----------|--------|
| ▲十五年度徴收額 | 一、八〇〇元 |
| 國家税 | 〇、四〇〇 |
| 地方税 | 〇、〇五〇 |
| 教育附捐 | 〇、二〇〇 |
| 河工附捐 | 一、〇〇〇 |
| 加收軍事附捐 | 三、四七〇 |
| 合計 | 一、〇〇〇 |
| ▲十六年度附加額 | 〇、五五〇 |
| 軍事附捐 | 〇、六六〇 |
| 汽車路附捐 | 一、〇〇〇 |
| 河工特別捐 | |
| 賑濟特別捐 | |

▲十六年度地方附加額 合計 三、二一〇

| | |
|-----------|-------|
| 地方公捐 | 〇、一五〇 |
| 警備捐 | 〇、三三〇 |
| 教育捐 | 〇、〇九九 |
| 手續費 | 〇、〇六〇 |
| 清鄉費 | 〇、五〇〇 |
| (串票京錢廿四文) | |
| 合計 | 〇、六八九 |

(乙) 漕糧一石に對して納付すべき金額

| | |
|----------|-------|
| ▲十五年度徴收額 | 六、〇〇〇 |
| 一石に付徴收 | 二、〇〇〇 |
| 軍事附捐 | |

| | |
|-------------|-------|
| ▲十六年度附加額(無) | |
| ▲十六年度地方附加額 | 〇、一五〇 |
| 地方公款 | 〇、四五〇 |
| 警備捐 | 〇、九〇〇 |
| 教育捐 | 〇、一〇〇 |
| 手續捐 | |

第四章 支那農民の租稅負擔

上記二表によると、十六年度の地丁銀は一兩に付七元五角七分（串票錢を除く）に達し、漕糧は一石に付九元六角に達するが、全省歳入は

| | |
|-----|------------|
| 地丁銀 | 二二、八四七、〇〇〇 |
| 漕糧 | 三八、四〇〇、〇〇〇 |
| 合計 | 六一、二四七、〇〇〇 |

に達するのである。

(7) 山西省

山西省においては、糧銀として一畝に付二角を徴収してゐる。富戸捐のごときは、實際は富豪に賦課されるべきものであるが、劣紳と縣官との結託によつて、富戸捐は全然農民に轉嫁されてゐる。その他畜牲稅斗用等の各種の租稅が徴收され、その稅率も近年數倍以上に上騰してゐる。

(8) 熱河

熱河地方においては、土豪劣紳官僚が湯玉麟勢力と結託して、徴稅を請負ひ、規定の租稅の外に種々なる賦課を行つてゐるが、軍閥は阿片の栽培を強制して、一畝に付大洋八元を徴し、しかもその專賣を行つてゐる。軍隊は農民に對して、軍米局の名において糧秣の徵發運送を敢行し、清丈局は農地の清丈によつて地租を増徴するを事としてゐる。

(9) 察哈爾

察哈爾地方においては、地租は一畝に付二百四十文即ち銅元四十二枚であり、十五年に一度地租を完納したが、討赤軍が入つて、更に一年分の地稅を追徴された。更に各種の課稅が創設されたが、その内容は次のごとくである。

車牌捐 統捐局において徴收し、三頭曳馬車一輛に付正稅二元五角の外に、一元の鑑札費を要し、合計三元五角を納めなければならない。二頭曳馬車は正稅二元の外に一元合計三元、一頭曳馬車は合計二元を要し、小車は正稅五角の外に二角合計七角を要するのである。しかし土地百畝以上のもは三頭曳馬車一輛、土地七十畝以上百畝以下のものは二頭曳馬車一輛、土地四十畝以下七十畝以上のもは一頭曳馬車一輛、四十畝以下のものは小車一輛を有するか、これ等の農民は、以上の車牌捐を納付しなければならないのである。

警察教育自治捐 一畝に付大洋二元二角を徴し、警察費用六〇%、教育費三〇%、自治費一〇%の比率に分配される。

鞋捐 土地の廣狹に拘らず一戸に付大洋五角を賦課する。

草捐 一畝四十斤とし、大洋五角を徴收する。

兵差捐 十五年の戰亂に當り、人夫を募集して軍隊に編制することになり、各村に對し民夫雇傭費を賦課したが、その率は上等田十畝以上のもは大洋二元、中等田二十畝以上のもは大洋一元五角、下等田二十畝以上のもは大洋一元の割合であつた。

學堂捐 教育捐は學務局及び縣立各學校の經費に充當するものであるが、學堂捐は農村における學校の經費に充當するものにして、一畝に付大洋一角内外である。

木柴捐 民國十五年の戰亂に際し各村に木柴若干を課したが、木柴なき村に對しては、一畝に付大洋二分を徴收した。

安門捐 田地所有者一戸に對して大洋五角を徴收するものである。
 門牌捐 各戸の人口の多少によるものにして、一戸に付大洋五分、七分等種々の差等がある。
 雜差 通過軍隊に對して、煙草、酒、飲食、馬糧等を賦課するものにして、その額は農村の交通の便否によつて決定されるが、平均一畝に付大洋一角乃至一元である。
 牲畜賣買捐 農民が牛馬を賣買する際に、賣買上の當事者から各大洋五角乃至六角を徴收する。

(第二) 徴收上の弊害

各種税捐の徴收方法は、頗る錯雜且つ亂暴にして、租税制度は亂脈を呈してゐるといはねばならぬ。
 先づ徴税権者を見るに、多岐に亘り、縣公署、警區署、民團局、駐防軍隊等、自由に徴税し、徴税権が統一されてゐない。

各種税捐の創設及び増徴は、民衆の同意を得たるものでなく、全く徴税権者の自由に屬する。殊に租税徴收には請負制度が行はれてゐるために、請負者が官憲と結托し或は自己の勢力を恃み、自由に税率を變更し、或は全然自家用の課金をも徴收するのである。例へば廣東省普寧縣に於ては、方氏が全縣の租税徴收を請負ひるために、自家子弟を北京に遊學せしむるため旅京學費として、餉寮捐、酒捐、老婆捐のごときものを、自由に創設或は増徴せるがごときは、最も好個の實例である。

税源の調査が、不充分にして、納税すべき義務なきものに對しても、不當に課税せられる。例へば廣東省寶安縣の無地錢糧のごときは、その一例である、すなはち或る人が原と土地若干畝を所有せるも、その幾部分を他人に讓渡し、

代久しくして現所有者の不明なるときは、その原所有者の子孫に、その土地の地租を賦課するのである、したがつて何等その土地より收入を得ることなきその子孫は、不當なる課税によつて非常な苦痛を受けるのである。また廣東省高安縣においては、民團が牛所有者に對して牛一頭に付牛捐年十五角を賦課するが、牛を所有せず他より借用するものに對しても、同じく牛捐を徴收するがごときも、その一例といひ得るであらう。

徴税にあつては、納税義務者をして一定の額を提出せしめないで、徴税権者において直接に課税物件の一部を拉致する場合がある。この場合には、租税は税率以上多額に徴收されるの弊害が大である。例へば廣東省高要縣の民團のごときは、田畝捐を徴收するに、民團自身壯丁を田地に派し十字形或は圓形に稻を刈取り、普通作物の十分の一を拉し去るが、民團の悪感を有するものに對しては、これ以上を刈取り、好感を有するものに對しては、これ以下を刈取るのである。地租のごときは、その年度のもの年二回に分割して徴收するを普通とするが、財政の窮乏せる地方においては、將來の地租をも前徴するの例が近來決して稀でない。今民國十六年を起點とし、諸地方における地租の前徴を列示すれば次のごとくである。

| 四川省 | | 民國二〇年 |
|-----|---|-------|
| 華 | 容 | 二二 |
| 富 | 順 | 二二 |
| 都 | 都 | 二二 |
| 廣 | 安 | 二二 |
| 華 | 陽 | 二〇 |
| 璧 | 山 | 二八 |

その他各省に於ても、これに類似せる實例があるが、最も甚しきは四川省にして、三十五六年、乃至五十八、九年の地租までも、前徴してゐるところがあるが、これは農民として堪へ得るところではない。

胥吏が租税を徴収するに當つては必ず租税以外に、多額の手數料を要求し、若し農民がこれに應じない場合には、租税の納付を許さず租税滞納の罪に陥れるから、農民は已むを得ず、その要求に應ずるが、往々その額は租税の倍額にも達することがある。

第二節 農家一戸當り負擔

各省における農家に對する課税は、上述の如く複雑多岐に亘るが、果して農家一戸當り年幾何の負擔となるやは、農家經濟上最も重要な事項であるが、これに關する資料は極めて少く正確に知るを得ないが、今手許に蒐集せる資料について、斷片的にこれを研究するであらう。

パツク教授が安徽省蕪湖附近百二戸の農家について調査したる結果によれば次のごとくである。

| | |
|-------|-----|
| 不拂勞力 | 五三% |
| 支拂勞力 | 一八 |
| 飼料 | 一 |
| 建築及修理 | 一二 |
| 農具及修理 | 五 |
| 耕牛雇借費 | 二 |
| 租 | 五 |

資本の減却

一〇〇

ブラウン教授が、四川省峨眉山農家二十五戸について調査したる結果によれば、農家一戸當りの租税負擔額は平均三元四角七にして、現金支出の五・六%、全支出の一・八%に相當する。これによれば農家の租税負擔は極めて輕少であるが、これはこの地方の農家の大部分は小作農であり、地主は寺院であり、軍閥の課税が少いたためである。

| | |
|------|------|
| 現金支出 | 五、二% |
| 教育 | 六、四 |
| 小作 | 七、三 |
| 租 | 五、六 |
| 肥料 | 四、五 |
| 賃金 | 一〇、四 |
| 食料 | 一五、八 |
| 總支出 | 四四、八 |
| 教育 | 一、六 |
| 農具 | 二、〇 |
| 修理 | 一、四 |

| | |
|-------|------|
| 現金小作料 | 二、三 |
| 租入肥料 | 一、八 |
| 支拂勞力 | 三、二 |
| 不拂勞力 | 四、八 |
| 購入食料 | 一、四 |
| 實物小作料 | 一四、〇 |
| 種子 | 二、六 |
| 飼料 | 三、六 |
| 生産食料 | 五、五 |
| | 三九、七 |
| | 五、四 |
| | 五、四 |

ブラウン教授が成都平原農家五十戸に就て調査したる結果によれば、二十七戸の地主及び半自作農が租税の負擔總額は年四千六百四十八元にして、七十三畝の地主は一戸當り平均一八七、八六元（即ち畝當り二、五六元）三十畝の半自作農は一戸當り平均一〇二、六〇元（即ち一畝當り三、〇八元）である。かく半自作農の税率が重いのは、所有地及び小作地の區分不明なるがためである。今租税の農家支出上に於ける百分率を見るに次の如くである。

| | | |
|-------|------|------|
| ▲半自作農 | 現金支出 | 一、〇% |
| 農具 | 育具 | 一、〇% |

| | | |
|------|------|-------|
| ▲自作農 | 現金支出 | 五、四、二 |
| 小作料 | 租税 | 一、二、三 |
| 小作料 | 肥料 | 一、五 |
| 食料 | 肥料 | 五、二 |
| 飼料 | 肥料 | 六、三 |
| 賃金 | 肥料 | 六、二 |
| 肥料 | 肥料 | 一、四 |
| 肥料 | 肥料 | 三六、三 |
| 肥料 | 肥料 | 八、〇 |
| 肥料 | 肥料 | 三〇、五 |
| 肥料 | 肥料 | 四、一 |
| 肥料 | 肥料 | 三、八 |
| 肥料 | 肥料 | 一七、三 |
| 肥料 | 肥料 | 八、〇 |
| 肥料 | 肥料 | 二、六 |
| 肥料 | 肥料 | 二、四 |

| | |
|------|------|
| 肥料 | 一五、一 |
| 賃金 | 八、三 |
| 飼料 | 一三、五 |
| 食料 | 一五、九 |
| 租稅 | 三四、二 |
| 總支出 | 五六、六 |
| 投資利子 | 三、三 |
| 支拂勞力 | 三、六 |
| 不拂勞力 | 一三、六 |
| 租稅 | 二二、九 |
| 其他費用 | |

次に民國十二年四月顧復氏が、江蘇無錫地方の自作農（耕地十畝）に就て調査したる結果によれば、租稅負擔額は年六元にして、現金支出の二二%に相當してゐる。が今現金支出の各項目に就て、その百分率を示せば次の如くである。

| | | |
|----|--------|-------|
| 食料 | 一八〇、〇〇 | 六五、八% |
| 衣料 | 二〇、〇〇 | 七、〇% |
| 居住 | 一二、〇〇 | 四、五% |
| 教育 | 六、〇〇 | 二、三% |

江蘇省句容縣に於ける地主及び自作農の諸階級層に就て租稅並にその他費目の現金支出上に於ける百分率を列示すれば次の如くである。

| | | |
|----|-------|------|
| 交際 | 一〇、〇〇 | 三、七% |
| 醫藥 | 一〇、〇〇 | 三、七% |
| 婚喪 | 一〇、〇〇 | 三、七% |
| 租稅 | 六、〇〇 | 二、三% |
| 雜費 | 二〇、〇〇 | 七、〇% |

| | | | |
|----|------|------------------|-------|
| 食料 | 六八、〇 | 一戸六年收二二〇元乃至三三五元 | 六八、〇% |
| 衣料 | 九、〇 | 一戸六年收五四〇元乃至六六〇元 | 四〇、〇% |
| 居住 | 一、五 | 一戸六年收一〇〇元乃至一四五〇元 | 二一、〇% |
| 燈火 | 一、五 | | |
| 敬神 | 二、〇 | | |
| 敬教 | 一、五 | | |
| 交際 | 二、〇 | | |
| 農具 | 二、〇 | | |
| 租稅 | 五、〇 | | |
| 合計 | 九三、〇 | | |

終にバツク教授が、直隸省鹽山縣に就て調査したる結果によれば、農家の租税は一戸に付年二元にして、總支出の三、一%に相當するが、各種費目の金額及び百分率は次の如くである。

| | 金額 | 百分率 |
|---------|------|-------|
| 不 拂 勞 力 | 四二、五 | 六五、八 |
| 支 拂 勞 力 | 五、〇 | 七、八 |
| 居 住 力 | 二、〇 | 三、一 |
| 農 具 | 一、五 | 二、三 |
| 種 苗 | 二、五 | 三、九 |
| 飼 料 | 八、〇 | 一二、四 |
| 租 稅 | 二、〇 | 三、一 |
| 監 督 費 | 一〇、〇 | 一、六 |
| 合 計 | 六四、五 | 一〇〇、〇 |

上に述べたところによると、地方によつて、税制と公費に差異あるため、農民の負擔も、地方によつて差異がある。即ち上述せる範圍に於ても、江蘇省無錫に二、三%より四川省成都平原の三四、二%に達するまで、大なる懸隔がある。

上に述べたところによれば、小作農よりも半自作農、半自作農よりも自作農と、その負擔は増加してゐることが判る。

尙ほ四川省においては軍隊が頗る多く、従つて多額の軍費を要するため、四川省における農民の負擔は、他省に比して遙に苛重であり、従つて四川省において近來農民の反稅運動が盛に行はれる所以を、窺知することができるのである。また四川省成都平原のごとき、小作料に五四・二%、租税に一二・三%を支出し、その兩者が支出の六六・五%を占むるやうでは、農事の改良も、子弟の教育も、心身の保養も至難にして、農民はたゞ地主と政府に奉仕する地奴に等しい悲惨なる状態にゐるものといはねばならぬ。

第三節 農民の租税に對する要求

支那の農民は、上述のごとく苛稅雜捐に惱まされ、徵稅吏並に各種公共團體の誅求に苦められつゝあるが、農民の租税に對する要求を見るに、苛捐雜税には各地とも反對してゐる。今湖南農民第一次全省代表大會の決議格を見るに次のごとくである。

- (一) 田賦に關するもの
- (イ) 各縣農民協會において各縣革命民衆團體とともに田賦の附加税目及びその用途を整理すべく、凡そ地方公益のためのも正當なる支出にあらざれば一律に免除すべく、正當なる支出に屬するものも成るべく減少すべく、従前の附加にして甚だ軽く、しかも地方の公益事業上必要なる時は、必ず農民協會及びその他の革命民衆團體の認可を経て増徴すべきである。

(ロ) 貧民の歴年滞納せる田賦は多少に論なく一律に免除すべきである。

(ハ) 政府は速に土地を丈量し、賦率を確定し、無地錢糧を取消し、飛糧を禁止し、農民の受くる痛苦を軽減すべし

ある。

- (ニ)田賦の徴収に關する一切の陋規、例へば錢水重利、抹尾數等のごとき理由なき搾取は、一律に廢止すべきである。
- (ホ)罹災區域においては損害の輕重を斟酌して田賦を免除或は輕減すべきである。
- (ヘ)累進法によつて田賦を徴収すべきである。

第四節 政府の租稅政策

軍閥支那の租稅制度について、スターリン氏は次のごとく述べてゐる。

「かくて支那には、複雑な封建的階級組織があり、複雑な國家機關がある。こゝには封建的諸侯は、彼等より更に一層優勢なる封建的勢力家の指揮の下に、司法と裁判とを統轄し、將軍となり「貴族」として行動する。しかも同時に、彼等は地主であり租稅徴收者でもある。もつとも支那では、農民の廣汎な一揆の結果、一度ならず、封建領土は分割され、やがて復活され、そしてまた再び分割される。かくて今日なほ封建關係の形跡を残してゐるのである。かゝる舊制度の主たる遺制は次のごとくである。

- (イ)土地課稅は地方の統治者即ち「督軍」、「軍閥」等々の氣隨氣儘によつて徴收される。
- (ロ)しかもこの統治者は土地に對して何等合法的領有權を有せず、土地は彼の祖先からの遺産でもなければ、彼の財産でもないのだ。

(ハ)さらに舊封建的遺制は、統治者が土地から徴收された稅金を残らず私財とする事實の内に、見ることができ

る。

「支那革命論民族問題」第一九四—九五頁

スターリンの説は、私が上に述べたる範圍について見ても、極めて妥當であることが判明するが、スターリンは、かゝる支那の租稅制度から更に進んで、「從つて封建制度は變形された一種獨特の形態において殘存する。これが普通の封建制度でないといふことに異存はないが、しかしともかく幾多の封建的諸制度や經濟狀態の特殊相が現存してゐるのは事實である」(同上)と斷定してゐる。この點のみによつても、現在の支那にはなほ封建的殘存物が存在するといふことに異存はないと思はれる。

かゝる封建的租稅制度は封建的經濟狀態とともに、從來支那農民を非慘なる境遇に沈淪せしめて來たが、支那農民はこれに對して如何なる態度をとつたかといふに、勿論すでに述べたごとく、苛重に堪へざる場合には、敢然起つて反抗を試みたのである。かく農民が租稅の負擔に異議を唱へることは、彼等が封建的國家乃至軍閥國家に異議を唱へることになるのである。

廣東の革命的國民黨政府は、その革命運動に當つて、かゝる農民の態度乃至要求を如何に取扱つたか？ 中國々民黨はブハーリンが農民問題に關するテーゼの説明演説した述べたごとく、農民を封建的國家と衝突せしめることが最も重大である、租稅政策に於ける三民主義的諸要求とは、農民を封建的國家への愛着の立場から、封建的國家に對する憎惡の立場へ就かしめ得るところの一つの頑丈な橋渡しであると認識し、第一次全國代表大會においてもすでに「田賦地稅の法定額を嚴定し、一切の額外徴收を禁止し、釐金等の類は當さに一切これを廢絶すべきである」この政綱を決定し、ついで第二次全國代表大會においても、農民の租稅負擔に關して

「苛稅雜捐及び額外征收を取消し、錢糧の預征を制止し及び無地錢糧を取消す」

との政綱を決定し、農民の間に盛に宣傳して、農民の援助を得、破竹の勢をもつて革命勢力は廣東より湖南を經、湖北へと進展したのである。國民黨はかくて租稅問題から出發して、農民を封建國家に反對する統一戰線に就かしむることができ、これに成功したものだといはなければならぬ。

國民政府が政權を奪取して以來、舊來の苛稅雜捐にして廢除されたものは、決して少しとしないが、なほ破壊後における財政困難のため、田賦の附加稅として教育畝捐農民銀行基金畝捐建設畝捐等各種の租稅が徵收され、最近各省財政廳の財政部に提出する賦稅概況中においても、その名目の繁多なることは枚擧に遑がない位である。これは國民黨原來の主張に反するをもつて、財政部長宋子文氏は、かつて十月十二日附をもつて、次のごとく各省財政廳に通令し田賦の正稅及び附加稅の總額は、現在地價の百分の一を超過すべからず、これに違ふものは民政財政兩廳連名にて免職懲戒すべしと嚴命した。今右通令の全文は次のごとくである。

「査するに田賦の一項は、中央より各省區に割歸し明に地方收入たることを定むといへども、國民政府財政部組織法第一條第三條の規定によるに、財政部は地方財政に對して、仍ち監督指示の責を有す。本部は前に會て此項の意義に根據し、各省區賦稅概況一覽表の様式を製定し、各省財政廳に様式に依つて記入報告し、以て致核に便すべきやう通令した。今各省が記入報告せる表を査するに、田賦附加稅として列記せるものの中には、教育畝捐、農民銀行基金畝捐、建設畝捐、及び其他の附加稅等があり、その名目繁多にして、枚擧に堪へず、總計一畝に對する各種の附加稅は、遂に原來の正稅の一倍乃至二三倍の鉅額に達してゐる。教育金融建設等の地方事業にあつては、公平なる方法を用ひて、普遍に負擔せしむべく、悉皆これを田賦に附すべきではない。このまゝにせば、これを支那國民黨第一次全國代表大會宣言對內政策第八條田賦地稅の法定額を嚴定し、一切の額外征收を禁止すとの規定に按ずるに、

固より顯に違背してゐる。而もこれに因つて、民衆が田地を厭惡するの危險心理を養成するときは、來るべき後患は深く懼るべきに由り、本部は患を未然に防ぐために、此種の事項に對して、制限を加へざる能はず、茲に辦法八條を訂定すること左の如し。

(一) 田賦の正稅附加稅の總額は、總理の遺教に言ふところの現時の地價の百分の一を超過することを不得ない。其の既に此數を超過せる各縣は再び増加することを不得ない並に陸續方法を設けて、適宜に減少し、地價の百分の一に適合せしむべきである。

(二) 土地附加稅の總額は、舊有正稅の數を超過することを不得ない。其既に正稅を超過せる各縣は、再び附加稅を添加するを得ない。並に陸續方法を設けて適宜に減少し多くとも正稅と同額ならしむべきである。

(三) 忙銀（銀兩を以て納むる田賦）は銀元に改むべく、一畝當り從來納付すべかりし銀額及び銀元換算額並に各種附加稅額は、田單と糧申に明記し知り易からしむべきである。

(四) 漕米は石を元に改むべく、一畝當り納付すべかりし石數及び銀元換算額並に各種附加稅額は、田單及び漕單に明記して知り易からしむべきである。

(五) 忙漕銀元換算額は何れも分までとする。

(六) 各縣に於て忙漕を徵收するには仍ち分期徵收法を用ひ、舊例に照して處理する。

(七) 丈量、價格申告を實行するまでは、地價の百分數は、暫く各縣現時の地價を標準とする。

(八) 前項の地價にして、若し各縣市郷に於て高下ある時は、各市郷の平均數を標準とする。凡て現在徵收の田賦附加稅或は畝捐にして右記辦法の標準よりも高き場合には、漸次低減して、標準に符合せしむべきである。各縣々長

にして、此項の標準に對して、若し故意に反抗無視し、或は更に増加を請ひたる場合には、財政廳は民政廳と連名にて、直ちに該縣々長を免職懲戒すべきである。其の本辦法公布後に於て新に増せる田賦附加税或は畝捐にして、即ち抵解せざる場合にも、亦必ず、財政廳より省政府に呈請し、本部に報告して、審査認可を得たる上、始めて實施することを得る、其の特別市に屬する場合にも、亦必ず財政局より特別市々政府に呈請し、本部に報告して、審査認可を得たる上、始めて行ふことを得べく、擅に自ら徴收を開始し、通案に違ふことを得ない。夫々速に該廳長をして實施せしめ、直ちに所屬に轉飾し、一體に遵守せしむべく、此に令する。」

これによつて田賦並にその附加税は整理輕減され、國民黨政綱の一部は實現されたものといふことができるが、その他の雜捐はこれによつては整理することはできず、依然として存続する外はない。

第五節 結 言

更に日支農民の生活程度を比較するに、その收支額においては、支那農民は日本農民よりも遙に僅少にして、その生活程度の低きを察知することができる。今租税公課負擔額對農民生活費について日本農民の状態を見るに、一九二四年農家經濟調査によれば

| 種別 | 實 額 | 割 合 |
|-----|--------|-------|
| 自作農 | 八七、七一 | 三五・〇% |
| 小作農 | 一四、四六〇 | 一七・六% |

にして、負擔額においては、支那農民は日本農民よりも、遙に僅小なるも支出割合においては、遙に高いことが看

取される。これは支那農民の生活程度に比して、その租税公課の苛重なることを證するものにして、そのために支那農民は生活の壓迫を強度に感じてゐるといはねばならぬ。

次に日支農民の租税公課負擔の所得額に對する割合を比較せんがために、今一九二二年度京都府における各市郡の平均を取らう。

| 種別 | 實 額 | 割 合 |
|------------------|-----------|--------|
| 所得決定額 | 一、〇六七、〇〇〇 | — |
| 地 租 | 三二、二六八 | 一三・一% |
| 所 得 税 | 七、六五二 | 三・一% |
| 府 税 | 六四、八七〇 | 二六・三% |
| 市 町 村 税 | 九四、三五二 | 三八・二% |
| 部落費又は學區會費等 | 三一、七〇三 | 一・二・八% |
| 赤十字社其他之に準ずる會費寄附等 | 一五、八八八 | 六・四% |
| 負擔合計 | 二四六、七三三 | 一〇〇・〇% |
| 所得決定額に對する百分率 | | 二三・一二 |

▲地主 所得決定額 實 額 二、一〇二、〇〇〇 割 合 一〇〇・〇%

第四章 支那農民の租税負擔 四一九

| | | |
|--------------------|---------|-------|
| 地租 | 八四、六三六 | 一四・一 |
| 所得税 | 四二、四四一 | 七・一 |
| 府税 | 一六一、九八六 | 二七・一 |
| 市町村税 | 二一〇、七三〇 | 三五・二 |
| 部落費又は學區會費等 | 六七、二七六 | 一一・二 |
| 赤十字社其他之 に準ずる會費等 | 三一、六八五 | 五・三 |
| 負擔計 | 五九八、七五五 | 一〇〇・〇 |
| 所得決定額に對する百分率 | | 二八・四九 |

上表に依つて、上述せる支那農民の租税負擔とを比較するに租税公課負擔額は、日本農民よりも少きもその所得額亦日本農民よりも遙に少い。しからば租税公課負擔額の所得額に對する割合は如何といふに

| | |
|---------------|------|
| 安徽省蕪湖附近(各層農) | 二、〇% |
| 四川省峨眉山(小作農) | 五、〇 |
| 同 成都平原(半小作農) | 八、〇 |
| 同 (地主) | 一四、六 |
| 江蘇省蕪錫(同) | 二、六 |
| 同 句 容(地主及自作農) | 五、〇 |

上表の如くなれば、租税公課負擔額に於ても所得額に比較するときは、支那農民はその負擔重きがごとく觀らるゝもなほ日本農民に比すれば遙に輕少であり、最も負擔の苛重なりと觀られてゐる成都平原をとるも、尙且日本の約二分の一

一にすぎないのである。この比較研究の結果は、何を物語るかといふに、支那農業の生産力の減退を示すものであると思ふ故に上述せる研究の結果により、支那政府の農村財政政策は

- 一、租税公課の負擔を輕減すること
- 二、統制を整理して雜税を廢止すること
- 三、租税徵收方法を改善すること
- 四、租税の制定に人民の同意を求めること
- 五、租税收入を主として地方の建設事業に支出すること
- 六、商工業者との負擔の均衡をはかること

であらねばならぬと信ずる。なほ終に一言すべきは、農業國たる支那の主要財源は、農民の負擔に待たねばならぬが、支那の農業生産は極度に減退し、農業所得額に對する租税公課負擔額は、日本のごときよりも遙に低率なるに拘らず、支那農民の生活上においては、日本のごときよりも遙に高率にして、小作料と租税の負擔は、支出の大部分を占め、農業經營費は日本のごときよりも遙に少く、現在のまゝでは支那の農業生産は益々減退し、農民の破綻を來すの惧あり、將來は必ずや商工業者の負擔によつて主として國家收入を仰がなければならぬ趨勢にあることが看取されるが、その推移過程に於て、支那は初めて封建國家の域を脱離し得ると思ふ。(一九二八)

第五章 江蘇の力米

第一節 力米の性質

力米は一に脚銷または脚銷費といひ、江蘇省諸地方殊に吳縣において盛に行はれるもので、その沿革は頗る古い。力米とは、小作農が地主に對して小作料を納付するとき、手数料として地主に納付する物件をいふのである。

【註】拙著「革命支那農村の實證的研究」第一三七—一五五頁参照

第二節 力米の數量

力米は米または銀元をもつて納付せられ、米の場合には一畝に付約三四升、銀元の場合には小作料一元に付約六分を普通とする。^(一)力米は元來米をもつて納付すべきものにして、したがつてその名稱が發生したのであるが、貨幣經濟の發達と地主の便宜のために小作料が銀元に換算され銀元をもつて徴收するに至るや、力米もまた銀元をもつて徴收するにいたり、こゝに脚銷費なる名稱が新に發生したものである。

【註一】江蘇農績公報第一期（一九二八、七、一）第二三頁

第三節 力米の發生理由

江蘇において力米の慣習が發生したのは、この地方は從來土豪劣紳貪官汚吏の産地にして、地主の勢力は殊に大き

く、その小作農に對する搾取は、非常に苛酷である。そこで地主に雇傭されて小作料の取立に任ずる催甲——小作料取立人——は、地主の負擔を軽減すると同時に、自らもその割前に預るために、こゝに力米が發生したのである。力米は、歴史的關係上、小作契約書に明記され、または暗黙の内に慣習として認めらるゝにいたり、爾來牢乎として破ることができず、最近まで繼續したのである。

こゝに力米の最も盛に行はれる吳縣の小作料徴收の狀況を検討する……

果縣——すなはち蘇州——の地主は多くは尊大にして、小作料の徴收狀況は非常に複雑である。この地方の少數の地主は現時にいたつても、依然として米を徴收してゐるが、その多くは現銀をもつて徴收し、これを折價といつてゐる。小作米の現銀換算率は從來一定の標準はなく、各地主によつて異つてゐるが、近年地主組合——田業公會——が設立されて以來、その換算率は、小作料徴收開始期に當り、地主組合において公定し、各地主はこれを標準として、多少の増減をなすやうになつたが、その差ははなはだしくはない。従前には一石を五、六元に換算してゐるが、近年は米價の上騰につれて一石を九元内外に換算するやうになつた。豊作の年にはかゝる上騰せる小作料にも堪へ得るが、稍凶作の年には、小作料の納付について、紛糾を招かざるを得なれず、訴訟となり、家産を傾けざるを得ないのである。^(二)

地主が小作料を徴收する場所は多くは自己の住宅にして、毎年十月上旬になれば小作料の徴收を開始するが、その時は門口に大きな朱塗の立札をなし

「本棧は何月何日から小作料の徴收を開始する」

旨を公告する。棧とは屋號にして勿論地主によつて異なるが、この地方での大地主としては、潘松鱗棧、程貽豐棧等が

最も著名である。小作料徴収期間は四十日間で、これを限といひ、開始前十日間を飛限、開始後十日間を頭限、二十日間を二限、三十日間を三限といふ。飛限内に小作料を納付するものには、若干の割引をなすのである。^(二)三限を経過しても小作料を完納しない場合には、地主は人を小作農の許に派遣して納付を督促せしめるが、これを出賑といひ、地主に雇傭されて小作料の督促に赴くものを借甲といふ。この借甲は、一人で數戸數十戸の地主に雇傭され、農事に精通してゐるから、小作農はこれを憚り、催伯伯といつて敬遠してゐる。^(三)

【註一】 張授著『老農今話』第八五頁

【註二】 張授は、この割引米を力米といつてゐるが、それならば小作農にとつて有利であり、敢て廢止する必要もないから、何等かの誤謬であると思ふ。こゝにも封建學者の勞作に對する警戒の必要を發見する。

【註三】 同上書第八五—六頁

第四節 力米の存廢問題

力米は、かく小作農にとつては好ましからぬ負擔で、舊來の惡習——陋規または苛例——であつたが、革命軍が江蘇に入つてからも、暫くは封建勢力に妨げられて、依然として存置してた。しかし漸次、力米に關する訴訟事件が増加するやうになつた。これは一方、農民の自覺を示すと同時に、他方、農民の堪ゆでからざる苦惱を表はせるものである。

かくて力米の存廢問題が起つたが、吳縣農民協會準備委員彭東孫は、省政府に向つて、農民を代表して、これが廢止を請願したが、^(一)地主は飽までも、これが存置を主張し、その理由として、次の四項を舉示したのである。^(二)

- 1、地主が小作料を徴収し、小作農が小作料を納付することは、本來一種の債權債務關係にして、小作農が小作料を納付する際に、少額の力米を納付するのは、債務履行に對する一種の費用である。
- 2、力米は小作契約に記載されてをり、契約が一旦成立した以上、私法上の權利義務は當然これに拘束されねばならぬ。
- 3、小作農が小作料を納付するには、二種の手續を要する。始め催甲から小作料納付證——租票——を受取つた上で、小作料を納付するものであるが、催甲が小作農に代つてその一部の勞務を提供する以上、小作農は催甲に對して、相當の報酬をしなければならぬ。
- 4、力米は地租徴收の手續料と同様の性質を有するものであるから、地租徴收の手續料が廢止されない以上、力米も存置さるべきものである。

力米存置についての叙上の四理由について、江蘇省農民整理委員會及び江蘇省黨務指導委員會民衆訓練委員會は、會または個人の名義をもつて、凡そ次のごとくに反駁してゐる……

(一)小作農が地主に小作料を納付するのは、一種、債權者と債務者との關係に似てはゐるが、その動機には明に差異がある。地主の土地は、本來地主自身耕作すべきものであるが、安逸を貪り苦勞を避け、またはより大なる利益を計るために、自ら耕作しないで、第三者に小作せしめるもので、普通の債務者が、自身の將來の利益を計り、または當面の苦痛を避けるために、債權者に向つて借入を請求する場合は兩者の性質は、根本的に異なる。^(三)

(二)小作料は小作農の所在地においてこれを納付すべく、(勿論第一小作農が自ら耕作し、耕作地が近接せる場合であるが、第二小作農に轉貸され、耕地の遠隔なる場合には、土地所在地をもつて小作農所在地となすべきである)こ

これは一定不易の條理にして、この條理に従ふときは、債務履行の費用はあり得べきものでない。^(四) 債務履行の費用といふことは、本來一種の陋規であり、不良の習慣であり、何等法律上の根據のないことである。殊に革命政府の下においては、絶対にこれを廢止して、人民の苦難を軽減すべきものである。若しも當事者間に、債務によつて訴訟が発生した場合、債務者は訴訟費用を負担すべきであるが、絶対にその他の費用を負担すべき理由はない。^(五)

次に、小作料納付の場所について見るに、本來當事者の合意によつて定めらるべきものにして、地主が農村に出張して徴収するか、または小作農が地主の家に運搬して納付するかにより、その費用は、地主または小作農自身これを負擔すべきものである。吳縣の農民のときは、本來自ら小作料を運搬して納付するものであるが、しかも地主のみは小作農に力米を要求し、小作農は運搬料——送力——を要求することができないといふことは、極めて不公平である。^(六)

(三)力米は契約に記載されてゐるが、契約が成立したる以上、私法上における權利義務は、當然これによつて拘束されねばならぬといふが、これも不當である。眞正なる契約は互惠的にして片務的ならず、双方の同意せるものにして、外力の影響を受けて成立したものであつてはならぬ。強制契約はこれを履行する義務を有しまい。軍閥及びその走狗並に封建勢力の下にあつた江蘇の農民は、地主の資力と勢力に壓されて、かゝる強制契約にすら承認を與へたものである。しかしかゝる契約が、債務者たる小作農を拘束すべき理由はない。^(七)

(四)小作農は、地主から直接土地を小作することになつてゐるのであるから、當然直接地主に對して小作料を納付しさへすればよい。しかるに始めに催甲から租票を受取り、次で棧友に對して小作料を納付するやうな二重の手續は、

一つの惡習で、存在すべき理由がない。しかるに地主が、催甲なるものを使用し、農民を搾取しながら、債務履行の費用と主張するのは、不合理である。^(八)

力米は小作料の五——六%に當り、これは地主から催甲に支拂はるゝとはいへ、催甲なるものは地主が自由に雇傭したものであり、地主に對して責任を負ひ、地主に對して義務を盡すのであるから、その報酬は地主において負擔すべく、これを小作農に轉嫁すべき理由はない。^(九)

(五)力米は地租徴收にあつて手数料と同一の性質を有するといふも、その手数料は、原來前清の收稅吏が、地主の目減を口實にして實施したもので、不正の收入であり、善政ではなく、今日においては當然改革されるべきものである。しかも地主は政府ではなく、小作農は地主の統治下にある人民でもないのに、地主が政府のやうに、農民から規定外の徴收をするといふことは、理由のないことである。^(一〇)

更に進んで、國民黨々綱に基いて、力米の當然廢止されるべきことが強調され、遂にこれが廢止命令が出で、江蘇農民は、封建地主の一搾取型態から解放され、革命政府治下に、聊かの勝利を得たのである。

【註一】『江蘇農民』(江蘇省農民協會整理委員會刊)第四期(一九二八、一〇、二五)

【註二】『革命民衆』(江蘇省黨務指導委員會民衆訓練委員會編印)第六期(一九二八、一〇、二〇)

【註三】倪嗣稿『吾々が小作農を搾取し力米を徴収することに對して取る態度』(革命民衆第六期)

【註四】同上

【註五】『江蘇農民』同上

【註六】同上

【註六】「江蘇農民」及「革命民衆」

【註七】同 上

【註八】同 上

【註九】「江蘇農民」第四期

【註一〇】「江蘇農民」及「革命民衆」

【註一一】黃昌年稿『力米存廢問題』(革命民衆第六期)第一五一—二〇頁

【註一二】農績公報第一期第二三頁

第五節 餘 言

なほ力米存廢問題に關して、地主及び縣長の態度を見るに、次の事項が犇々と感ぜられる。

1、縣長は地主の利益を代表しこれを擁護すること

1、地主の小作農に對する關係は經濟學的強制であり、領主の領民に對するがごとくであり、この關係は封建的關係といふにふさはしい。

支那においては、力米のとき性質を有するその他種々の不正なる搾取形態があり、革命政府治下においては當然廢止されねばならぬが、往年力米を廢止し、輝かしい農民運動を支持した革命的意氣をもつて支那の農村革命が行はれるか否かを、局外者として刮目して見たい。(一九三〇、三、一三)

第六章 支那地主の私刑

第一節 序 言

私は、曩に支那地主の小作農に對する種々なる苛例を述べたが、こゝには、支那の農民解放運動者自身においても、餘り強調してをらぬかに見受けらるる支那地主の小作農に對する私刑について、聊か検討を試みることにする。

支那地主の私刑、それは二つの方面に區分される。

1、小作農の家屋家財農具の差押

2、小作農の拘禁體刑

今は、第一の方面から、検討を進める。

第二節 小作農の家屋家財農具の差押

「廣東農民運動概述」第七節を見るに、東江方面(海豐を標準とする)においては、實に驚くべき次の事實を發見するのである。

「更に、數十仙を地保と練總に與へ、地保と練總をして、農民の家のものを悉皆封印させる地主がある。また彼等をして、農民の飼つてゐる豚牛、農民の使つてゐる農具及び飯釜茶切庖丁までも拉致させるものがある。農民は、練總が家に封印するのを最も懼れる。何故なれば、家に封印されては、地主に競賣に附せられ、農民は家があ

つても歸ることもできず、夜になつても宿するところもない苦しみを嘗めねばならぬからである。……農民が年末に、佛前に備へるために買つてきたものでも、往々地主のために路上で搔拂はれる。」

それは勿論、小作農が期限内に小作料を納付しない場合のことではあるが、たとへ家屋家財の差押とはいへ、日常生活の必需品たる鍋釜庖丁までも、法律上の手續をとらないで、地主が勝手に、地保、練總を指使して、これらを差押へるにいたつては、その不法なること、實に吾々の想像に及ばないところである。

次に、西江方面（廣寧、高要兩縣を標準とする）を見るも、同様の事實を發見する。

「規定によるに、定額小作料は、元來少しも滞納することはできないが、平時においては、年末までは猶豫を求めて納付することができる。若しも年末になつても、なほ納付しないときは、除夜に催促に来るが、通例年越の品物と種子を拉致し、翌年の正月まで引延ばす。翌年の正月末の種蒔時になると、地主はまた催促に来るが、萬一農民が、その時もなほ納付する術のないときには、地主は農民の牛を牽いて往く。或るとき、一人の農民が、小作料十二弗を滞納したところが、地主は六人も遣つて強硬に催促させた、それでもその農民は、納付する錢がなかつたので、地主は直ちにその六人に命じて、農民の牛を牽いて往かした。農民は植付が急ぐので、借金しても小作料の不足を拂つて、牛を連れて歸るより外はなかつた。借金も手順よく運んで、翌日早速納めに往つたが、牛を連れてくることはできなかつた。その時の地主の言分はかうである……」

「俺は六人の人を遣つたのだから一人二十仙の草鞋錢を寄越せ、もう一弗二十仙持つて來たら牛を連れて往つてよい。」

その農民は途方に暮れて、六里の道（地主のところまで六里ある）を空しく歸つて來た。その翌日——三日目——

農民は一弗二十仙持つて往つたが、地主はまた牛を連れて歸ることを許さなかつた。その日の地主の言分はかうだ。

「牛を二日飼つて置いたのだから一日二十仙の秣草料を寄越せ、明日取りに來るとして、三日分の飼料——都合六十仙を持つて來さへすれば、何時でも牛はして遣る。」

その日も、その農民は、六里の道を空しく往復した。四日目には、その農民も利巧になつて、地主が要求した六十仙の外に二十仙を餘分に用意して往つた。それは地主が牛を連つて往つた日まで加へると四日になるからである。

農民はそれでも先づ地主に六十仙渡すと地主は案に違はず、「四日飼つて置いたのだから、もう二十仙寄越せ」と要求した。そこで農民は、すぐさま風呂敷の中から、二十仙取り出して渡したのである。かうなると誰でも、今度こそは、その農民は牛を連れて歸つて植付ができただらうと思ふだらう。がしかし、それでもなほできなかったのである。何故かといふと、二日目に農民が一元二十仙支拂つたとき、地主はすでにその土地を第三者に小作さすことにしてゐたからである。それでその農民は、牛は連れて歸つても、植付はできなかったのである。地主は、小作料として、小作米または小作代を要求するのみでなく、時としては、農民の耕牛や年越の品物さへも持ち去るのである。時としては、農民の子女さへも拉致し去るのである。或るときのごとき、農民に納付すべき小作料がなかつたら、地主はその農民の娘を拉致し去り、久しい間贖ができなかつたら、地主はその娘を自分の息子の嫁にしてしまつたことがある。こんな事情は、潭柘射崗方面には非常に多い。」

かく日常必需品の外、佛前への供物、貧しい新年の祝物、耕作に必要な耕牛、農具、甚しきは子女をも差押へて、なほかつ小作料の取立をなさんとする支那地主の暴虐は、言語に絶するものといはねばならぬ。一頭の牛の取戻に關

する一挿話のごとき、地主自らは勝手に使者を出し耕牛を拉去しながら、草鞋錢、飼料を要求し、しかも植付の繁忙期に、六里（日本里數）の道を三日も、空しく往復せしめて、恬として恥ぢない地主の横暴は、何人といへども心悪く思はざるを得ないものがある。

【註一】『廣東農民運動概説』第一章第七節甲b(一)

【註二】同上乙a(二)

第三節 小作農の拘禁體刑

次には、小作農の拘禁體刑に移る。

「民國以前には——と劉大鈞博士はいふ——小作農が、小作料を滞納したときには、官署に突き出して處罰させた
り、或は地主自ら奴隸に命じて笞刑を加へることができたが、今日では頗る稀にしか見られない。蓋し、笞刑はすでに廢せられて、違法と見做され、地主が請求しても、地方官吏が往々許さないからである。故に、地主には、小作農を拘束し難いことにつき、その笞を官憲に歸するものがある。しかし社會的觀點からいへば、これは實に一つの進歩である。」⁽¹⁾

劉博士のいはるゝがごときことが眞に事實だとすれば、それは實に支那農村社會の一大進歩である。しかし、事實は必ずしもさうではない。また劉博士のいはるゝがごとく、地主は官憲または地主自身の笞刑の廢止について、その笞を官憲に歸するほど、今なほ貪慾である。横暴である、それはこゝに述べる地主の小作農に對する拘禁體刑に、明にその遺習を發見することができる。

支那地主の小作農に對する拘禁體刑は、相當廣汎なる範圍に亘り、江蘇省南通縣(2)崑山縣(3)無錫縣(4)吳江縣(5)等より、廣東省東江高沙(6)に及び、今なほ明に嚴存してゐる。

地主が小作農を拘禁する場所を押佃所といひ、地主の住宅の一部内に設けられてをり、吾邦の昔の座敷牢のごときものである。しかしして小作農が小作料を滞納しても、地主が勝手に小作農を拘禁することは、法律上許可されてゐないものごとく、地主は豫め縣知事から白紙の令狀(空白長單)の下付を受けてをかねばならない(7)。これがあれば、小作農が小作料を滞納したときには、地主はこれに必要事項を記入し、これをもつてその小作農を逮捕拘禁することができるのである。

小作農拘禁所は、地主の私設の外に、官設のものもあるがごとく、喬啓明氏は崑山縣について、次のごとく述べてゐる。

「押佃所は、全く期限を過ぎて小作料を納付しない小作農のために設けたるものにして、崑山の城市郷鎮に多くこれを見る。著者調査の時、縣公署の允許を得て、會て署内の押佃所を參觀した。所内に拘禁されてゐるものは合計十五人男子十人女子五人、滞納せる小作料は多くとも三十元内外にすぎない、女子が拘禁されてゐるのは、夫が逃走して逮捕されないから、その妻が拘禁されたものである。この種の行爲は、縣署と地主と皆なよくこれをなす。」⁽⁸⁾
官設拘禁所に小作料を滞納せる小作農の逮捕拘禁について、地主が起訴するには、崑山縣のごとき、切脚なる書狀を用ゆるがごとく、これに基いて地主は該小作農を逮捕拘禁するのである。その書狀の様式は次のごとくである。⁽⁹⁾

切 脚

仰某某地保將頭某某抗租不交立即提案嚴辦

崑山縣知事

中華民國 年 月 日 示

頭佃住某區某圖承種某區某圖某字圩田 畝 分

この拘禁も、決して文明的なものではなく、その中で無残な體刑が加へられることが普通である。

〔海豐（廣東省——筆者註）の鹿境の蔡といふ地主は、更に兇惡で、彼は高莎の農民が住んでゐる地方の附近に、一軒の家を建て、人をしてその家に農民を監守し、農民に小作料を督せしめ、農民が久しく小作料を滞納した場合には、彼は直ちにその人をして農民を逮捕し「猴子吊」といふ苦刑に處せしめ、農民の母親妻子をしてこれを見せしめ、早く工面して小作料を納付せしめる。農民がその家を見て、非常に惧れるのは、内部に刑具が備え付けてあるからである。〕

その刑具が何であるか、「猴子吊」といふ刑が何であるかは、吾々には判らないが、その地方の農民が、これを非常に惧れるといふことから、如何に殘酷なものであるかが、略ぼ想像される。

それは、廣東の私設拘禁所についての實狀であるが、江蘇崑山縣の官設拘禁所のそれを見よう。

〔小作農は——と喬啓明氏といふ——地主の虐待を受けて拘留されるのみでなく、拘禁所内の看守もまた刻薄寡恩にして、小作農を欺凌する。その顯著なるものを後に述べる……〕

〔甲〕小作農が、所内にある場合には、看守は食物を小作農に強賣し得るが、その値段は一杯の飯も市中より約三倍高く、且つ飯代も先拂である。家族の差入は妨害される。

〔乙〕小作農は所内では押費を支拂はねばならず、それでなければ小作農は必ず苦痛を受ける。〕

差入の妨止、飯代の搾取、更に押費による體刑の免除、拘禁所内における小作農の悲惨なることよ！のみならず、崑山縣には、他縣に多く類のない追租局——滞納小作料取上局——といふ組織があり、全く地主組合の御用機關で、しかもその追租委員は、縣公署から警察署員を任命してゐる。その手當は地主の負擔であり、小作料滞納事項は、この追租局にて直接審理取立をするのである。若し拘禁所に拘禁されてゐる内に、小作料を完納しない場合には、この追租委員は、その地主の兇惡なる代辯者たる本質を發揮して、審問且つ笞刑を加へるのである。

〔註一〕 劉大鈞稿『我國之佃租制度』

〔註二〕 吳覺農稿『支那的農村經濟與農民』

〔註三〕 喬啓明稿『江蘇崑山南通安徽宿縣佃租制度之比較以及改良佃租問題之建議』(民國十五年五月) 第五〇——五二頁

〔註四〕 東方雜誌第二四卷第一六號第一〇九頁

〔註五〕 江蘇省農民協會籌備委員會調『江蘇田租調查報告』同會刊『農運工作報告專刊』第五期

〔註六〕 『廣東農民運動概述』第一章第七節甲b(1)

〔註七〕 『農運工作專刊』第五期

〔註八〕 喬啓明著前掲書第五二頁

〔註九〕 同上第五一頁

〔註一〇〕 『廣東農民運動概述』第一章第七節甲b(1)

〔註一一〕 喬啓明著前掲書第五二頁

〔註一二〕 同上第五一頁

第四節 結 言

吾々は、以上によつて、支那地主の暴虐なる私刑の素描を終つたが、浙江の人事、海豊その他各地に見る子女の差押に、中世地主の初夜の権の面影を偲び、小作農に對する地主の拘禁體刑の無残に、中世地主の農奴に對して髮毛を食はしめて快を食つた兇暴なる顔相を見る。

支那の農民は、現代においても、かく虐げられてゐる！ 彼等は農奴的である！ 支那における地主對小作農の關係は、封建的な、餘りに封建的なものである。

レーニンはいふ……

「土地不足の結果、ありとあらゆる形の賦役關係が、借地を基礎として生ずる。その本質から云つて、借地は、地主經濟の雇役制度として現はれるものである。それは農奴的方法で、地主に勞働力を供給するものである。従つて、農民の借地が、農奴的なものであることは、疑を容れぬ。」

マルクスはいふ……

「所有關係は、同時に直接の支配と隷屬との關係として現はれ、従つてまた、直接の生産者は非自由者として現はれねばならぬことは明かである。こゝにいふ非自由とは強役勞働を伴ふ農奴制から漸次緩和して單なる貢稅義務にいたるまでを包含し得る。」

バック教授 (J. L. Buck) ——その農村調査は、餘りにアメリカ的であり、支那農村の實相を明にするものでない——も、こゝでは稍々明確にいふ……

「(支那の)地主は、小作農を單に奴隸と見做す」

かく虐げられた支那の農民が起つのは當然である。かゝる壓迫の烈しい地方ほど、農民の反抗運動が烈しいことも當然である。支那の農民が解放の途上に斷つべき縛は、かゝる陰慘たる封建的重壓である。

【註一】 レーニン著「ロシア農村問題」(佐野文夫譯) 第五三頁

【註二】 資本論第三卷「下」第三二九頁

【註三】 J. L. Buck: Land ownership and tenancy in China p. 2.

——虐げられた支那農民のために、病床にて(一九三〇、四、二)

第七章 支那農業の危機と農家の負債

第一節 支那農業の危機

支那の農村生産力は、最近數十年來、進歩のないのみか、かへつて日に破壊されつゝある。かゝる支那農村生産力の破壊は

- 1、飢饉天災の頻發
- 2、土地生産率の低下
- 3、土地肥力の低下

等に表現されてをり、今や支那農村經濟の危機は、異常に尖鋭化してゐるが、その危機の根本原因は、農村における封建的搾取關係にある。すなはち、現代支那に見る空前に残酷な封建的搾取關係は、一方、極めて多數の農民をして、最低限度の生活すらも維持することができず、農村を離れしめ、そのために、荒地を増加し、社會において生産に従事せずかへつて生産を破壊するやうな分子を増加せしめてゐる（支那の幼稚なる工業は、農村における莫大なる相對的過剰人口を吸収するだけの力がない）、他方、より一層重要なことは、かゝる残酷な搾取は、勞働農民をして、最低限度の生活すらも不可能ならしめ、そのために、彼等は生産技術を改良すべき何等の餘裕も絶對にもたず、甚しきは在來の生産技術すらも、維持することができない。更に彼等は、擴張再生産ではなく、單純再生産すらも、行ふことができないのである。かくて支那農村經濟の生産力は、破壊低下に陥らざるを得ないのである。

第二節 支那農家經濟の破綻

支那農業のかゝる危機が、その農家經濟の上に、如何に如實に表現されてゐるかを見やう。勿論、支那には、全國的な農家經濟調査が、まだ完全に行はれてゐないから、地方的な調査に據る外はない。

江蘇省武進縣の農家經濟を見るに、農民の唯一の収入は收穫物であるが、今一農家が十二畝（一畝は約我が二〇〇坪）を耕作する場合において、平年の收支は

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|------|---|-----|----|----|-----|----|-----|-----|----|-------|-----|------|
| 收入 | 米 | 四十八石 | 麥 | 十八石 | 薪 | 其他 | 合計 | 支出 | 小作料 | 牛飼料 | 肥料 | 農具補充費 | 其他 | 差引剩餘 |
| | | 二二八弗 | | 七二 | 一一 | 二四 | 三九六 | | 一四四 | 三六 | 六〇 | 一〇 | 二六二 | 一三四 |

その内から、薪を自家用にすれば、剩餘は僅に年百二十一元にしかならない。一戸少くとも四人家族とすれば、毎

日食費平均五十仙を要するから、僅に八ヶ月しか糊口を凌ぐことはできない。若しも一旦凶年に遭遇すれば、小作料支出は同額で収入が激減するから、直ちに生活に困ることになる。^(二)しかし、農家の経費は、食費のみではないが、食費だけでも足りないものであるから、その他の経費は、何等か他の方法に據る外はない。

一九二三年四月、顧復氏が、江蘇省無錫附近の自作農（一戸五人耕作面積十畝）について調査したところによれば、

| | |
|-------|-----|
| 收入 | 支出 |
| 作物 | 食費 |
| 蔬菜、家畜 | 衣服費 |
| 養蠶 | 被服費 |
| 其他 | 教育費 |
| 合計 | 家屋費 |
| 二三四 | 衛生費 |
| 四〇 | 婚葬費 |
| | 租稅 |
| | 雜費 |
| | 合計 |
| 一四〇元 | 二〇八 |
| 三〇 | 一〇 |
| 二四 | 一〇 |
| | 六 |
| | 一二 |
| | 二〇 |
| | 一八〇 |
| | 二〇 |
| | 二七四 |
| | 四〇 |

合計 二七四
 差引不足 四〇

江蘇省においても、最も豊饒である無錫地方の自作農すら、かく収入不足に悩むもので他は推察に難くない。廣東省海豐縣において、一石種の田地を耕作する小作農の經濟状態を見るに

| | |
|-------|-------|
| 收入 | 支出 |
| 米、副産物 | 小作料 |
| 九〇弗 | 肥料費 |
| 四五 | 農具修理費 |
| 三〇 | 飼料 |
| 二 | 生活費 |
| 三 | 合計 |
| 八〇 | 一六〇 |
| | 六六 |
| | 差引不足 |
| | 二七四 |
| | 四〇 |

である。農家經濟のかゝる状態は、僅に一地方に局限されてゐるのではなく、全國に普遍的な現象である。

張鏡予氏は、支那の農家經濟を研究したる後、支那農家にして一戸五人の最低生活費は毎年百三十元乃至百五十元なければならぬとしてゐるが、この標準によれば、支那農家にして二十五畝以下を耕作するものは、いづれも貧乏線以下にある農家で、かゝる農民は全人口の六三%を占め、その數は實に二億二千八百六十萬の多きに達してゐる。かくて支那人口の六三%は貧乏線以下にあえぎ、封建的搾取關係の下にあるものであることが判る。

註一 農家稿『武進農民狀況』(『東方雜誌』第二四卷第一六號)

【註二】 顧復著『支那農村社會學』

【註三】 鄧文儀著『支那革命と民生問題』

【註四】 張鏡予稿『支那農民經濟の困難と救済』『東方雜誌』第二六卷第九號

第二節 支那農家の負債

張鏡予氏の結論によれば、支那全人口の六三%は、貧乏線以下にあるものであるが、最近の調査に據るに、江蘇浙江のごとき、豊饒なる地方においてすら、農家の四三・二%乃至五九・四九%は、收支相償はざるものであり、彼等は已むを得ず、その差額を負債によつて、補充しつゝ、漸く糊口を凌がねばならぬのである。

江蘇農民銀行管下の産業組合加入者四百二十六戸について一九二八年末調査したところによれば、

| 負債なきもの | 戸数 | 百分率 |
|-------------|-----|-------|
| 負債五〇元以下 | 四四 | 一〇・三 |
| 同五一元乃至一〇〇元 | 八四 | 一九・七 |
| 同一一〇元乃至二〇〇元 | 一〇八 | 二五・四 |
| 同二〇一元乃至三〇〇元 | 九一 | 二一・四 |
| 同三〇一元以上 | 六六 | 一五・五 |
| 合計 | 三三三 | 七・七 |
| | 四二六 | 一〇〇・〇 |

上表に據れば、組合員の八九・七%は何れも負債者にして、その負債總額は六萬一千六百九十五元、一戸平均百四

十五元十仙、最高千五百元、最低五元である。

次に浙江大學農學院社會科學生八名が、教授指導の下に、一九二九年七月十日より約五十二日間に、同省八縣下三十二ヶ村について調査したるところに據れば、農家の負債狀況は次表のごとくである。

| 農家 | 負債戸数の全村農民戸数に対する百分率 | 負債額の財產への比 | 負債額 | |
|----|--------------------|-----------|---------|-----|
| | | | 最高元 | 最低元 |
| 金華 | 五七・五〇 | 二五・七 | 二、五〇〇 | 五 |
| 蘭谿 | 八三・八二 | 四四・〇 | 七〇〇 | 一〇 |
| 龍泉 | 六一・三二 | 二六・九 | 一、二〇〇 | 五 |
| 縉雲 | 六一・五四 | — | 二〇〇 | 一〇 |
| 衢縣 | 六八・九五 | 三三・四 | 三、五〇〇 | 五 |
| 東陽 | 五一・二五 | 二七・五 | 六〇〇 | 二〇 |
| 江山 | 三三・六二 | 二七・〇 | 一、〇〇〇 | 五 |
| 崇德 | 五一・八〇 | 三六・一 | 二、〇〇〇 | 五〇 |
| 平均 | 五八・八一 | 三一・六 | 一、四六二・六 | 一二五 |

上表に據れば、負債戸数は全村農民戸数の五八・八一%に當り、負債者が非負債者よりも遙に多いことが判る。負債額と財産額との比は三一・六%にして、負債額平均は七三七・五元になつてゐる。しかも支那の農家經濟は前述のごとくであるから、負債の償却は困難にして、年々債鬼に悩まされ、遂には破産し、流離する外はない。

國民政府は、農民の解放を期し、小作料二割五分引下、苛税雜捐の廢止、地權の平均等を標榜してゐるが、未だ僅に土豪劣紳の一部を打倒し、封建的搾取關係の部分的改革をなしたるのみにして、農民問題の徹底的解決は行はれてゐない。しかし支那農家の前述のごとき破綻に直面しては、差當り農民銀行産業組合の振興に依り、農民に資金を供給すべく努めてゐるやうに見受けられる。勿論、それとても、江蘇、浙江を主とし、漸次に他に及ぼされる傾向にあるにすぎない。

江蘇について見るに、農民銀行は自ら指導して、その管下に各種の産業組合を設立し、これを通じて組合農民に資金の融通をなすやうに努めてゐる。一九二九年末現在の統計を見るに

| | | |
|------|-----|--------|
| 信用組合 | 四八一 | 一四、五四六 |
| 利用組合 | 一一二 | 四九九 |
| 生産組合 | 二二 | 三、二九二 |
| 販賣組合 | 三 | 五六六 |
| 消費組合 | 一一 | 一、三五四 |
| 合計 | 五二八 | 二〇、二五七 |

に達してゐる。これらの組合を通じての資金貸出状況を見るに、一九二九年末現在において、三百六十八戸二萬四千七百三十七元に達し、その用途は次表のごとくである。

| | | |
|------|-------|-------|
| 負債償還 | 戸數百分率 | 金額百分率 |
| 田地買戻 | 四五・一 | 六一・二 |
| | 三・三 | 七・六 |

| | | |
|-------|-------|-------|
| 副業經營 | 四・六 | 七・〇 |
| 堤防修理 | 一・六 | 二・〇 |
| 營業資金 | 二七・二 | 四・九 |
| 必需品購入 | 九・二 | 九・二 |
| 生産費用 | 九・〇 | 八・一 |
| 合計 | 一〇〇・〇 | 一〇〇・〇 |

上表によるに、貸出金額の約六八%は負債の償還に充當されるもので、前述のごとき多數の農民が、高利な負債に呻吟しつゝある以上、低利資金に借替ふべきは當然であり、これによつて農民は高利貸資本から解放されるとはいへ、農民銀行の資金は缺乏し、金利は年五分以上を下らず、貸出は制限されてゐるから、農民銀行の低利資金の恩恵に浴することは、一少部分の富農地主に限られ、農民の大部分は依然封建的搾取關係に束縛され、支那農村經濟の生産力は、このまゝでは發展すべき餘地が塞がれてをり、將來更に農民問題が、新しい意味において、擡頭し來るものと見ねばならない。(一九三二、一一、二二七)

【註一】 唐啓宇博士著「組合概論」第二五三頁

【註二】 江蘇農民銀行報告書第一冊第二一三頁

第八章 支那農民經濟の極貧化

第一節 支那農民の生活程度

支那農民は如何なる生活程度にあるか。かつて北平協和醫院教授ベルナルド・リード氏が調査したる結果によれば、五人農家の生計必要費は年百八十八元にして、その内譯は次のごとくである。

| | |
|----------------------|------|
| 穀類、蔬菜、油、鹽、醬油等（肉類を除く） | 一五〇元 |
| 被服 | 二〇元 |
| 住宅費 | 五元 |
| 燈火費 | 五元 |
| 醫藥、交際、教育、娛樂、雜費 | 七元 |

しかしこの中には、租税等の負擔は含まれてゐないから、實際にはこれ以上を必要とする。また金陵大學ゼー・エル・バック教授の研究の結果によれば、支那農家（一戸五・九四人とし）の必要生計費は二百二十八元三二にして、その内譯は次表のごとくである。

| | |
|----|---------|
| 食料 | 一三六・二九元 |
| 家賃 | 一一・三二元 |
| 被服 | 一七・三一元 |
| 燃料 | 二五・三二元 |

| | |
|------|--------|
| 醫藥 | 一・八五元 |
| 生活改良 | 一〇・六一元 |
| 個人嗜好 | 一〇・二六元 |
| 器具設備 | 一・六三元 |
| 雜費 | 三・七三元 |

この中にも、租税等の負擔を含んでゐないから、實際には、これ以上を必要とするのである。

しかるにバック教授の調査によれば、支那においては土地二十五畝（一畝は我が約二百坪）以下を所有する農民においては、その年収入が右の必要生計費以下である。しかも支那に於ては、土地なきか又は二十五畝以下のものが、全農業人口の約八五%を占めてゐるが故に、支那農民の大半は右の生活程度以下の窮乏生活を送つてゐるものといはなければならない。

しかもかゝる窮乏せる支那の農民經濟は、世界經濟恐慌の一環としてその構成要素を成してゐる支那農業恐慌と工業恐慌の激化によつて、今や極貧化過程を驀進しつゝある。

第二節 支那農民經濟極貧化の諸原因

— 收入方面の考察 —

支那農民經濟の極貧化の原因は、收入方面においては、次の諸點に歸着する。

1、農産物價格の暴落

- 2、農産物生産の減退
- 3、家内工業の衰退
- 4、牧畜業の衰退
- 5、勞賃収入の減退

(一) 農産物價格の暴落
支那の重要な技術的商業的農産物たる繭、生絲、茶、落花生、胡麻、油實等々は近年來その價格を暴落しつつある。

江蘇浙江の主要養蠶地方における最近五年來の繭價格の變動を見るに次表のごとくである。(單位一擔に付元)

| 無錫 | 蘇州 | 杭州 | 嘉興 | 一九三〇年 | | 一九三二年 | | 一九三四年 | |
|-----|-----|-----|-----|-------|----|-------|----|-------|----|
| | | | | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 |
| 改良種 | 改良種 | 改良種 | 改良種 | 一二〇 | 九〇 | 九五 | 七〇 | 四〇 | 三四 |
| 在來種 | 在來種 | 在來種 | 在來種 | 七〇 | 六〇 | 六〇 | 五〇 | 三二 | 二六 |
| | | | | 六〇 | 四五 | 五〇 | 三八 | 二八 | 二〇 |
| | | | | 七〇 | 六〇 | 六〇 | 五〇 | 二七 | 二三 |
| | | | | 六〇 | 四五 | 五〇 | 四〇 | 二〇 | 一四 |
| | | | | 八〇 | 六八 | 六〇 | 五〇 | 二八 | 二〇 |
| | | | | 七〇 | 五五 | 五〇 | 四〇 | 二〇 | 一五 |

上表に示すがごとく、比較的状態の好い無錫においてさへ、一九三四年の最高繭價は、一九三〇年の僅かに三分

の一にしか當らない。しかして杭州、嘉興等の平均價格は遂に二十元臺を割つてゐるのである。
中等機械絲の上海における一擔價格を見るに次表のごとくである

| | |
|-------|--------|
| 一九三〇年 | 一、四九一元 |
| 一九三一年 | 一、三五五元 |
| 一九三二年 | 九三七元 |
| 一九三三年 | 九二六元 |
| 一九三四年 | 五二六元 |

上表を見るに中等機械絲の平均價格は、一九三四年度は僅かに一九三〇年の三分の一にすぎない。
茶(龍門紅茶)の上海における一擔價格を見るに次のごとくである。

| | |
|-------|------|
| 一九三一年 | 二九〇元 |
| 一九三二年 | 二〇二元 |
| 一九三三年 | 一一〇元 |

上表を見るに、一九三三年の市價は一九三一年の四三%、一九三二年の五九%に下落してゐる。
落花生は山東省の重要な輸出品であるが、これまた次のごとく暴落を示してゐる。(山東省莒縣許村市價、單位一擔)

| | |
|----------|-----|
| 一九二五—三〇年 | 四二元 |
| 一九三—三四年 | 二〇元 |

その他胡麻、油實等いづれもその價格を暴落してゐる。

かゝる主要な技術的・商業的農産物の價格暴落は、一九二九年以降爆發したもので、それは世界農業恐慌と關聯しての支那の尖鋭な生産過剰恐慌を表現してゐる。これらの生産過剰恐慌と價格の暴落とは、決して支那自身の生産物の急速な増大によつて惹起されたものではなくして、それらの生産物の世界的規模における生産過剰によつて引き起されたものであるといふことに注目しなければならぬ。インド、セイロン、爪哇、日本における茶の生産過剰は、支那茶の價格の下落を惹き起したが、それは支那における生産過剰によるものではない。アルゼンチン、東アフリカ、インドの一部における油實の生産過剰が、支那における油實生産物の價格の慘落を引き起したのである。支那における繭の過剰は、日本、イタリー、フランス、ベルシア等における生産の増大に従つて、かく支那生絲價格に對して影響したのである。

次に基本的食料對象物たる米、麥、高粱等は、生産不足の危機を呈してゐるが、これまた廉價な外國農産物の壓力によつて下落の趨勢を辿りつゝある。しかしその下落の趨勢は、技術的・商業的農産物におけるがごとく急激ではない。山東省濟南の小麥價格は一九三一年には平均一擔五元二十八仙であつたが一九三三年には平均四元三十二仙、蕪湖の米價は一九三二年には平均九元十一仙であつたが一九三三年には六元十七仙に下落してゐる。國定稅委員會の調査により上海卸賣物價を見るに、一九三三年の米價は一九三一年の五五%、一九三二年の八一%、一九三三年の麥價は、一九三一年の七六%、一九三二年の八〇%である。

(二) 農産物生産の減退

支那においては、生産技術の退化、阿片の栽培、肥料の上騰及び家畜の減少による施肥の缺乏、水利經濟の崩壞、天災等により、農産物生産は減退しつゝある。

麥の收穫を見るに、一エーカーにつきカナダ一千九十キログラム、アメリカ九百九十キログラム、オーストラリア七百四十キログラムなるに、支那においては僅かに七百三十キログラムにすぎない。また米の收穫を見るに、一エーカーにつき日本三千四百二十キログラム、イタリー四千六百四十キログラム、臺灣二千二百九十キログラムなるに、支那においては僅かに一千八百九十キログラムにすぎない。

全收穫量を見るに、穀物のごとき一九三一年には十五億五千八百萬擔、一九三二年十六億九千八百萬擔にして、かかる農産物生産の停滞乃至減退は、生産力の停滞乃至減退を表示するものである。

(三) 家内工業の衰退

家内工業の農業との結合は、支那——アジア一般に亘りて——における農業生産方法の一大特徴にして、それによる現金収入は、農民經濟上農産物収入、畜禽収入に次ぎ第三位を占めてゐる。今四川における状態を見るに、峨眉山農家においては、家内工業収入は一戸平均十五元四十仙、現金収入の二二・二%、成都平原においては十一元九十仙、現金収入の一・三%を占めてゐる。

しかるに帝國主義商品の輸入、資本主義工業の獨立化により、支那農民の家内工業は漸次これらに壓迫されて、衰退しつゝある。殊に内外工場商品の侵入の容易なる農村においては、その衰退がより急激である。

(四) 牧畜業の衰退

支那農家は、副業として豚、雞等の牧畜業を兼營し、その収入は農家の現金収入において、農産物収入に次ぎ第二位を占めてゐる。

牧畜収入を見るに、峨眉山においては一戸平均十八元八仙、現金収入の二七・四%、成都平原においては九十元十

九仙、九・四%を占めてゐる。しかし近年來、内外市場の購買力の減退、低廉なる外國品の壓迫により、この牧畜收入も減退しつゝある。河北省定縣について「豚肉、豚油などにいたりては、見向きする人が、より一層少い」と報道されてゐるが、これは以上のことを反面より證明するものである。

かゝる牧畜收入の減退、またその生産の減退は、牧畜による肥料の自家生産の減少から生ずる農業生産物の減退、購入肥料の増加を來し、支那農民經濟の極貧化を促進するものである。

(五) 勞賃收入の減退

支那において農村人口の八・一三%乃至一一・四一%、平均一〇・二九%を占めてゐる農業勞働者が、全く勞賃收入によつて生活してゐることは勿論であるが、その他の貧農、中農等にいたつても、勞賃收入によつて、その生計を補つてをり、勞賃收入は農家の現金收入において第四位に位してゐる。例へば峩眉山においては勞賃收入は一戸平均九元五十四仙、現金收入の一三・六%、成都平原においては三元六十八仙、〇・四%を占めてゐる。

しかし近年來、農村における勞働力の過剰によつて勞賃は低落し、勞賃收入は減退しつゝある。河南省滑縣について「農村勞賃の低落は、勞働力の過剰を反映してゐる。長工全年勞賃八〇—一〇〇串（一元が七八串）すなはち最高十三元に及ばない。日工は農繁期八串なるも、農閑期には五串でも需要がない。最近數年來、東三省及び山西に出稼するものが非常に多いが、彼等は一たび出稼するや、歸郷することは至難である」と報ぜられてゐる。

第三節 支那農民經濟極貧化の諸原因

—— 支出方面の考察 ——

支那農民經濟の極貧化の原因は、支出方面においては、次の諸點に歸着する。

- 1、租税の増加
- 2、兵差の増加
- 3、高利貸搾取の強化
- 4、商業資本搾取の強化
- 5、小作料の上騰
- 6、工業品の上騰
- 7、阿片其他有毒品の吸飲

(一) 租税の増加

土地は農業の主要條件であるが故に、各省とも土地をもつて税源とする。宣統年間には、地租附加税は地租の十二分の一にすぎなかつたが、一九二二年頃には漸次増加の傾向を示し、そのために附加税は正税の三〇%を超過してはならないといふ制限を設けた。しかし一九二七年よりは附加税は地價の1%を限度とすることに改められ、地價評價の改訂により、附加税は急激に増加するにいたつた。地租の附加税には、種々雑多の名目があるが、正税に對する百分率を見るに、多くは五〇%内外を超過してゐる。

水田地租附加税（各年正税=100）

| 省 | 別 | 一九二二年 | 一九三一年 | 一九三二年 | 一九三三年 |
|---|---|-------|-------|-------|-------|
| 江 | 蘇 | 九〇 | 一一八 | 一二五 | 一一三 |

租税があり、これを「兵差」といひ、これについて、一九三一年中央研究院社會科學研究所から王寅生、薛品軒、石凱福共編の一大報告書「中國北部の兵差と農民」が出てゐるほどである。

兵差の殆んど全部は力役及び現物にして、これを換價して地租に比較するに、地租以下のものは非常に少く、多くは地租を超過し、甚しきは二百二十五倍にも達してゐる。それは一九二八年頃の狀態であるが、現在においても大なる變化はない。

かゝる兵差は全國各縣の四四・一三%において行はれ、北方は南方に比してより普遍的であり、北方諸縣の七六・九四%は兵差を負擔してゐる。殊に黃河流域の各省においては兵差を負擔せる縣は八七・一三%に達してゐる。

かゝる巨大なる兵差は、大部分農民の肩の上に重壓を加へるのであつて、地主商人達はかの兵差負擔を市價の操縦、小作料の引上によつて、農民に轉嫁する。

(三) 高利貸搾取の強化

支那農民は、一方収入少くしかもその収入も減少しつゝあるが、他方支出は益々増加しつゝあつて、その差額は負債によつて補ふ外はない。中央農業實驗所の報告によれば、支那においては、金錢負債農家は全農家の五六%、穀物負債農家は全農家の四八%に及んでゐる(「農情報告」第二卷第四期)。各省中その百分率の高きは

| 省 | 金錢負債 | 穀物負債 |
|-------|------|------|
| 察 哈 爾 | 七九% | 五三% |
| 陝 西 | 六六% | 五六% |
| 浙 江 | 六七% | 四八% |

| | | |
|-----|----|----|
| 安 徽 | 六三 | 五六 |
| 甘 肅 | 六三 | 五三 |

の五省である。

しかし實際においては、負債農家はこれより遙かに高率なるものごとくである。

一九二八年末江蘇農民銀行管下の産業組合加入者について見るに、その八九・七%はいつでも負債者で、最近ける廣東農村經濟調査を見るも、次表のごとくである。

| 村 | 負債率 |
|-----------------|------|
| 番禺縣十村 | 五三% |
| 小洲、水坑郷、大小龍郷 | 二〇 |
| 大 小 龍 郷 | 二〇 |
| 員 村、岳 溪 | 三〇 |
| 鵝湖、赤山、柏塘、沙涌、月龍札 | 四〇 |
| 凌 邊、桂 田 | 五〇 |
| 坑頭、圓下、溼濶、舊村、山門郷 | 六〇 |
| 尹邊、松柏岡、化龍郷、客村等 | 七〇 |
| 湖岡、黃邊、鶴邊、土華、逕子等 | 八〇 |
| 木欄、科甲、梅田、西園 | 八五 |
| 南園、赤沙、松岡、坑園、享元等 | 九〇 |
| 九比、涌口、楊岡 | 約一〇〇 |

以上六十七村中五十村においては、負債農家は全農家の七〇%以上に達してゐる。その他廣東諸地方においても、負債農家が八〇—九〇—九五%に達してゐるところが少くない。しかも中央農業實驗所の報告は、廣東全省平均金銭負債六〇%穀物負債五二%にしかつてゐない。

かゝる多數の農家は、全く地主、富農及び商人の負債奴隷である。支那全省について見るに、金銭貸借においては富農四五・一%、商人一七・三%、地主九・〇%、穀物貸借においては富農四六・六%、地主一三・六%、商人一・三%を占めてゐる。

金利は金銭貸借最も安く、穀物貸借これより高く、金銭借入穀物返済は最も高いとはいへ、三種の場合を通じて、近年來金利は益々上騰し、しかも漸次金融の道は杜絶しつゝある。中央農業實驗所の調査によれば、支那全體平均金銭貸借年利は三四%であるが、甘肅のときは五三%、陝西のときは五一%、山西のときは四六%にして頗る高率である。穀物貸借においては、全國平均月利七・一%であるが、陝西の一四・七%、寧夏の一・七%、廣西の一〇・九%、安徽の一〇・〇%のときは、極めて高率である。

しかし實際においては、支那における金利は、以上よりは意想外に高率にして、廣東における穀物貸借利率のことは、次表のごとくである。

| 縣名 | 村名 | 年利 |
|----|----|------|
| 陵 | 廣 | 一〇〇% |
| 吳 | 股 | 一一〇 |
| 電 | 求 | 一二〇 |
| | 水 | 一二〇 |
| | 廟 | 一二〇 |
| | 底 | 一二〇 |
| | 鄉 | 一二〇 |

| 縣名 | 村名 | 年利 |
|----|----|-----|
| 五 | 華 | 一二〇 |
| 雲 | 浮 | 一六〇 |
| 曲 | 江 | 一〇〇 |
| 榮 | 樓 | 一〇〇 |
| 信 | 茶 | 一四〇 |
| 茂 | 城 | 一四〇 |
| 新 | 白 | 二〇〇 |
| 恩 | 大 | 二〇〇 |
| 臺 | 胡 | 二〇〇 |
| | 山 | 二〇〇 |
| | 盧 | 二〇〇 |
| | 山 | 二〇〇 |
| | 亭 | 二〇〇 |
| | 下 | 二〇〇 |
| | 塘 | 二〇〇 |
| | 山 | 二〇〇 |
| | 下 | 二〇〇 |
| | 洋 | 二〇〇 |
| | 運 | 二〇〇 |
| | 口 | 二〇〇 |

彼等負債農家は、富農、地主、商人等の債務奴隷であるといつたが、彼等は常に高利を搾取されるばかりではなく、耕牛を借入れまたは金利を支拂はない場合には、債権者のために無償で一時または長期間労働に従事しなければならないばかりではなく、その妻子さへも提供しなければならぬのである。かゝる實例は、江蘇の靖江縣、蕭縣、四川省の綿陽縣、廣東省の龍門縣、高明縣等、廣西省の東蘭縣、思恩縣等々において、常に目撃されるところである。

(四) 商業資本搾取の強化

農民は益々窮乏化し、收入減退しつゝあるに拘らず、その支出は益々増加しつゝあるが故に、一方負債を増加するとともに、他方その農産物を賣り急がざるを得ない。そこに商業資本がその搾取を強化しゆくべき機会がある。殊にその甚しきは青田賣買と、諸種必需品の掛賣とにして、その場合は、商業資本は商業利潤の外に、高度の高利をも要する。

求するのである。近年來、支那農村における各種農産物價格の暴落は、大いにこの原因を有するのである。廣東の輸出品たる各種の果實は、一九三四年一月には、一年前に比して四〇―五〇%の暴落を示し、番禺、東莞、增城等各地の大果樹園は缺損によつて破産してしまつた。沙田區域の甘蔗栽培は、一畝生産費二百八十元なるに、收入は四、五百元より僅に六十餘元に下り、しかも小作料二、三十元を支拂はなければならぬ窮狀にある。その他各地ともかゝる實例は、常に目撃し得るところである。

(五) 小作料の上騰

地主は、農産物の下落、租税の増加、工業品の上騰、商業資本搾取の強化等による損失を、小作料の引上げによつて小作農に轉嫁し、近年來小作料は上騰しつゝある。

小作料の上騰については

イ、小作料一般の引上

ロ、小作保證金の引上

ハ、小作料前徴の普及

の三項に分つて考察しなければならない。

(a) 小作料一般の引上

支那においては、小作料は近年來急激に引上げられつゝあるが、今諸地方の状態を見るに次のごとくである。

貨幣小作料上騰表 (一九〇五年―一九二四年)

一九二四年

一九二四年

| | | |
|-----------|-------|-------|
| 江 蘇 崑 山 | 二〇七 | 三一六 |
| 江 蘇 南 通 | 一四五 | 二六一 |
| 安 徽 來 安 縣 | 一五〇 | 二五〇 |
| 安 徽 宿 縣 | 八一 | 一五三 |
| 江 蘇 崑 山 | 一九二四年 | 一九二四年 |
| 江 蘇 南 通 | 一五七 | 二九六 |
| 江 蘇 無 錫 | 一四五 | 二七二 |
| 江 蘇 蘇 州 | 二一〇 | |
| 江 蘇 無 錫 | 一一三 | |
| 江 蘇 蘇 州 | 一七六 | |
| 江 蘇 蘇 州 | 一三六 | |

上 (一九二二年―一九二七年)

| | |
|---------|-------|
| 江 蘇 崑 山 | 一九二七年 |
| 江 蘇 南 通 | 一四九 |
| 江 蘇 無 錫 | 一四五 |
| 江 蘇 蘇 州 | 二一〇 |
| 江 蘇 無 錫 | 一一三 |
| 江 蘇 蘇 州 | 一七六 |
| 江 蘇 蘇 州 | 一三六 |

上表によれば十年間に一倍半乃至二倍、二十年間に二倍乃至三倍の上騰をなしてゐることが判る。殊に最近五年間には上騰著しく、江蘇縣においては二分の一乃至二倍の上騰を示してゐる。

廣東について一九三三年頃の状態を見るに、養蠶業の衰微せる一、二の縣を除き、その他においては、最近五年間に、小作料は明かに上騰を示してゐるが、その上騰率は普通二〇%内外である。臺山縣においては、五年間に五〇%上騰し、最近三年間に六〇%上騰してゐる。

(b) 小作保證金の上騰

これも近年來上騰しつつあるが、纏つた統計が比較的少なく、江蘇省寶山縣について見るに次表のごとくである。

| 舊市郷名 | 一九二三年 | 一九三二年 |
|-----------|-------|-------|
| 城 市 (韭菜地) | 二一三元 | 一〇一二元 |
| 月 浦 (新興鎮) | 一〇元 | 一〇一五元 |
| 盛 橋 (南郷) | 七一元 | 二〇一三元 |
| 同 (小川沙) | 二〇一三元 | 五〇元 |
| 羅 店 (泥橋園) | 一〇元 | 三〇元 |
| 同 (馬郷) | 二一三元 | 一〇元 |

上表によれば、最近十年間に三倍乃至五倍の上騰を示してゐる。

(c) 小作料前徴の普及

小作料は從來收穫時に納付される慣習であつたものが、耕作着手時に前徴されることが、近年來漸時に普及しつつあるが、これは小作保證金とともに、負債によつてこれを支辨する農民にとつては、その利子だけ支出を増加することとなるのである。

(六) 工業品の上騰

支那農民は、その家内工業の衰退に伴ふて、自然經濟を破壊され、生活必需品の一部は工場製品の供給に仰がなければならぬが、農産物價格の暴落に比例して工業品は下落せず、かへつて相對的に上騰してゐる。

中國銀行の調査によれば、一九三三年の綿絲相場は平均一九三一年に比して二四%方下落、一九三二年に比して九下落、粗布相場は一九三二年に比して僅に二%方の下落を示してゐるにすぎない。かくて農民必需品價格の下落は農産物價格の下落ほど甚しくない。かゝる推算により、若しも農産物をもつて綿絲一俵と交換するとすれば

| | 一九三一年 | 一九三二年 |
|------|-------|-------|
| 白 米 | 一九石 | 二三石 |
| 紅 茶 | 八三斤 | 一五三斤 |
| 乾 蘭 | 一四二斤 | 一七八斤 |
| 落 花生 | 二四擔 | 三一擔 |

となる。

從來肥料は農民の自給であつたが、農村人口の減少、畜禽飼養の減少、人造肥料の侵入等により、肥料を購入すること増加せる外に、工業製品たる肥料も相對的に上騰し、農民の支出増加を來してゐる。

(七) 阿片其他有毒物の吸飲増加

軍閥がその収入増加を目的とする阿片の強制栽培とともに、農民の阿片其他有害物吸飲の風は、支那農村に瀰漫し、農民の勞働力を破壊するとともに、その支出の増加を來しつつある。

第四節 支那農民經濟の極貧化の諸様相

支那の農民經濟は、以上のごとき收支二方面の開きの増大によつて日々に極貧化しつゝあるが、中央農業實驗所が江甯縣において調査せるところによれば、一九三三年度における成年農民一人の年支出は平均五十二元であるが、農民収入は僅かに四十二元にすぎず、収入は支出の僅かに八〇%にすぎないのである。

支那農民のかゝる極貧化の現象として、吾人の眼前に展開されてゐるものは何か？

1. 借金の増加
2. 土地の喪失と集中
3. 荒地の増加
4. 飢餓と死亡
5. 匪賊の横行
6. 農民離射の増加
7. 農村婦女子の人身賣買

等々にして、その結果は農業經濟の崩壊、農民の購買力の減退、農村における階級分化の激化、商工業及金融界への恐慌の發展、全國農民經濟の危機を構成する。又そこに農村に於て諸種型態の農民闘争を展開せしめる。しかも一九三四年にはかゝる農民闘争は相當に發展を示した。かゝる支那農業恐慌の激化に伴ふ支那農民經濟の極貧化するとき、支那との間の經濟提携は、この根本的な農民問題に深甚の考慮を拂はねばならぬ事が判る。(一九三五、六、一)

第九章 支那農民極貧化の諸様相

第一節 空前の水旱害に喘ぐ

支那農民が、その軍閥、地主、商業資本及び、高利貸資本の………搾取のものに、極貧化してゐることは、吾々の想像以上である。世界經濟恐慌の深化の下に、半植民地支那の農業恐慌は、資本主義諸國におけるよりも激化してをり、その激化せる支那農業恐慌の鞭の下に、支那農民は極貧化、餓死等の慘劇を演じてゐるのである。殊に多年の政治的混亂による水利經濟の崩壊は今や、全支那に亘つて、大規模な且つ深刻なる水旱害を展開してゐる。一九三四年には支那各省市とも水害、旱害、風害、雹害、蝗害等を受け、その範圍は殆んど全國の三分の二に及び、その損害總額は約十億元に達してゐるが、旱害を受けたものは十四省三百四十三縣、水害を受けたものは十三省百二十餘縣、蝗害の發生せるもの八省六十八縣、風雹害を受けたもの十二省八十九縣に及んでゐるといふ(八月十八日「晨報」)かゝる激しい水旱害の發生は、單にこれを自然的破壊力に歸することはできない。それは支那農民の極貧化による水利經濟の建設に對する無力、封建軍閥の水利工事に對する等閑、全く社會的原因によるものであるが、かゝる大水旱害の眞唯中に、支那農民大衆は、限りなく餓死し、自殺し、一家離散し、プロレタリア化しつゝあるとゝもに、各地に暴動が蜂起し、搾取者に對して強烈なる抗争を展開しつゝあるのである。

第二節 人間の質草化——妻子の質入

かゝる極貧化しつゝある支那農民大衆のドン底生活の諸様相を、こゝに素描することは、無益ではあるまい。ウイットフォーゲルは、その名著「支那の経済と社会」のなかに、次のやうに述べてゐる……

「質屋のほか、支那人は、また私設的な高利貸のところにも、とにかく融通物であるかぎり、あらゆる種類のもでも持つてゆく、各種の穀物の質入は、始終行はれてゐる。牧畜さへが高利貸に引渡される。それどころか、極く最近時まで、婦女子の質入さへも行はれてゐた」(平野監譯、下卷第三八一頁)

支那においては、かく婦女子さへもが質入されてゐるのである。それはウイットフォーゲルが述べてゐるやうに、「極く最近時まで……行はれてゐた」のではなくて、現に今なほ盛に行はれてゐるのである。

北京政府時代、各省法院(裁判所) 民事習慣調査會が、報告してゐるところによれば、婦女子の質入が盛に行はれてゐるところは浙江福建であるが、最近、宗麟氏の報道するところによれば、「妻子を質入する習慣は、長江流域の農村に、廣く行はれてゐる」(同氏稿「村の話」、「郷教周刊」一九三四年第二十七期所載)

平素、衣食にも事かぐ支那貧農が、一旦、病氣、死亡、または軍閥の突然の徴發に遭遇し、三四日のうちに數十元の金銭を工面しなければならぬときには、先づ第一に娘を賣る外ないが、娘もないときにはその妻を質入する外はない。これを支那語では、「租妻」「典妻」「典押妻子」など、いつてゐる。

かゝる婦女子の質入の行はれるのは、

1、強度の搾取による支那農民の極貧化

2、強度の搾取による支那農民の結婚難

3、嗣子なきことを大なる不孝とする祖先崇拜觀念の強烈等によるものである。

今浙江省臺州府下六邑における習慣によつて、妻の質入契約を見るに、次のごとくである。

「質入人某今金銭なきにより、自分の妻某氏(支那では妻は夫の姓に従はず、結婚後も自家の姓に従ふ——筆者註)を、仲介人を立てて某氏に質入する。三者質入價格〇〇元と決定し、〇〇年を期間とする。期限内に子女出生した場合には、すべて某氏に歸する。期間経過せば妻某氏は原夫に返還し、質権者と關係はない」

質入の期間は五年のものもあるが、十年のものが最も普通である。それは期間が短いと、産れた子女を充分に養育することができないからである。その質入價格は十年の場合は普通三十元内外、五年の場合は十餘元であるといふ(一九二七——八年頃「民國日報」(上海發行)に據る)

最近西豊地方から、妻の質入が行はれた具體的實例が報道されてゐる。それによれば、二十餘歳の于某なるもの正業なく、しかも阿片中毒で財産を蕩盡した。そこで奇想天外にも、その妻を質入することとし、世話人にその話を持ち出すと、間もなくその地の三義合といふ雜穀問屋の番頭で四十二歳の黄徳明なるものが、これに應ずることとなり、保證人を立て質入契約をしたが、その契約によれば、質入價格は三十五元、期間は三年で無利子、その上に古の夫は、一ヶ月に三晩その妻と面會し同床してもよい、といふ頗る奇抜な條件がついてゐる。三年の後に、身受けしなければ、妻は永久に黄某の手に渡り、黄某がその妻を賣拂つても、また第三者に質入しても、異議を差し嵌むことはできないのである。

この黄某は、吉日を撰んで式を挙げたが、その模様は全く結婚式と同じやうであつたと傳へられてゐる。(一九三四年八月十九日「晨報」)

妻の質入を受けた人々は、妾にするか、また嗣子を産ませるため、普通容貌の良否に拘らず、頗る仲睦じく待遇も好く、新婚も及ばないほどである。しかし相當の期間を経過して子供が出来ないか、出来ても男の子でない場合には、虐待しはじめ、色々の口實を設けて侮辱罵倒するやうな手緩い仕方ではなくて、故意に殴打し、殘虐を加へるのである。古の主人がこれを知つても干渉する権利はない。

妻の質入を受ける人々にはまた少々の貯蓄はあるが正式に妻を娶るだけの能力のないものもある。そこで廉く妻の質入を受けて、期限付で妻にするのである。

期限が経過して身受けされるときは、夫は老いるが妻も少々老いる、支那では一般に早婚で、妻が夫より年上であるが、それは富裕な家庭に多く、妻を娶ることの困難な貧農は晩婚に傾くから、夫の方が妻よりも十も十五も年上である。かくて青春のときに別居し、期間が経過して一緒になるときは、すでに頭に霜を頂くころである。

質入されると妻は質受人のところに行くのであるが、夫婦の仲睦じい場合には、離別にあつて悲劇が演じられる。そしてそれから後は、毎日顔を會はすことのできる同じ村のなかになつて、双方の門と門が向合つてゐても、質入證書一枚のために、夫婦といへども、全く路傍の人となるのである。しかし期間が過ぎて古の夫の許に歸れば、また質受人とは舊關係が清算され、その妻の質入中に出来た子に對しても、その妻は名義上だけの母親となるのである。

第三節 地主の妻子強奪

貧農で質入すべき妻子のあるものはまた結構な部類で、妻子はあつても地主に彼女等を取り上げられて、質入することもできないものもある。

浙江省の或る地方においては、小作料が滞納して相當の額に達すると、小作農は自分の妻子を地主に提供しなければならぬ習慣になつてゐる。これを「人事」といふのである。

かゝる習慣は、獨り浙江省ばかりではなく、今なほ方々に行はれてゐる。廣東農民協會のごときは、地主は「時としては、農民の子女さへも拉致し去るのである。或るときのごとき、農民に納付すべき小作料がなかつたら、地主はその農民の娘を拉致し去り、久しい間身受けができなかつたら、地主はその娘を自分の息子の嫁にしてしまつたことがある。こんなことは、潭佈射崗方面には非常に多い」と報告してゐる(「廣東農民運動概述」第一章第七節 G. N. 2.)
かく妻子をも地主に巻き上げられ、または妻子さへも質入しなければならぬ貧農の多い支那の農村においては、質屋業は發達する餘地がないのである。支那において質屋業の發達してゐるのは、都市においてである。それ故に、またワイトフオーゲルに歸るが、彼が「いたるところ大きな質屋のかたはらにこの小さな質屋がその殺人的な活動を營んでゐるといふことは、支那の農村及び都市における、最下級層の状態の特色を示せるものだ(「前掲書下巻第三八一頁)といつてゐることに對して、私は大なる疑問を懐くものである。

前に引合に出した宗鱗氏のごときは、前掲論文において、「幕天席地の農民に、質入し得る何物があらうか? 農村において、質屋業の發達しない事は、一つの證據がある」と斷言してゐるほどである。

第四節 支那農民の債務奴隸化

南京政府實業部が、一九三三年十二月に、二十二省に亘つて調査した結果によれば、支那農民の平均四八%乃至五八%は、債務奴隸である。殊に察哈爾省のごとき、農民の七七%は借金奴隸にして、江蘇浙江のごとき支那における最も富裕な地域においてさへ、農民の六二%（江蘇）乃至六七%（浙江）は、借金奴隸である。

その利子は、現金負債たると穀物負債たるとを問はず、極めて高率にして、殊に穀物負債の場合にはその利子はより高率である。

彼等農民はどこから負債するか？

| | | |
|--------|------|-------|
| A、現金負債 | | 一・三% |
| 友産 | 八・三 | |
| 地友 | 九・〇 | |
| 富友 | 四五・一 | |
| 商友 | 一七・三 | |
| 質友 | 八・九 | |
| そ友 | 一〇・一 | |
| B、穀物負債 | | 一〇・九% |

| | |
|-----|------|
| 地主 | 一三・六 |
| 農人 | 四六・六 |
| 商人 | 一一・三 |
| その他 | 一七・六 |

以上によつて見るに、支那農民を高利貸によつて、最も多く搾取するものは、富農を第一とし、地主、商人これに次ぐのである。質屋のごときは、富農、地主、商人に次ぎ、漸く第四位に位するにすぎない（以上は「農情報告」第二年第四期に據る）。かくて支那農村においては、質屋は重大なる役割を演じてゐないことが、統計的にも證明され得、私のウイットフォーゲルに對する疑問を、益々強くするのである。その反面において、支那農村において、富農の役割が看過できないことも推知され得る。

支那農民は、これらの強度の搾取収奪によつて極貧化し、その妻子すらも賣拂ひ、または質入するにいたるのである。單にそればかりではない。農民は高利貸資本に縛られて、遂には自分自身をも奴隸に賣つてしまふのである廣東農民協會は

「極めて貧苦の農民にいたつては、借債の利子かさみ、償還する力なくして、或は身を賣つて猪仔となり、南洋一帯に往つて勞働するが、その惨状は言語に絶する」（「支那農民」第四期）と報道してゐるが、猪仔とは契約奴隸である。

かゝる契約奴隸は、南洋一帯ばかりではなく、支那自身のうちにも、存在するのである。最近の報道によれば、支那における農民運動並にソヴェート政權の發祥地である陸豐縣の東部甲子地方には、約五千のかゝる漁業奴隸がゐる

のである。それは蛋民——支那における賤民の一種——の男子にして、商品のごとく轉々として賣買され、全く商品と同じく、彼等は買主たる主人を販父といひ、買主に隷屬し、買主に對しては年々相當の金錢と漁獲物とを貢獻しなければならぬのである（一九三四年七月一日「晨報」）

第五節 農奴制の遺跡

一九一六年、福建省龍溪縣仙龍墟地方を旅行した黃仲琴氏は、この地方における農奴制について、大要次のごとく報告してゐる（「民俗」第一期）

イ、姓氏

かゝる農奴は明代にその祖先が身賣したもので、主人は彼等に婢女を配偶として與へ、その舊來の姓を取消して、主人の姓に従はしめる。

ロ、居處

この地方には、林、蘇、劉、蔣といふ四つの姓のものが、大家族制を保持しつゝ、集團生活を行ひ、姓毎に城壁を築いて、そのなかに住んでゐる。かゝる城壁が四つあるから、これを「四寨」といふ。農奴はこの城壁の外に、夫々また小さい城壁を築いて住んでゐるが、その方は「土樓」といつてゐる。かくて主人の人々と、同一地域に居住することができないし、主家はいかに窮乏しても農奴と同一のところに居住するのを屑しとしない。

ハ、結婚

農奴同志の間に制限されてゐる。

ニ、身分

農奴は主家の人々と會ふときには、侍立して談話し得るのみで、椅子に腰を掛けることはできない。用事のないときは、門の側に蹲つてゐなければならず、腰を掛けることができない。

ホ、任務

男子は主家のために轎を昇がなければならない。主家に結婚葬儀のある場合には、あらゆる雜役に従事しなければならない。勿論銀一文も支拂はれるのではない。女子は主家の娘の結婚のときは、女中として婚家にゆかなければならない。それを喜娘または送嫁婦といふ。

ヘ、生計

平素は、主家から先祖に分配された土地を耕作し、傍ら小規模な商賣をしてゐる。

ト、人數

約三百餘人。

この農奴は、今日においても、解放されてはゐない。

李立三氏はなほ、徭役制の殘滓として湖南省湘潭の「應工」、江蘇の「送工」を擧げてゐるが、前者においては小作農は毎月八日間地主に無償で勞力を提供しなければならず、後者においては毎月五日間である。

その他かゝる封建的殘滓は、支那農村に今なほ廣汎に殘存してゐるのである。かゝる強度の搾取壓迫の下にある支那の極貧農は、その解放を南京政權に期待することはできず、これをソヴェート政權に期待しつゝある。

（一五三四、九、一〇）

第十章 支那農業恐慌とその特質

第一節 支那農業恐慌の本質

先づ第一に吾々は、當面における支那農業恐慌の本質が何であるかを考察しなければならないと思ふ。何故なればその本質が資本主義的であるか否かを検討しなければ、當面における支那農業の危機を果して「恐慌」といひ得るかどうかも決定し得ないからである。

私は當面における支那農業の危機を農業恐慌といひ得ると思ふ。したがつてまた支那農業の危機の本質は、資本主義的農業恐慌であるといひ得ると思ふ。何故なれば支那農業における自然經濟は、すでに夙に帝國主義商品によつて破壊され、現在では全く國際市場によつて支配されてゐるからである。今その具體的な様相を點檢しよう。

- 1、支那における農業生産においては、すでに商品が支配的である。それは農業生産の單一化が行はれてゐる地方において特發達してゐる——茶、桑、棉花、煙草、落花生、大豆、油質等の栽培のごとき。^(一)
 - 2、農業と結合せる家内工業が没落し、または獨立工業部門化してゐる。^(二)
 - 3、支那農業がすでに世界農業の一環をなしてゐる。
- かゝる農業生産の上に發生せる危機は、これを資本主義的農業恐慌といひ得る。

マルクスは、『人間自身のために生産する状態においては、事實恐慌は存在しないし、また資本主義的生産も存在しない』^(三)といつてゐる。またゴルデイエフは、『後進的經濟地方は發展した資本主義の時代には、商品交換のなかに引き込まれる。だから後進的農業は、商品を生産するや否や、資本主義的恐慌を惹き起す所の諸矛盾の形成に参加する』^(四)といつてゐる。

それ故に私は、當面における支那の農業危機は、資本主義的農業恐慌であり、『農業恐慌は——レーニンのいへるがごとく——、他のすべての恐慌と同様に、過剰生産即ち實現されず、少しも捌け口を見つけない商品の生産』^(五)であるといふことができると思ふ。したがつて私はまた、當面における支那の農業恐慌を、胡伊默氏のごとく、『資本主義的農業恐慌』と『封建的農業恐慌』との二面に區別することは誤謬であると信ずる。^(六)この二部面は關聯し統一されてをり、しかもその本質は資本主義的恐慌であり、たゞ支那社會經濟における封建的殘滓のために、それが封建的に彩られてゐるにすぎないのである。

【註一】 孫曉村稿『支那農産商品化の性質とその前途』『中山文化教育館季刊』創刊號

【註二】 『支那における農村工業の衰退過程』『東亞』第八卷第三—四號

【註三】 マルクス著『餘剩價值學說史』

【註四】 農業問題研究會譯編『農業恐慌』第一輯第三三頁

【註五】 レーニン全集第二卷第一九三頁

【註六】 胡伊默稿『支那農業恐慌の特殊性』『新中華』第二卷第二三號

第二節 支那農業恐慌の諸現象

支那の農業恐慌は、今正に資本主義世界の一般的危機の下において、國際獨占資本の獨占的機能が益々強化されつゝある状態の下において、また國內の民族資本の獨立的發展が益々絶望的となりつゝある條件の下において、空前の規模と深度とをもつて、表現されてゐる。農産物價格の繼續的暴落、地價の急激な下落、農産物輸出の逐年の減少、收入の激減に伴ふ農民の購買力の低下、農村負債と失業者數の驚くべき加速度的増加、支那農業人口の飢餓と死亡、これらすべてが當面における支那農業恐慌の主要なる現象である。

(一) 農産物價格の暴落

實業部中央農業實驗所の報告によれば、支那各地における穀類の産額は、一九三三年には一九三一年に比して二%多いが、一九三二年に比しては六%を減少してゐるに拘らず、穀類の價格は却つて逐年下落しつゝある。國定稅則委員會の報告によれば、近年上海の穀類價格指數は次表のごとくである。

最近三年間上海穀類卸賣價格指數表 (一九二六年=100)

| | |
|-------|------|
| 一九三二年 | 八一・七 |
| 一九三三年 | 六九・六 |
| 一九三四年 | 六九・一 |

上表によれば上海における穀類價格は、最近三年間繼續的に下落してゐることが判る。

更に一九三四年について見るに、前五ヶ月間においては、農産物價格の下落は殊に甚しかった。江蘇粳米のごとき

四月平均價格は一擔につき僅に六元八十仙にして、前年同期に比して三十仙餘の下落である。汽車積小麦のごとき、五月平均價格は一擔につき六元三十仙にして、前年同期に比して一元四十仙安である。上海棉花の四月平均價格は四十二元六十五仙にして、前年同期に比して五元三十七仙安である。六月以後は未曾有の旱災の影響を受けて、米麥いづれも上向いた。棉花もまた、河南棉、陝西棉の出廻が稍々遅れたると、外國商館筋の買進みによつて、その價格が引締つた。江蘇粳米八月平均價格は十一元七十仙、汽車積小麦は十二月八元、上海棉花は八月平均七元八十仙餘に上騰した。農産物價格の一般的趨勢は、次表に示すがごとくにして、穀類及び紡織原料、豆及び果仁類は先づ下落し次いで上騰し、畜産類は一般に下落してをり、總指數は一九三三年に比して五・三%だけ低下してゐる。

最近三年間上海農産物卸賣物價指數表 (一九三〇年=100)

| 穀類 | 紡織原料 | 豆及果仁類 | 畜禽 | 茶葉 | 煙草類 | 總指數 |
|-------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|
| 一九三三年 | 七二・一〇 | 八一・四八 | 九〇・七七 | 九六・〇三 | 二四・四六 | 一〇三・六〇 |
| 一九三四年 | 五四・八五 | 八〇・〇四 | 七五・八七 | 九七・四四 | 八六・三三 | 一一〇・一〇 |
| 一九三五年 | 六二・二四 | 七四・一三 | 六〇・一三 | 八七・六八 | 九三・七四 | 七二・七七 |
| 一九三六年 | 五二・七三 | 七〇・六 | 五六・一八 | 一〇五・九三 | 九三・〇五 | 六八・二五 |
| 一月 | 九三・五九 | 七三・五七 | 五七・二四 | 一〇〇・七四 | 九五・〇五 | 六九・一一 |
| 二月 | 五三・七四 | 七四・二八 | 五四・二二 | 九九・八六 | 九八・六二 | 六八・六八 |
| 三月 | 五四・〇三 | 七三・二二 | 五四・〇五 | 九九・八二 | 九八・六二 | 六八・六三 |
| 四月 | 五四・四六 | 七三・五三 | 五四・四〇 | 九九・八二 | 九八・〇五 | 六八・二四 |
| 五月 | 五四・〇五 | 七三・七一 | 五四・三三 | 九九・八二 | 九八・〇五 | 六八・二四 |
| 六月 | 五四・〇五 | 七三・七一 | 五四・三三 | 九九・八二 | 九八・〇五 | 六八・二四 |
| 七月 | 六三・六六 | 七三・二〇 | 五三・七一 | 九九・三三 | 九六・三六 | 七〇・七〇 |

(一) 農地價格の下落

農産物價格が下落し、農民の窮乏が深化するや、大部分の農民はその土地を手放さうとする、かくして農地價格は急激に下落する。

最近三年間各省市價變動表 (一九三一年=100)

| 区域 | 水田 | | 畑地 | |
|------|-------|-------|-------|-------|
| | 一九三二年 | 一九三三年 | 一九三二年 | 一九三三年 |
| 北方區 | 九七 | 八九 | 九五 | 八七 |
| 西北區 | 九一 | 八〇 | 八八 | 七六 |
| 中部區 | 九三 | 八八 | 九四 | 九三 |
| 東部區 | 八三 | 七七 | 七九 | 七五 |
| 西南區 | 一〇三 | 一〇二 | 一〇五 | 一〇七 |
| 東南區 | 一〇二 | 九六 | 九九 | 九五 |
| 各省平均 | 九四 | 八八 | 九三 | 八九 |

上表によれば、西南區を除く外、最近二年間、各省とも農地價格は下落してゐるが、水田においては一九三二年六

%下落し、一九三三年一二%下落し、畑地においては一九三二年七%下落し、一九三三年一二%を下落してゐる。

(二) 農産物輸出の減少

| 年 度 | 主要農産物輸出總額 |
|-------|--------------|
| 一九三一年 | 四二一、〇〇〇、〇〇〇元 |
| 一九三二年 | 二五三、〇〇〇、〇〇〇元 |
| 一九三三年 | 二四一、〇〇〇、〇〇〇元 |

上表によるに、これらの農産物を生産する農民は、單に輸出について見ると、一九三二年に比べて一千二百萬元の現金収入を減少してをり、一九三一年に比べて一億八千萬元のそれを減少してゐる。

更に、種別的に農産物輸出減少の状態を観察しよう。飲食品及び葉煙草の輸出總額は一九三三年一億四千四百九萬四千餘元なりしに、一九三四年には一億三千八百六十一萬九千餘元に減少し、原料及び半製品は一九三三年には三億六千餘萬三千餘元なりしに、一九三四年には二億八千四百八十四萬二千餘元に減少してゐる。

なほ數種の主要農産物について、その輸出減少の状態を見るに、一九三四年においては(單位千元)

| 輸出品 | 價 額 | 前年との比較減少額 | 減少百分率 |
|---------|--------|-----------|-------|
| 卵及卵製品 | 三〇、二四四 | 六、二三六 | 一七・二% |
| 生及加工皮類 | 二九、一〇八 | 二、八一二 | 八・八 |
| 雜穀及び雜穀粉 | 一〇、三四八 | 二、三七一 | 一八・六 |
| 落花生油 | 四、一九一 | 一、四九〇 | 二六・二 |
| 桐 油 | 二六、二一七 | 四、〇四四 | 一三・四 |

| 品名 | 一九三〇年 | 一九三一年 | 一九三二年 | 一九三三年 | 一九三四年 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 落花生 | 一一,三七一 | 五,一〇六 | 二九・二 | 一六・三 | 四九・七 |
| 紙 | 五,一一九 | 九九六 | 四九・七 | 五一・二 | |
| 棉花 | 一五,二〇一 | 五,〇二八 | | | |
| 生糸 | 二二,五一九 | 四,七二八 | | | |

上記輸出農産物中貿易額の二分の一乃至それ以上減少せるものは、生糸の二千四百萬元、棉花の一千五百萬元にして、これら二種は一千萬元以上の激減を示してゐる。支那生糸の對外輸出の衰退は一落千丈の勢を示し、殊に一九三四年が甚しい、蓋し輸出額の減退とともにその價格の下落にあり、ために貿易價額は遂に加速度に減少してゐるからである。今最近五年間における生糸價格(中等機械糸)その輸出額及びその輸出價額を表示すれば次表のごとくである。

| 年 | 中等機械糸 | |
|-------|--------|---------|
| | 一擔平均價格 | 輸出額 |
| 一九三〇年 | 一,四九一 | 一一一,四二九 |
| 一九三一年 | 一,三五五 | 一三六,一八六 |
| 一九三二年 | 九三七 | 七八,二一九 |
| 一九三三年 | 七八五 | 七七,〇八三 |
| 一九三四年 | 五二六 | 五四,五三一 |

上表によれば、中等機械糸の平均價格は一九三四年には一九三〇年の三分の一に及ばず、生糸輸出額は一九三〇年の三分の一に及ばない。この二重關係により、その輸出價額は一九三〇年の七分の一にも及ばないで、生糸は輸出商品中第一位より第七位に下つた。

棉花は一九三四年には前年度に比してその輸出價額五百二萬八千元を減少し、四九・七%の減少を示してゐるが、

これは生糸輸出の減少とともに、支那農業恐慌の激化を最も雄辯に物語つてゐる。

一九三四年において、前年度に比して輸出の増加せる農産物は、麻類の六〇・三%を第一とし、豚腸の四八・〇%を第二とし、葉煙草の四三・五%を第三とし、その他豚毛、羽毛、茶葉等六種にすぎない。

(四) 農産物輸入の増加

支那は農業國でありながら、農業の單一化、農業生産の減退、農業生産力の衰退、農業技術の退歩、外國農産物の下落、天災等によつて、農産物の輸入國と化しつゝあるが、一九三四年の状態を見るに、農産物輸入價額は三億三千四百萬元に達し、そのうち米は六千五百六十餘萬元、棉花は九千萬元、麥は三千一百八十萬元、この三者合計一億八千七百萬元にして、約六〇%を占めてゐる。

最近三年間米輸入表

| 年 | 公擔 | 元 |
|-------|--------|---------|
| 一九三二年 | 一三,五九九 | 一八五,七六四 |
| 一九三三年 | 一二,九五三 | 一五〇,八一九 |
| 一九三四年 | 七,七一〇 | 六五,六八四 |

最近三年間棉花輸入表

| 年 | 担 | 元 |
|-------|-------|---------|
| 一九三二年 | 二,二四五 | 一八六,七八二 |
| 一九三三年 | 一,二〇六 | 九八,二〇六 |
| 一九三四年 | 一,一六三 | 九〇,二四六 |

最近三年間麥輸入表

| | | |
|-------|------------|------------|
| 一九三二年 | 九、一二三、〇八八 | 八〇、六四二、〇〇二 |
| 一九三三年 | 一〇、七二四、六三四 | 八八、〇四三、二九五 |
| 一九三四年 | 四、六四七、一四九 | 三一、八六九、一七二 |

(五)農民購買力の激減

農産物価格の下落、對外輸出の減少は、支那農民大衆の日用品購買力を急激に低下せしめる。張履鸞氏が江蘇武進縣について調査せる結果によれば、最近三年間における農産物の購買力指數は、一九三一年の九六より一九三二年の八八に低下し、更に一九三三年には七〇に低下してゐる。更に上海における農産物の日用品購買力を見るに、米作農民が一俵の綿糸を購入するに、一九三一年には米僅かに十九石を要したるに、一九三二年には二十三石を要し、一九三三年には二十六石を要してゐる。また一匹の粗布を購入するに、一九三一年には米僅に〇・五九石を要したりしに、一九三二年には〇・六四石、一九三三年には〇・七八石を要するやうになつてゐる。硫酸肥料一擔を購入するに、一九三一年には米僅に〇・五四石を要したるに、一九三二年には一・四五石、一九三三年には一・三八石を要するやうになつてゐる。實際、農民が購買力の極度の減退のために地獄生活を送つてゐることは、上掲の諸種數字だけでは到底説明することはできない。例へば山東においては、鹽の買へないために鹽暴動が起り、河北、河南では鹽の代用に硝鹽なる有害物を使用してゐる。

(六)農村負債人數の激増

實業部中央農業實驗所の「農情報告」によれば、一九三三年度負債農家の全農家に對する百分率及びその年利は次の表のごとくである。

| 区域 | 百分率 | 年利 |
|------|-----|-----|
| 西北區 | 六八 | 五一% |
| 北方區 | 五七 | 三九 |
| 中部區 | 六二 | 二八 |
| 東部區 | 六六 | 三一 |
| 西南區 | 五九 | 三九 |
| 東南區 | 六〇 | 二七 |
| 各省平均 | 六二 | 三六 |

上表によれば、負債農家は全農家の六二%に達し、その年利は三六%の高きに達してゐる。殊に西北區の農家には負債者最も多く六八%を占め、その年利も最も高く五一%に達してゐる。

上表は官廳調査にして、實際は上表以上に負債農家多く、年利また高率であると思はれる、しかも年々負債農家は増加し、年利は上騰しつつあるのである。

(七)失業、飢餓と死亡

農業生産がすでに普遍的に破壊され、都市工場もまた閉鎖休業してゐるのであるから、當面においては支那農村は失業飢餓軍の溜場であり、餓死の活地獄であるといふことができる。かゝる現象を説明すべき恐るべき數字をもたないが、多數農民の離村、土匪の横行、一般農村秩序の不安は、すでに充分にこの問題の重大化を反映してゐるものであり、日々のニュースにしてこの現象を報道しないものではない。

第三節 支那農業恐慌の特質

支那農業恐慌の特質を知らんがためには、當面における世界農業恐慌及び支那經濟恐慌の特質を先づ考察しなければならぬが、かゝる考察に基いて、更に支那農業恐慌の特質を探究するに、次のことき六つの特質がある。

- 1、支那農業恐慌は生産力の極度の衰退をその基礎としてゐる。
- 2、支那農業恐慌は世界資本主義の一般的危機の基礎の上に發展し、深化してをり、これを克服することはできない。
- 3、支那農業恐慌は列強資本の活動の特別なる激化、その相互衝突の特に尖鋭化する條件の下において、絶えず深化する。
- 4、支那農業恐慌は國內民族工業の極度の恐慌と織り込み相互にこれを激化する。
- 5、支那農業恐慌は地方的軍事勢力の軋轢に乗じて發展する。
- 6、支那農業恐慌は新舊社會體系の分裂中に發展する。

要するに當面における支那農業恐慌は、世界經濟恐慌、殊に植民地經濟恐慌の一環としての姿態をもつて、執拗に發展してゐる。かゝる發展は、それ自身の特質によつて規定され、農民大衆に對する搾取を激化せしめ、都市と農村との矛盾を深化し、全國民經濟の列強資本に對する從屬を殊に強化し、農民の農業の根本的變革に對する關心を白熱化せしめる。これらが當面における支那恐慌の影響であるが、その發展の將來如何は上述の各種影響のその發展過程において占める比重と配合の程度によつて決定される。

當面において、支那經濟問題を論ずるにあつては、その根柢に横はる以上のごとき支那農業恐慌の激化を閑却してはならない。しかるに當面における支那の金融恐慌、支那の親日的傾向を論ずるにあつて、或る一部分の人々、否な大多數の人々は、この當面において激化する支那農業恐慌との關聯を無視乃至輕視してゐるが、かゝる見地からは、これらの問題を決して正確に認識把握することはできない。極言すれば、支那の再認識は先づその農業經濟の認識を基礎とするものでなければならぬ。(一九三五、四、二四)

第十一章 支那の農業恐慌とソヴェート地域農業問題

第一節 支那の農業恐慌

世界各國の農業恐慌は、ヴァルガによれば、二つの範疇に區別される。第一は、資本主義的生産方法が全國民經濟を支配してゐる國々の農業恐慌にして、かゝる農業恐慌の本質は資本主義的生産關係とその生産力との衝突であり、その表現形態は一般的生産過剰の形態を採れる資本主義的生産過剰である。だが、第二は、かの植民地又半植民地等のごとき、經濟的發達の比較的に後れてゐる國々の農業恐慌にして、その本質は、帝國主義の侵入と封建勢力との二重の搾取の下における前資本主義的關係とその生産力との衝突であり、その表現形態は、農業の衰退、生産の減退、慢性的飢饉と死亡とである。

かゝる本質及び表現形態をもつ農業恐慌の二つの範疇は、決して機械的に獨立せるものではなくて、相互に有機的に世界經濟に織り込まれ、世界農業恐慌を形成してゐる。第二の農業恐慌は、第一の農業恐慌の影響の下に益々尖鋭化されてゐる。またかゝる世界農業恐慌は、現在の世界經濟恐慌において、工業恐慌と極めて緊密な、また有機的な組み合わせをもつてをり、それをその特徴の一としてゐる。

支那の農業恐慌は、實に第二の範疇に屬する農業恐慌である。かゝる農業恐慌は、支那においては、決して戦争資本主義の第三期において、はじめて開始されたものではない。それは帝國主義の支那侵入以來、徐々に構成されてゐたものであるが、たゞ第三期においてより尖鋭化し激化され、その表現形態に差異を發生してゐるにすぎない。支那における農業恐慌は、その農村經濟の發達の後進、封建的搾取關係の存在、帝國主義者のかゝる關係を利用しての支那農民に對する搾取を、その客觀的基礎としてもつてゐる。かゝる基礎の上に發生する支那の軍閥戦争は、更に支那農業恐慌の程度を激化する。今より具體的にいへば、帝國主義の支那侵入は、一方、支那の農業生産を加速度的に商品化し、農村における日用必需品をより外國商品市場に依存せしめ、他方、農村における家内手工業をして、農業から分離せしめて、漸次に獨立生産部門とする。前者は農民の貨幣支出を増加せしめ、後者は貨幣収入を減少せしめ、そのために支那の農民大衆は飢餓の脅威を受け易い。

次に課税の苛重煩雜、小作料の苛重、商業資本及び高利貸資本の骨をも刺すほどの搾取、——これらはすべて封建勢力の農民大衆に對する搾取にして、それは農民大衆の窮乏化過程を促進するが、かゝる封建的搾取は帝國主義の侵入の激化につれて、益々激化されるばかりである。

それと同時に、各帝國主義相互間の衝突を背景として、支那軍閥戦争が演ぜられるが、それは農民大衆に戦前における給養、戦時における徴發、騷擾、破壊——兵災——と戦後における給養費を負担せしめる。かゝる二重の搾取の下における支那の窮乏化せる農民大衆は、その生産規模を縮小せざるを得ず、農耕技術は退歩するばかりであり、更にこれを改良する可能性をもたず、水利の振興のごとき、固よりいふべくもない。これらすべては、支那農業恐慌の本質を反映する重要な諸現象である。

近年における支那の天災飢饉は、水害、旱魃、虫害または兵匪たるとに論なく、殆んど經常的現象となつてゐる。

だが一九三一年における被害は、全く六十年來のことにして、罹災區域は二十餘省に亘り、罹災民は數千萬に達し、殊にその被害の甚しかったのは、湖北、湖南、安徽、江蘇、湖南、河南、江西、山東、浙江の八省にして、中國銀行の調査によれば、これら八省における罹災耕地二億一千六百六十六萬八千畝、罹災戸數一千四百九萬一千戸、損失額四億五千萬元に上つてゐる。これは自然的結果といふよりも、以上のことき二重の搾取の空前の激化を反映する社會的結果であるのだ。

一九三二年においては、陝西河南二省また空前の慘狀を呈し、軍閥戦争にいたつては、山東、福建、四川の諸地方に行はれ、殊に四川省においては、一九三二年に四百回以上の戦争が戦はれたのである。

戦後資本主義の一般的危機の第二期までは、支那の原料輸出國としての地位は上昇しつゝあつたが、第三期にいつては、この状態は根本的に變化した。一九二七—二八年より、支那輸出品の大宗たる棉花、豆油、落花生、落花生油、茶植物種子等は急激に減少した。かくてその趨勢は、最近愈々激化されつゝある。(一九三一年度統計)

| 品名 | 輸出價額 | 輸出數量 | 減退率(前年度との比較) |
|------|-------------------------|------------------------|--------------|
| 棉花 | 三〇、〇一〇、〇〇〇 ^兩 | 一、一〇六、〇〇〇 ^担 | —% |
| 茶 | 三三、〇五九、〇〇〇 | 七〇八、〇〇〇 | 三〇 |
| 豆油 | 一六、六〇〇、〇〇〇 | 一、五〇〇、〇〇〇 | 二〇 |
| 落花生油 | 一二、五四〇、〇〇〇 | 八〇九、〇〇〇 | — |
| 桐油 | 一八、八八〇、〇〇〇 | 八〇九、〇〇〇 | 三〇 |

かくて輸出の減退は、一九三〇年を轉機としてはじめて開始され、その入超額を増加しつゝある。それは、世界の

工業恐慌及び農業恐慌による帝國主義列強の原料需要の減退並に資本主義的農業恐慌の激化による半植民地民衆の農業生産への壓迫の結果である。

次に支那における農業生産の減退を見るに、近時益々激化されつゝある。すなはち一九三〇年には、米は平年に比して三%、小麦は平年に比して三〇%の増収であるが、高粱は一五%、玉蜀黍は四%棉花また一〇%の減収を示してゐる。だが一九三一年には、大水害のために、米は二〇—三〇%、小麦は一〇%、紅茶は一〇%、綠茶は三%の減収を示し、棉花また相當の減収を示してゐる。かゝる農産物の減収こそ、封建的搾取の強化と地力の枯渇による生産の縮小、農業經濟の崩壊を示すものである。かく農業生産の減退と同時に、世界農業恐慌による列強農産物の生産過剰と價格暴落とによつて、外國農産物——原料品並に食糧品の輸入額を増加してゐる。

今一九三一年を見るに、米の輸入はその輸出を超過すること一千七十三萬六千擔、六千二十一萬四千兩、小麦の輸入は二千二百十九萬八千擔、八千七百七十萬兩、小麦粉の入超はまた四百四十九萬擔、二千六百二十萬兩に達する。これを前年の輸入額に比較すれば、小麦は六倍を増加、米は四〇%を減少、小麦粉は一八%を減少、その輸入額は一億八千六百四十萬兩、純輸入額一億六千八百一十一萬兩にして、輸入總額の一三%を占めてゐる。次に棉花を見るに、支那棉花の生産減退、細番手生産の増加、外棉の暴落により、その輸入額は増加し、米棉及び印棉の輸入は四百五十八萬四千擔、一億六千五百九十八萬七千兩に達し、實に前年に比し三一%の増加であるが、支那の輸出は僅かに百十萬六千擔三千一萬兩にすぎない。なほ煙草は、米國よりの輸入額四千九百二十六萬三千兩、百二十三萬五千擔にして、前年に比して三十萬擔を増加してゐる。

一九三二年には、蠶業恐慌、米騒動、豊作飢饉を顯著なる特徴とするが、その本質においては、何等の變化がない

のみか、その激化を示してゐる。換言すれば、支那農業恐慌のより尖鋭化する形態である。例へば、米の豊作飢饉のごとき、生産過剰による一般農業恐慌のごとくに見受けられるが、實際はただ局部的生産過剰でしかない、さうでなければ、どうして同一の支那でありながら、江蘇浙江等が豊作飢饉であり、米騒動が起つてゐるのに、福建廣東等においては、食糧の不足に悩み、山西等はなほ重大なる飢饉に悩まされてゐるのであらうか？ それは、支那における生産手段の改良によつて招來されたのではなくて、偶然的な比較的順調な自然的條件によつて形成されたものである。更にそれは、帝國主義列強の農業恐慌による外米外麥の支那市場への充溢、(一九三一年アメリカからの輸入は小麥二百六十八萬擔、麥粉四十三萬七千擔、外米の入超二千二百九十九萬八千擔、八千七百七十萬兩)によつて形成された生産過剰によるものが多い、それは疑ひもなく、第一の範疇に屬する農業恐慌の影響によつてより深刻化された第二の範疇に屬する農業恐慌の形態であり、それは世界農業恐慌の一環を形成してゐる。殊に重要なことは、かゝる豊作飢饉によつて形成された生産過剰は、農民が極度に窮乏化し、貨幣に對する需要において、異常な飢餓状態に陥りその豊收食糧乃至節約食糧を急速に市場に賣抜かざるを得ざる状態によつて形成されてゐるといふことである。かゝる破局的な支那農業恐慌に對して、支那の二重政權は如何にこれと戦ひつゝあるか？

第二節 支那における農業恐慌對策

かゝる支那農業恐慌の激化に對して、國民政府は、果して無爲無策であつたのか？ 否、彼等もこれを克服すべく幾多の手段方法を講じようとしたのである。今國民政府の旗の下に開かれたる全國農政會議における「全國食糧問題解決に關する方案」を見るに、その一斑を窺ふことかできる。

A. 生産の増加に關する決議案

- 1、品種の改良(細目は省く、以下同じ)
- 2、荒地の開墾
- 3、水利の振興
- 4、害虫の驅除
- 5、病害の防除
- 6、土壤及び肥料の改良
- 7、農具の改良
- 8、農産の獎勵
- 9、組合事業の獎勵
- 10、農民團體の獎勵
- 11、共同埋葬の獎勵
- 12、有害作物の栽培禁止——阿片の禁止——煙草の制限
- 13、外國食糧品に對する輸入税の徵收
- 14、其他——耕地整理、馬鈴薯の増産、米穀検査等

B. 分配調節に關する決議案

- 1、食糧管理機關の組織

- 2、食糧輸送の改善とその課税免除
 - 3、過度買占の禁止
 - 4、防穀令の廢止
 - 5、雜穀輸出の制限
 - 6、穀價の調節
 - 7、食糧組合倉庫の設立
- C、消費節約に關する決議案

- 1、釀酒の禁止（原則のみ通過）
- 2、米穀の品質及び精米方法の改良による名減の減少

これらの決議案は、一部分は形式的に實現してゐるが、多くは空文にして、しかも實施されたるものも、實質上の効果を收めてはゐない。かくて國民政府は、口先では、農民の解放、農業恐慌の克服を唱へるが、實際はその反對である。彼等は支那農民大衆を援助しないばかりではなく、あらゆる方法を利用して、農民大衆を搾取して、餓死せしめつゝある。彼等は、あらゆる強暴なる方法を利用して、農民の土地、資本、耕牛、耕具、種子、肥料を奪ひ取り、農民をしてその生産を縮小しまたはそれを不能にし、農民經濟を破壊し、全國的飢饉を招來しつゝある。彼等は、様々の名稱を利用して、苛捐雜税を徴收し、すべての租税を勞働者農民並に一般勤勞大衆に轉嫁しつゝある。彼等は阿片の栽培禁止を決議しながらも、その栽培を農民に強制し、これによつて巨額の金を巻き上げつゝある。彼等は穀價の調節公定を決議しながらも、あらゆる手段によつて、食糧の投機的賣買を刺戟し、自分自身も陰に陽に投機的賣

買を行ひ金を搾り上げ、窮乏大衆を餓死せしめつゝある。

かくて、帝國主義及び支那地主ブルジョアジのブルック政權たる南京政府の統治の下においては、支那の農業恐慌は克服されず、たゞ封建的搾取——地代、高利貸、租税、商業資本等々の——を強化し、農民の膏血と土地の肥度を吸ひつくし、農業生産を破壊するのみで、支那の農民大衆は災害と飢饉と疾病と死滅の道しかもたず、決して如何なる出口へも導かれない。

第三節 支那ソヴェート政權と土地革命

現在支那には、根本的に對立する「二重政權」が存在してゐる。

一は國民黨政權——國民政府——であり、他は共產黨政權——中華ソヴェート臨時中央政府——である。前者は地主ブルジョアジの政權として、地主、買辦、資本家、高利貸、大商人、軍閥、官僚及びすべての搾取者を代表してゐるが、後者は勞農民主を獨裁政權にして、勞働者、農民及び一般被搾取者を代表してゐる。「中華ソヴェート共和國憲法大綱」第二條には、この政權について次のごとく規定してゐる。

「ソヴェート全政權は、勞働者、農民、赤軍兵士及び一般勤勞大衆に屬してゐる。ソヴェート政權の下においては、あらゆる勞働者、農民、赤軍兵士及び一般勤勞大衆はすべて、代表を選舉して政權の管理を掌握することができ、たゞ軍閥、官僚、地主、豪邸、資本家、富農、偶像及びすべての搾取者及び反革命分子は、代表を選舉して政權に参加し且つ政治的自由の權利を有せず。」

この二重政權の下において、その生産關係を根本的に異にしてゐる。國民黨政權の下においては、封建的生產關係

が支配してゐるが、ソヴェート政權の下においては、ソヴェート生産關係が支配してゐる。舊支那の封建的生產關係は農民の土地革命によつて變革されて、ソヴェート生産關係が創造されたのである。

「社會の物質的生產力は、その發達のある一定の段階において、從來それがその内に活動してゐたところの現在の生産關係、或はたゞその法的表現にすぎざるところの所有關係は、生産力の發展形態からその桎梏と變する。その時に社會革命の時代が到來する。」(マルクス著「經濟學批判」序説、荒川實譯、第四頁)

現在、支那ソヴェート地域においては、かゝる社會革命——支那にとつて具體的には、農民の土地革命——を通じて生産力の發展形態からその桎梏に變じた封建的生產關係が變革され、新にソヴェート生産關係が創造されたのである。このソヴェート生産關係こそ、當面の支那社會の物質的生產力の唯一の發展形態なのである。かゝる生産關係の下においてはのみ、支那社會の農業生産力は發展し、深刻なる農業恐慌は克服され得るのである。

支那ソヴェート地域においては、先づ最大多數の農民大衆、農業労働者、苦力、貧農、中農、赤軍兵士は、すべてすでに土地を分配されてゐる。ソヴェート政府の土地法は、すでに完全に實現されてゐる。該土地法第一等には、次のごとく規定されてゐる……

「あらゆる封建主、地主、軍閥、豪紳、寺院その他大私有者の土地は、自己經營または賃貸たるに論なく、すべてたゞちに無償にて沒收す。沒收されたる土地は、ソヴェートを通じて、貧農及び中農これが分配を行ふ。沒收されたる舊土地の所有主は、土地分配に與る權利なく、農業労働者、苦力、勤勞農民は、男女を問はず、土地の分配に與る權利を有す。老衰殘廢及び孤兒寡婦にして、自ら勞働すること能はざる人に對しては、ソヴェート政府において社會的救済を實行すべく、または土地分配後別にこれを處理すべきものとす。」

かくてソヴェート政權の下においては、すでに地主階級は完全に消滅してゐる。富農も土地を沒收されるが、反革命でなく、自ら耕作に従事するといふ條件の下においてのみ、比較的劣悪な土地の分配に與ることができるのである。かくて政權も自らのものであり、土地も自らのものであるから、農民が生産に努力するのは、他人のためではなく、自己のためであり、かくてソヴェート地域における生産力は、非常に迅速に發展しつゝある。

その上に、國民黨政權の下にあつたすべての苛捐雜税は廢止され、その代りに統一的な土地累進税が實施されてをり、その率は一人當り收穫四擔以上に限り一%、四擔のとき二%、六擔のとき三%、七擔のとき四%等にして、富農に重く貧農に免じてある(暫行税則第十八條参照)。かくて土地問題は、ソヴェート地域においては、徹底的に解決されてゐる。この根本的前提において、相對立する二重政權は、また明白なる對立を示してゐる。

第四節 支那ソヴェート政權と農業政策

先づ土地革命の完成が、支那農業經濟の空前の崩壊を救ふべき道であることは明白であるが、當面においては、若干の主要なるソヴェート地域においては、農業問題解決の第一の要務は、すでに土地の分配ではなくて、土地を取得せる大衆をして、如何にして土地から利益を獲得せしめ、如何に大衆を動員して、土地生産力の發展のために闘争するかといふことであるとされてゐる。

今支那主要ソヴェート地域における農業生産力の發展のための施設または方法を、稍々詳細に最近入手し得た資料によつて述べて見たいと思ふ。(順序分類は、國民政府のそれとの對照のために、前述したところに従ふ)

A、生産の増加

- 1、生産隊、田植隊、刈入隊の組織
 - 2、生産模範隊または生産前衛隊の組織
 - 3、作物の選擇——地方により、瓜、蔬菜、雜穀または棉花の栽培獎勵
 - 4、各種隊伍及び各農家の生産競争と、それに對する物質的獎勵の授與——江西東北では優良家庭に一千元をもつて鋤鉞等を授與した。
 - 5、勞働力の調節と増加——婦女子の農耕義務、人力耕牛の平均分配、罪人の勞働、會議の夜間招集、
 - 6、荒地の利用開墾——江西東北では、一九三二年農地二分の一の開墾と開墾地に對する土地税の三年間免除をなしてゐる。
 - 7、施肥耕耘の獎勵
 - 8、堤防の修理——湖南湖北ソヴェート地域においては、大部分堤防修理が完成された。
 - 9、種子肥料の供給
 - 01、耕牛農具の製造供給——その共同使用、農具製造所の設立（監利、鴻陽、江陵の諸縣）、耕牛隊の組織、耕牛ステーション及び耕具ステーションの設置等々
 - 11、食糧運動週間の設定
- B、分配の調節
- 1、刈入前における白色地域への襲撃刈入
 - 2、平糶局（縣と區）、經濟コムミュニオン及び組合による穀物の平價販賣——但し平糶證を給付される。

- 3、富農からの穀物、耕牛、耕具、種子の徴收
 - 4、食糧組合の組織
 - 5、食糧その他の相互融通獎勵
 - 6、食糧の貯藏及び集合保管——公共食糧貯藏所の設立
 - 7、投機商人の彈壓——穀價を規定しない
- C、消費の節約
- 1、粥飯の普及——ソヴェート機關のものは二回粥一回飯、軍事機關のものは一回粥二回飯、赤軍兵士は三回飯

前述したるがごとき土地問題解決の前提の下に、かゝる方法が採用實現されて、ソヴェート地域の農業生産力は、大なる發展をなし、その困難なる食糧問題も解決され、しかも相當の貯藏を有し、食糧價格は一石に付二元またはそれ以下に維持されてゐるといふ。かくてすべての反革命分子が想像したやうに、國民黨政權が顛覆されても、混亂せる無秩序な無政府状態に陥り、人々が懶惰貪食し、生産力が低下し、土地が荒れ果て、職場が閉鎖されることはなく、彼等の想像が一場の悪夢であることが判明するやうに思はれる。

それのみではない、帝國主義國民黨の絶えざる攻撃爆撃慘殺の包圍の中にあひながら、國民黨政權が破壊せる堤防の修理に逡巡してゐるとき、湖北西部ソヴェート地域においては、堤防の大半を修理し終り、空前の水災のうちにすら豊收を収め、飢饉の難關を突破して、赤軍の給養を保障し得てゐるのであつた。

かゝるソヴェート地域における農業生産力の發展が、よく効果を奏し、秩序的に行はれてゐるのは、それが多くは共產黨、共產青年同盟、ソヴェート政府の發起にかゝるとはいへ、勞農大衆の積極性を通じて實行されるもので、そ

れが全く勞農大衆の自發的行爲に出で、何等の強制がそのなかに行はれてゐないからである。かく勞農大衆が積極的に生産力の發展に努力するのは、ソヴェート政權の下においては、生産力の發展は大衆の生活程度の向上、大衆の生活改善であり、また大衆の生産は自分のための生産であるからである。

第五節 支那農業恐慌からの眞の出口

しかるに國民黨政權の下においては、支那大衆は生活に悶え、大衆は自發的に、帝國主義、地主、資本家並に國民黨の壓迫と搾取に反對して起ち上り、納税反對より武装蜂起へと推移し、日一日とソヴェート化しつゝある。他方においては、事實が、ソヴェート政權がすでに最も明白にその偉大なる創造力を發揮してをり、それが眞に支那大衆のために、幸福を謀り、大衆自身の政府であることを證明しつゝある。

かくて、吾々が「支那は何處へ行くか」と考へるとき、客觀的現實を考察するときは、支那大衆の唯一の出口はたゞ帝國主義と國民黨を打倒し、大衆自身のソヴェート政權を樹立することであるといはねばなるまい。吾々は支那の將來を考へるとき、科學的判斷に基づかうとする限り、支那の客觀的現實を發展的に見極めねばならない。それ以外は空想であり、幻想であり、空中に樓閣を描くものたるにすぎない。現に國民黨は資本主義への道に進まうとする。支那の大衆は、その客觀的社會的條件の下に、その革命闘争の經驗に基いて、ソヴェート政權の樹立發展と戦ひつゝある。吾々が幻影に囚へられてゐるとき、彼等は現實的に自己の出口へと驀進しつゝある。

「或る社會組織は、生産力がその組織の許す限り發展してからでなくては、決して滅亡するものではなく、また新たなより高度の生産關係は、その物質的存在條件が舊社會自體の母胎内において孵化したるまでは、決して舊社會

組織にとつて代るものではない。だから人間は常に自ら解決し得る問題をのみ問題とするものである。何故といふに、一層正確にこれを觀察するならば、常に問題それ自體は、その解決に必要な物質的條件がすでに存在してゐるか、或は少くともその生成過程にあるかの場合にのみ、はじめて發生するものだからである。」——マルクス著「經濟學批判」序説、宮川實譯、第五頁

こゝに見るがごとく、支那においては、今やソヴェート生産關係を樹立するに足る物質的條件が、舊封建的生產關係の母胎内に孵化してゐるので、支那の革命大衆はすでにその革命闘争を通じて、ソヴェート政權の樹立を問題としつゝあるのである。これこそ、支那社會の客觀的現實である。吾々は空想を離れて、支那のこの客觀的現實を直視すべきであらう。

第十二章 支那農業恐慌の激化と土地問題

第一節 序 言

支那の農業經濟は、十數年來も引き續いて停滯と後退とを経てゐるが、この停滯と後退は、かの大革命とそれに續く反動、世界經濟恐慌によつて、異常な程度にまで尖鋭化してゐるが、この農業恐慌は、最近數年來益々激化してゐる。この主要な原因は、

- 1、今日にいたるまで殘存し持續されてゐる地主による農民搾取の封建的諸形態とその激化
 - 2、遅れた商業—高利貸資本の諸形態の異常に強度な普及とその搾取の激化
 - 3、農業經濟を荒廢せしめつゝある永続的な軍閥の戰爭とその苛稅徵收の激化
 - 4、半植民地の農業生産にとつて不運な帝國主義經濟恐慌の激化
- かゝる支那農業恐慌の激化は、土地問題の上に如何なる反映を示してゐるか？ それは
- 1、地價の暴落
 - 2、土地の集中
 - 3、荒地の増加
- の三形態を取り、支那における土地問題と階級分化とを激化してゐる。

第二節 地價の暴落

「紐育タイムズ」通信員は、一九二七年の山東饑饉について、地價の暴落を次のごとく報道してゐる……

「山東省の三分の二は饑饉地域であると公に報ぜられてゐる。……以前一エーカー當り七百五十元の價値があつた土地は、今日二十五円で賣られてゐる。……そして山東省の運命は僅かに歴史の一部分たるにすぎない。……」

私もかつて、山東省のこの同じ饑饉について、地價の暴落を次のごとく述べたことがある……

「山東農村においては、從來すでに、前に述べたやうに土地が集中されてゐるばかりでなく、農村の荒廢によつて、土地集中の趨勢は益々促進されつゝあるのである。山東農村においては、近年收穫の減少と租稅の苛重に因つて、地價は著しく暴落しつゝある。今、山東二十三ヶ村について、地價の下落率を検するに、次表のごとくである。(單位一畝につき若干吊文)

| 縣名 | 村名 | 平年 | 一九二八年 | 下落率 |
|----|------|-------|-------|-------|
| 曲阜 | 馬廠 | 一、三〇〇 | 四〇〇 | 六九・二% |
| 章邱 | 步村 | 九〇〇 | 二〇〇 | 七七・八 |
| 安邱 | 名庄 | 一、〇〇〇 | 五〇〇 | 五〇・〇 |
| 同 | 譚家官莊 | 一、〇〇〇 | 五〇〇 | 五〇・〇 |
| 同 | 羅庄 | 一、三〇〇 | 三〇〇 | 七六・九 |
| 同 | 朱子街 | 一、〇〇〇 | 二〇〇 | 八〇・〇 |
| 同 | 馬家寨庄 | 三〇〇 | 一二〇 | 六〇・〇 |
| 同 | 東阜庄 | 二、〇〇〇 | 七〇〇 | 六五・〇 |
| 蒙陰 | 高都庄 | 一、六〇〇 | 一六〇 | 九〇・〇 |
| 肥城 | 孟家庄 | 一、六〇〇 | 五〇〇 | 六八・七 |

第十二章 支那農業恐慌の激化と土地問題

| | | | | |
|-----|-----|-------|-------|------|
| 平 度 | 崔家集 | 一、二〇〇 | 三〇〇 | 七五・〇 |
| 同 | 新 河 | 一、〇〇〇 | 五〇〇 | 五〇・〇 |
| 高 密 | 蔡家庄 | 一、〇〇〇 | 三〇〇 | 七〇・〇 |
| 諸 城 | 河北庄 | 一、一〇〇 | 五〇〇 | 五四・五 |
| 費 縣 | 薛 庄 | 二、〇〇〇 | 五〇〇 | 七五・〇 |
| 沂 水 | 田 庄 | 五〇〇 | 二五〇 | 五〇・〇 |
| 同 | 馮家庄 | 三〇〇 | 三〇〇 | 四〇・〇 |
| 同 | 某 村 | 一、三〇〇 | 一〇〇 | 九二・三 |
| 昌 邑 | 馮名庄 | 三、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 六六・七 |
| 同 | 三賢庄 | 三、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 六六・七 |
| 同 | 宋 庄 | 三、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 六六・七 |
| 同 | 上 嶺 | 八〇〇 | 五〇〇 | 三七・五 |
| 同 | 高陽集 | 八〇〇 | 二〇〇 | 七五・〇 |

右表によると、諸地方の地價は一齊に下落し、昌邑縣上嶺の三七・五%下落を最低とし、近水縣某村の九二・三%を最高とし、六〇%台七村、七〇%台六村、五〇%台五村、九〇%台二村、八〇%台、四〇%台、三〇%台各一村にして、平均實に六三・八%の暴落を示してゐる。

地價もまた極度に暴落し、一畝僅に二元内外に達し、しかも容易に買手すらないといふ状態である。…(二)かゝる地價の暴落は、支那軍閥中でも最も狂暴な掠奪者張宗昌による残忍極まる強奪の結果であつたのであるが、

今やかゝる現象は、山東省だけでなく、國民黨政權の下にある諸省にまで蔓延してゐるのである。しかも、その程度は農業恐慌の深化につれて、かつて山東省において見たよりも、遙に大であるのである。

今日においては、地價の暴落は、諸省において、これを見ることができるとはいへ、殊に陝西省——連年饑饉に悩まされてゐる——において、最も顯著に現はれてゐる。

「去年渭北の旱地には一元二畝をもつて賣るものあり、西安附近及び省西南一帶の水澆地においては、十餘元をもつて一畝を購ふことができる」(三)

これは一九三〇年の状態であるが、一九三一年に入つては、地價は更に暴落してゐる……

「每畝數十元或は數百元の田地にして決して十餘元に至れるものあり、決して三元乃至五元に至れるものあり、甚しきに至つては、減低して銀一元毎に田數畝を買ひ得るものあり」(四)

「甚しきに至つては、百畝の農田を祇だ二三元の糧食に換へ來るものあり」(五)「富農は郷間にあり、彼等は錢を有つこと原より多からず、但し毎元二二畝或は二元一畝の低價の下にあり……云々」(六)

一九三三年に入つての陝西の状態を見るに益々激化してゐる。郿縣の状態について次のごとく報ぜられてゐる。「民國二十、二十一年の飢饉は、民國十八、十九年に比べてより甚しい。初は尙ほ家を毀して薪に賣り、妻を賣り、子を賣ることもできたが、後に追ひでは、妻子も亦買手なく、土地家屋はこれを顧る人なく、土地每畝一角にして、他縣の客を邀ふことを得、一女三元にて、悉く異郷の鬼となる云々……」(七)

陝西につくは甘肅省にして、その状態は次のごとくである……

「民國十七年(一九二八年)の災亂より以來、人民は難を四方に逃れ、今に至る迄、未だ上莊せず、寧定南郷一帶の難

民の田地は、土豪何腰哥兒等、その族を率ゐ、分散占據す。遇々難民にして上莊探詢するものあれば、僅に賤價を予へ、賣約を勒寫せしめて以て據となす。每响竟に一元或は三四元を以て買得す。何腰哥兒はまた、その子の、寧定にありて差弁に充當さるゝを恃み、借りて護符となす。……縣長張慶雲も亦置いて聞くこと罔きが若し……」

【註一】 産業労働調査所編譯『支那に於ける最近の農民運動と農業問題』第二一三—二一六頁

【註二】 拙著『革命支那農村の實證的研究』第二九八—三〇〇頁

【註三】 一九三〇年八月四日「大公報」西安通信

【註四】 一九三一年二月六日「河南民報」

【註五】 「新陝西」第一卷第五號第八八頁

【註六】 石筍稿『陝西災後的土地問題和農村新恐慌的展開』一九三二年七月「新創造」第二卷第一、第二期

【註七】 一九三三年四月三十日及び五月五日「申報」

【註八】 一九三一年二月六日「新陝日報」

第三節 土地の集中

支那農民は、かゝる暴落せる地價でさへも、その土地を賣拂つて糊口を凌がなければならぬのである。

かゝる地價の暴落は、官僚、土豪、商人に土地を買取る絶好の機會を與へるもので、こゝに土地の集中が激化されるのであるが、それとともに、農民はその生産手段を喪失して、益々プロレタリア化し、支那農村における階級分化は激化されるのである。

土地の集中は、かつて山東省の飢饉においてもこれを見、私はかつて

「かくて土地は廉價をもつて容易に集中され、集中の趨勢は、農村の荒廢に乗じて、一層昂進の度を加へるのである」
 「かくのごとく地價は暴落し、しかも山東農民の離郷心並に離郷旅費需要は極めて強烈であるから、財産家において、この機會に土地を集中することは、群羊を驅る狼のごとく、また燎原の火のごとく、實に易々たるものであることは、想像に難くない。かくて山東省における土地集中の趨勢は一層激化されつゝあるが、今後この形勢にして持續し、且つ土地分配の調査が完全に行はれたならば、必ずや吾人の想像だに仕上がつた大地主が発見さるべく、この豫測は、今回山東の土地分配並に集中の趨勢を考察することによつて、一層確實性に富んでゐるといふことを確信するにいたつたのである」

今やかゝる土地の集中、階級分化の激化は、陝西、甘肅二省をはじめ、安徽省等、農業經濟恐慌の激化せる地方に、遍く發見することができるのである。

陝西省三原の富商が大規模に土地家屋を購入し、また陳録の土地が迅速に増加したことは、一九二八—三〇年における陝西省における大飢饉による顯著なる事實であるが、當時「大公報」は次のごとく報じてゐる……

「陝西の災荒中における農村關係は、極めて大きい變革を有つてゐる。大に國計民生に影響を有するのは、すなはち土地所有權の移轉と土地の集中である。蓋し農民にして妻を賣り子を賣るものは、その前にすでに平時頼つて以て生存する土地を、早く已に典賣して、一空である。この種の土地を收買するものは、自ら郷村中の豪富と都市中の官吏である。……此に因り、土地集中の趨勢は極めて迅速にして、麥收の後、流離して外に在りし農民が、漸く原處に歸るも、但しその耕する土地は多くはすでに己の有ならず、耕すべき人あるも田なきの狀となる……」

一九三一年より現在にいたるまで、この趨勢は、依然として繼續してゐる。

「かくて富者は遂に機に乗じて收買し、災民は死を救ふ計のために、大都、痛を忍んで售出す……」^(四)
 彼等官僚土豪商人富農が、罹災農民の土地を買収するのは、極めて廉價であるとはいへ、しかも決して公平なる手段によつて、買収しない。その間に欺瞞と壓迫とが行はれるのである、すなはち吾々は、これについて、次のことき、事實を見ることができる。

「そのために、資本家は仍ち農民の弱點を利用し、技巧を弄し、欺詐引誘し、用つてその経済的手段を極め、農地を窃取する」^(五)

甘肅省寧定における土豪何腰哥兒の手段は、前述したごとくであるが、それは官憲の威力を借り、経済外の強制をもつて、廉價に土地を收奪するものである。

また陝西省において土地を集中するものは、農民の反感、農民の襲撃を免れるために、他人の名義を利用し、かゝる土地集中も、愈々農村の不安が極度に達し、兵匪が混乱し、農民が襲撃を開始するやうになると、地主豪紳の避難により中止されるが、それまでは繼續されるのである。^(七)

かゝる土地集中は、陝西、甘肅のみではなく、今や安徽省北部においても、現實に展開されてゐる。

「皖北社會の隱憂は、一次の災荒を發生する毎に、すなはちく多富紳に予ふるに一次の兼併の機會を以てするに在り。……富紳は、すなはちこの機會を利用して、廣く田産の收買を事とし、小農が生を求めて得ざる日に當り、賤價出售して、以て死を免るゝこと須臾なるもの、所在皆な是れ。故に災患一たび過ぐれば、富紳の田産は必ず隨つて以て大に増し、而かも自耕の小農は咸に一變して佃戸となる。……」^(八)
 次に綏遠省の状態を見よう。

「陸縣の一般官僚資本家は、民國十八、十九年の災荒のときに乗じ、賤價をもつて土地を收買すること半數以上にあり、計るに打色令全村の地畝は、八十餘頃にすぎざるも、綏遠の各官僚に賣給せるもの、已に四十餘頃の多きあり」^(九)
 河北省においても同様の状態を呈してゐる。

「保定における田房税契の款は、平常歲收二萬元なるに、但し客歲には統計、往年に較べて一倍を超過せり、その激增の原因を考ふるに、廉價に産を售るもの多きにすぎ、富有の家は機に乗じて收買するに由るに係る」^(一〇)

かくて土地は今や農民の手より、官僚、土豪、商人、富農等の手に集中されつゝあるが、幾何の土地が農民の手から、彼等の手に集中されたかについては、正確なる統計はないが、前述のごとく、綏遠省陸縣においては、全村土地の過半が官僚の手に集中し、陝西省においては、吳子深なる一個人だけで、一畝四角にて三千畝を買収してをり、^(一一)咸陽、涇陽、三原、高陵、臨潼等五縣においては、農民はその所有耕地の二〇％を彼等の手に移轉せしめたといはれてゐる。^(一二)この事實を見るときは、土地集中の趨勢が極め激烈であることが判る。

かゝる土地集中の結果階級分化が行はれるが、陝西省咸陽縣について一九三〇年の飢饉前後における比較を見るに次表のごとくである。^(一三) (◎印は増)

| | 災 前 | 災 後 |
|----------|-------|-------|
| 五——一〇畝 | 三〇・〇% | 二五・〇% |
| 一〇——五〇畝 | 五五・六 | 四五・〇 |
| 五〇——一〇〇畝 | 一一・二 | 二五・〇 |
| 一〇〇畝以上 | 四・四 | 一〇・〇 |
| | | ◎五・六 |

上表によれば、百畝以下の中小地主富農は減少し、百畝以上の大地主に土地が集中されつゝあることが判る。なほ土地を喪失したものは、農業労働者小作農等であるが、災後における農民層の比例を見るに^(一四)

| | | | |
|-------|-----|--------|-----|
| 農業労働者 | 五〇% | 自作農 | 二〇% |
| 小作農 | 一五% | 自作兼小作農 | 一五% |

にして、農業労働者が非常に激増してゐる。

次に鳳翔縣における調査を見るに、四區に亘り地主自耕農小作農が減少し、農業労働者及び失業者が激増し、階級分化の激化を示してゐる。

かゝる土地の集中が大地主の發達を意味することは上述したごとくであるが、またかゝる土地の集中は、農民に對する收奪を意味することも上述したごとくである。

「農民に對する收奪は、直接には大地主を造り出すに過ぎぬ……」^(一六)

かゝる農民に對する收奪は、前にも述べたごとく「欺瞞」と「壓迫」を伴ふものであるが、「この收奪の歴史は國に依つて種々異つた色彩を採り、順位が異なり、歴史的時代が異なれば、したがつてその通過すべき段階も亦色々異つて來る」とはいへ、強行的、暴力的であることに何等の變りはない。

「彼等に對するこの收奪の歴史は、血と火の文字を以つて、人類の記録に書き込まれてゐるのである。」^(一七)

「民衆に對する強行的の收奪過程は、十六世紀における宗教改革と、それに伴つて行はれた寺領の絶大な盜掠とに依つて、驚くべき新刺戟を與へられた。」^(一八)

「フリードリッヒ二世の時代に、いづれも亞麻を紡績してゐたウエストファリアの農民の一部が暴力的の收奪を受け

て、土地から驅逐され、殘餘の人々は大きな小作農業の日傭労働者に轉化された。」^(一九)

「民衆に對するこの恐るべき苛酷な收奪こそ、資本史の序曲たるものである。この收奪は一連の強力的方法を包含するものであつて、その中の劃時代的なものだけを、我々は資本の本來的蓄積の方法として考察したのである。直接の生産者からの收奪は、無慈悲極まる兇暴を以つて、最も恥づべき、最も醜惡な、最も卑陋にして忌はしき慾念の衝動の下に遂行された。」^(二〇)

かゝる農民に對する土地收奪は「本來的蓄積」なるものである。そして「それが本來的たる所以は、資本と資本に照應せる生産方法との有史前期たる點に存する。」^(二一)この「謂ふ所の本來的蓄積なるものは、生産者を生産手段から分離せしめる歴史的の行程に外ならぬ。」^(二二)

農民に對する土地收奪は實にかゝる本來的蓄積過程の基礎をなしてゐる。「形成途上にある資本家階級にとつて、槓杆の作用をなす所の有ゆる革命は、本來的蓄積の歴史上、劃時代的なものとなつてゐるのであるが、多數の民衆を突如として強行的に生活資料から分離し、これを放たれたプロレタリアとして労働市場に投ぜしめる瞬間は殊にさうなのである。農業上の生産者たる農民からの土地收奪は、この全行程の基礎を成してゐる。」^(二三)

かゝる農民に對する土地收奪は、「資本史の序曲たるものであり」、「資本制生産方法の基礎をなす」ものである。何故なれば、それは

「労働者を労働条件から分離せしめる所の行程、換言すれば、一方には社會的生活資料及び生産手段をば資本に轉化し、他方には直接の生産者をば賃銀労働者に轉化せしめる所の行程以外の何ものでもあり得ない。」^(二四)

し、また
 「舊來の自營農民が收奪を受けて生産手段から分離される事實と相並んで、農村的副工業の破壊が行はれ、農工業間の分離行程が進んで來るのである。而して斯かる農村家庭的工業の破壊のみが、資本制生産方法の必要とする範圍と鞏固とを、國內市場に與へ得るのである」^(二八)
 からである。

しかし、かゝる過程は、支那においては極めて緩慢でしかない。何故ならば、支那は半植民地國家にして、帝國主義商品の侵入と、保護制度の久しきに亘る缺如とのために、大工業の發達が制限されてゐたからである。

「大工業が起るに及び、茲に初めて機械に依つて、資本制農業の不易的な基礎が與へられ、農民の驚くべき多數は、根本的に收奪を受けて、農業と農村家庭的工業との分離は完成されることになる。この家庭的工業の根底たる紡績業及び機械業は、大工業のために根こぎにされてしまふ。茲に初めて大工業は工業資本のために、國內市場の全部を征服することになつたのである」

「保護制度は、製造業者を製造し、獨立労働者から收奪し、國民的の生産手段及び生活資料を資本化し、且つ古代的生産方法から近世生産方法への推轉を強行的に短縮する所の人爲的な一手段である」^(三〇)

- 【註一】 拙著(前掲)第三〇〇頁
- 【註二】 同上第二九九—三〇〇頁
- 【註三】 一九三〇年八月四日「大公報」西安通信
- 【註四】 一九三一年二月六日「河南民報」
- 【註五】 「新陝西」第一卷第五號第八八頁
- 【註六】 一九三一年一月「滿洲日報」
- 【註七】 石筍稿、前掲論文
- 【註八】 一九三三年六月二日「中央夜報」

- 【註九】 一九三三年三月三日「綏遠民國日報」
- 【註一〇】 一九三三年四月七日「大公報」
- 【註一一】 一九三三年五月十三日「社會日報」
- 【註一二】 「西北」第二號第一一頁
- 【註一三】 石筍稿、前掲論文
- 【註一四】 同上
- 【註一五】 「陝西」第十六師、一九三一年五月調査
- 【註一六】 マルクス著「資本論」二卷第二册第七三七頁
- 【註一七】 同上第七一〇頁
- 【註一八】 同上第七一〇頁
- 【註一九】 同上第七一五頁
- 【註二〇】 同上第七四〇頁
- 【註二一】 同上第七五六頁
- 【註二二】 同上第七〇九頁
- 【註二三】 同上第七〇九頁
- 【註二四】 同上第七一〇頁
- 【註二五】 同上第七五六頁
- 【註二六】 同上第七六一頁
- 【註二七】 同上第七〇九頁
- 【註二八】 同上第七四二頁
- 【註二九】 同上第七四三頁
- 【註三〇】 同上第七五〇—一七五一頁

第四節 荒地の増加

農民は各種の收奪搾取の強化により、その土地を喪失するのみでなく、家畜種子農具等の最後の生産手段をも失ひ、全くプロレタリア化する^(二九)とともに、農耕者によつては、その生存すら保持することができず、土地耕作を廢止して離村逃亡する。かくて支那においては、今や荒地が、新たな勢をもつて増加しゆきつゝある。

陝西省鳳翔縣においては、一九三〇年の飢饉により、次のごとく荒地が増加してゐる。^(三〇)(地租額を以て表示する)

| 東 區 | 災前地租額 | | 災後地租減少額 | |
|-----|----------|-----|----------|-----|
| | 面積 | 百分率 | 面積 | 百分率 |
| 東 區 | 六、〇九九・七石 | | 一、八八一・三石 | |
| 西 區 | 八、〇八五・五 | | 二、六九七・〇 | |
| 南 區 | 九、〇三四・二 | | 三、一八七・六 | |
| 北 區 | 五、二八九・五 | | 二、二一七・三 | |

かゝる趨勢は、その他の諸地方においても、依然繼續してゐる。

「富平。逃亡の人口は、現在の調査によれば、すでに半數を越え、しかも最近の災情は愈々急にして、兩月内の逃亡及び餓斃者は竟に一千有奇、失業は三千人の多きに至り、牲口は僅に十分の一を剩すのみ。荒地四千餘畝は、すなはち甘霖降るも亦辦法なし」

「扶風杏林等、民國十七年より以來、夏秋に未だ粒顆を見ず、少壯は流離して所を失ひ……人民の死すること十分の七をすぐ。……現今天雨を落すといへども、夏收はすでに望なきに屬し、秋種も亦籽種なし、何ぞ況んや牲畜をや」
「その他臨潼のごとき、現存戸口は十二、三もなく、近來甘霖を得といへども、災民は仍ほ持腹して日を終り、道旁に餓斃するもの層見疊出。寶雞は近來雨ふるといへども、然も籽種に乏しく、地あるも種ゆる能はざるを致すもの、比々皆な是れかくて陝西省當局は、農民が逃出し難民夥しく荒地増加し、これを耕作するもの少きに鑒み、其地域救済の手段を講じつゝあるが、かくて荒地の増加が重大化したことを想像するに難くない。

綏遠省においても荒地は増加し、今や荒地は二萬五千八百餘頃に達し、かくて地租収入は激減し、支那本部の一縣の地租収入にさへも及ばない。

かゝる荒地の増加は、西北邊境においてこれを見るのではなく、比較的富饒な本部諸省にもこれを見ることができ。例へば河南省の西南部九縣は、今や殆んど荒涼たる原野と化してゐる。首都開封縣においても、全縣土地面積四千三百三十餘方支里中その八〇％は荒地にして、その荒地中官有地五％民有地九五％を占めてゐる。更に支那において最も富饒とされる江蘇省においても、今や上等の田地が放棄されて顧るものなく、往年小作地にして一畝百元位では到底購入することができなかつたやうな状態は、今や過去の一場の夢と化してしまつてゐる。
今その他の本部諸省について、一九二九年八月乃至一九三〇年十月間に、國民政府内政部統計司が調査したる結果によれば、荒地面積並にその百分率は、次表のごとくである。(單位畝)

| 省 名 | 報告縣數 | 山地 | | 平地 | | 澤地 | | 未詳 | | 合 計 |
|-----|------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|-------|-----------|
| | | 面積 | 百分率 | 面積 | 百分率 | 面積 | 百分率 | 面積 | 百分率 | |
| 江 蘇 | 三五 | 五九八、四二二 | 五三・四六% | 四二、一四九 | 四・二二% | 四三三、三三二 | 四二・四三% | — | — | 一、〇二五、九〇五 |
| 浙 江 | 三五 | 五七、五七一 | 三六・六一 | 七〇、八〇七 | 四三・一五% | 二〇、二二六 | 一六・八九 | 八、三三五 | 五・三三 | 一五九、八一九 |
| 福 建 | 一四 | 三三、七〇三 | 三三・〇八 | 二、九八九 | 一・七八 | 二二 | 〇・〇二 | 一〇、〇〇〇 | 五九・六二 | 一六、七七五 |
| 安 徽 | 三七 | 三七、六七四 | 六・九七 | 一、五八三 | 三・〇一 | 三三八、五二一 | 六二・六二 | — | — | 五二〇、五二一 |
| 江 西 | 二二 | 八、六〇六 | 三・一六 | 一、四一一 | 二・二二 | 三、五七六 | 一・三三 | — | — | 一一三、五七六 |
| 湖 南 | 九 | 九、五〇四 | 九・〇三 | 三、八九〇 | 三・一一 | 九、〇一〇 | 八・七九 | — | — | 一〇九、〇一〇 |
| 湖 北 | 八 | 五九、七五〇 | 九・〇三 | 六六 | 〇・〇三 | 三、五七九 | 〇・八九 | — | — | 五九、七五〇 |

【表註】右表中百分率は各種荒地の全荒地に對する百分率を示すものにして、全土地面積に對する百分率を示すものではない。右表は以上各省内の全荒地面積を示すものではないが、各省の荒地が相當廣大であることを示すには充分であらう。

- 【註一】 陝西第十六師一九三一年五月調査
【註二】 一九三三年四月八日「申報」
【註三】 一九三三年四月十九日「大公報」
【註四】 一九三三年四月三十日「申報」
【註五】 姜解生稿「中國農業恐慌的現段階」(「中華月報」第五號第二七頁—一九三三年八月一日)
【註六】 一九三三年二月十三日「河南民報」
【註七】 一九三三年二月十九日「中央夜報」

第五節 結 言

これらの諸現象は、支那農業恐慌の激化、支那農業經濟の崩壊を示ものであるが、それによつて支那農村における階級分化を激化した。

そこにおいてかゝる事態のうちに、支那農村における階級的勢力關係は如何なる變化を生じてゐるかといふに、農民の極度の窮乏化に乗じて、

- 1、高利貸資本は益々その搾取を強化する。例へば安徽省北部の状態を見るに「災患以後種子食糧は蕩してあるところなし。しかも富紳は積囤箱に盈ち、情形は迥かに異なる。恒に重利をもつて出借し、次夏收麥後を限り償還せしむ。利率は高きこと百分の五十に至る。小農は死を救ふに暇あらず、安んぞ敢て計較せん。この外耕牛を典し子女を賣ること、皆な一として富紳に予ふるに遺産の機會を以てせざるはなし」
- 2、かくて農民は益々窮乏化し、たとへ廉價に賣拂つた土地を借金して買戻すことが許されても、これを買戻す資金なく、永遠に土地を喪失して、プロレタリア化する。
- 3、封建勢力は益々強化する。例へば陝西省のごとき、「現在各縣の貪汚土劣の勢力の膨脹は從來未だあらざるとこ

ろとなす」といはれてゐる。

かくて農業恐慌の激化により、封建勢力はその勢力を増大する反面、搾取壓迫される農民數も増大し、その反抗意識も漸次明確となり激化し、こゝに階級分化の激化と相俟つて、その階級對立を尖鋭化する。その具體的表現を、吾々は

- 1、土豪劣紳に對する仇殺。
 - 2、農村暴動—山東の青旗會、黑旗會及び河南の天門會の暴動等。
 - 3、ソヴェート地域の擴大。
- 等、執拗なる農村階級闘争のうちに見出すことができる。

- 【註一】 一九三三年六月二日「中央夜報」
【註二】 「新泰先鋒」第一卷第一號
【註三】 「農報」一九三三年六月四日、六月八日、七月二日、四月廿日、五月二日

(一九三三、一〇、三〇)

第十三章 支那の土地問題と山西土地公有問題

第一節 土地所有の集中と土地飢饉

支那の耕地面積は、最近の調査によれば約十一億二千六百萬畝（一畝は我が約二百坪）に達してゐるが、これが如何に所有されてゐるか。それについては從來確實なる調査がないが、今比較的正確と思はれる武漢政府土地問題委員會の統計によれば、支那農村人口の五五%は全然土地を所有せざるものにして、そのなかには

- 小作農 七三%
- 農業労働者 一六%
- 遊民、土匪、兵士、無職農民、小商人 一一%

がある。他の四五%が土地を所有してゐるのであるが、この間における土地所有の分配を見るに次表のごとくである。

| 所有地單位 | 所有者人口百分率 | 農業人口中所 有者百分率 | 所有者百分率 |
|-------|----------|-----------------|--------|
| 貧農 | 一一・一〇畝 | 四四% | 六% |
| 中農 | 一〇一・三〇 | 二四% | 一三% |
| 富農 | 三〇一・五〇 | 一六% | 一七% |

| 小中地主 | 五〇—一〇〇 | 一一 | 四 | 二一 |
|------|--------|----|---|----|
| 大地主 | 一〇〇以上 | 五 | 二 | 四五 |

上表によれば農業人口の僅かに一三%を占むるにすぎない富農および地主が、全耕地の實に八一を占め、土地が少數の手に集中してゐることがわかるが、このことはまた、農業人口の八七%を占める中農、貧農、小作農、農業労働者が土地飢饉に苦しみ、地主および富農に搾取されてゐることが看取される。

第二節 土地所有關係の半封建性

支那においては、現代土地は自由に賣買することができて、商品化し、また個人は土地を自由に所有することができ、封建的身分制土地所有關係は廢止され、ブルジョア的土地所有關係が支配的であるとはいへ

- 1、土地賣買には家族的制限が存在する。
 - 2、地代は高率現物地代が支配的にして、必要労働部分にまで食ひ込んでゐる。
 - 3、地主は利潤を目標とせずして、地代を目標とする寄生的地主である。
 - 4、地主の権力は壓倒的地位を有してゐる。
 - 5、農民の搾取には經濟外的強制が加へられてゐる。
- かくして現代支那における土地所有關係は、依然として半封建的形態を保持し、その地代は半封建的地代たる本質を有してゐる。

かゝる半封建的零細農耕形態は半封建的生産關係に規定されつゝ、なほ農民を窮乏化せしめ、債務奴隷にまで沈淪せしめるが、その過程における諸要因は次のごとくである。

- 1、半植民地的、半封建的生産關係による農産物と工業品との缺狀價格差
- 2、世界經濟恐慌によるかゝる缺狀價格差の増大

3、土地價格の上騰、それに伴ふ地代の増大による農耕資本の缺乏（山西省のごとき一九一九—一九二九年間に地價は一五〇—五〇〇%上騰し、⁽¹⁾また全支那において水田地代は地價の九%、旱地地代は地價の一四%を占め、清代の地代が地價の一三%なりしに比しむしろ高率であり、⁽²⁾山西省のごとき土地價格は農業資本の八〇%を占めてゐる。⁽³⁾

4、商業Ⅱ高利貸資本の法外な搾取

5、軍閥の苛斂誅求とその嗜意性（北方は「兵差」普及の高率において殊に顯著である）

6、自然的災害の防止無力による被害の増大等々。

支那農民の窮乏化、債務奴隷化、その農業再生産過程の縮小、農業の衰退、その根源は半封建的土地所有關係であり、こゝに支那においても、土地問題が農業上革命上根本問題として日程に上るのである。

【註一】 陳翰笙稿『山西の農田價格』（『社會科學雜誌』第一卷第一號）

【註二】 前掲「農情報告」第三卷第四號

【註三】 東亞經濟調查局版『支那近代農民經濟史研究』第七九ページ

【註四】 陳翰笙稿前掲論文

第四節 支那革命と土地問題

支那の社會經濟的構造は、以上のごとき半封建的土地所有關係をその經濟的基礎として、その上部に半封建社會が構築されてゐる。かくして現代にはなほ、かゝる半封建的土地所有關係を地盤として、封建勢力が牢乎として抜くべからざる地位を占めてゐる。かくして支那革命の本質は、現段階においてはなほブルジョア民主主義革命にして、その任務は封建勢力の掃蕩にあり、その革命的手段は土地革命である。

かくして一九二五—二七年の支那大革命においては、封建勢力の打倒が叫ばれ、反封建勢力として農民運動が激化し、武漢時代の國民黨第二回第三次全體會議には、土地革命の基準として「土地問題草案」が國共兩黨によつて提出され、その問題を契機として革命勢力と反革命勢力との對立、分裂が示現された。

その後土地革命は反動勢力によつて抑壓されたが、獨り支那ソヴェートによる革命勢力によつて、土地革命が取上げられ、また實際に遂行された。それゆゑにこそ、支那のソヴェート政權は、廣大なる農民大衆から支持され、反動勢力の不斷の攻撃に耐へつゝ、その勢力を擴大し得たのであつた。

支那ソヴェート政權の下における土地問題の根本的解決は、「すべて封建地主豪農軍閥官僚およびその他の大私有主の土地は、自己の經營たると賃貸たるとを問はず、一樣に何等の代價を給附することなく、これが沒收を實行する」（新土地法第一條）にある。しかしまた土地を國有とするのではなく、「沒收されたる土地は、ソヴェートを通じて、貧農および中農において、これが分配を實行する」（同上）ものである。かゝる土地革命が農業人口の八七%を占める中農または貧農極貧農に支持され、彼等を革命勢力に組成せしめることは、火を賭るよりも明かである。⁽⁴⁾

【註一】拙著前掲書第二九五—三一〇頁参照

第五節 支那革命勢力の移動と山西における土地問題の上程

かゝる土地革命の大旗をかざして、農民大衆の支持を得つゝある支那の革命勢力が、四川より陝西を通じて、漸次に山西綏遠方面に伸展し來つたことは、その方面における農民大衆の間に、また農民の搾取の上に立つ支配階級の間、異なる意味においてあるが、土地問題を新に必然的に政治日程に上程せしめざるを得ない。

西の方より怒濤のごとく押し寄せつゝある革命勢力の脅威の下に戦々兢兢たる山西の王者——閻錫山は「防共」の一手段として、この土地問題を取り上げ、南京における國民黨の第四回第六次全體會議に提出すべく、次のとき内容の「土地公有案」を作り上げた。

- 1、村役場は公債を發行し、全村の土地を買収し村公有とす。
- 2、土地（農地のみ—筆者註）の水旱肥瘠、一人の農耕量により、一定の土地を村籍農民の農耕に分給す。
- 3、村民大會により村公有土地の共同耕作を議決せる場合には「共營農場」を定む。
- 4、耕地不足のため村内農民にして耕地の分給を受け得ざるものに對しては、村役場において他種工作を興へ、また耕作者不足し餘剩耕地ある場合は、縣政府に報告し、耕地不足の他村耕作者の移民調節をなす。
- 5、農民の耕作年齢は十八歳乃至五十八歳にして……五十八歳に至れる人民は原有土地を村役場に没還す。
- 6、左記當該農民に對しては村役場は土地を回收す。

死亡、轉業、耗作放棄、他村移轉、犯罪判決、但し土地回收の際當該土地の有効なる改良工作に對しては補償金を交付す。

- 7、兵役中の農耕者所有土地は當該村農耕者において平均分擔して代耕す。
- 8、耕作力の減退或は土地の精密耕作、特殊栽培の事由ある場合は、農業労働者を雇傭することを得。但し左記三種條件に限る。

(イ)耕作力ならびに時間の餘裕のあるもの、(ロ)十八歳以下あるひは五十歳以上の男子、(ハ)労働適齡内の女子。

- 9、土地分配進行中は農耕者は當然地方の舊地代を負擔すべし。

- 10、土地買収公債は毎年償還し、その擔保は次の如し。
(イ)農業保護税——すべて動産不動産の別なく年一%の農業保護税を賦課す、(ロ)不勞税——正當の理由なく勞働せざる村民に對しては、農耕者の負擔する勞働所得税の平均額の不勞税を賦課す、(ハ)利子所得税——資産たよつて生活するものに對しては、その所得の三〇%を最低として累進所得税を賦課す、(ニ)勞働所得税——すべて勞働所得あるものに對しては、左記標準により本税を賦課す、(a)土地耕作収入の一〇%、(b)一定の土地以外の勞働による所得に對しては一%を最低とする累進所得税。

- 11、墳墓宅地は暫時本辦法を適用せず、土地分配後被買収者にして老弱その他勞働能力なく、また扶養者なく、かつ毎年所得の公債によるも生活し得ざるものに對しては、村役場において扶養辦法を講ず、老人、死亡、兒童、扶養これに準ず。

- 12、村内の山林池沼牧地等の公用土地は、國、省、縣公有のものを除き、一律に土地買収辦法により村公有とし、

その地上有價物件に對しては補償金を交付す。

13、村役場は人口増減、ならびに土地改良その他により適當なる時期において土地の再分配をなすことを得、以上が山西省において閻錫山等によつて提案されてゐる土地政策であるが、これを一瞥するに、一九三三年末福建の獨立にあつて臨時革命行動委員會はゆる「第三黨」が一部の地域に實行せる土地政策と、その本質において同一である。(一)

【註一】拙著前掲書第三一七—三三八頁参照。

山西土地公有政策こそ、福建政權の土地政策の拙き再版ではある。

しからば山西土地公有政策の前途はどうか？。その成否を決定するものは次のごとき諸エレメントであらう。

- 1、土地は村において買収するものであるが、その買収價格ならびに公債利子をいかに決定するか？ これに對して地主が満足するかどうか？
- 2、かゝる農民が土地政策を支持するかどうか？
- 3、土地買収後において、山西省は地租歲入約六百二十七萬二千元（一九三一年）を補充し、且つ公債利子を支持し得るや否や？
- 4、商人と高利貸とともに三位一體をなせる地主等が、土地政策實施後において農耕資金を農民に融通するや否や？
- 5、反動的中央政權および隣接地方政權によつてかゝる土地政策が容認され得るか否か？
- 6、殊にかゝる土地政策がX勢力によつて支持されるか否か？

7、革命勢力の土地革命に對して、かゝる改良主義的土地政策が對抗し得るか否か？

【註一】拙著『北支那經濟概論』第七章參照（一九三五・一一・一二發行）

かゝる諸エレメントによつて、山西の土地政策は成否を決定されるであらうと思ふが、當面において北支那においてX勢力によつて醜化されつゝある農民自治運動に徴し、香河縣人民自治委員會の自治宣言を見るに、明かに「土地の公有に反對す」と明言されてゐる。(二) また福建政權の下に、かゝる土地政策が行詰りに逢着したことは、その實際擔任者によつてすでに實驗済となつてゐる。

【註二】十月廿三日天津發聯合通信

それ故に、山西の土地公有問題も、單なる紙上の提案に終るか、もしたとへ實施されても徹底的土地革命の怒濤の前に、跡方もなく消え失せるか、この二つの運命以外には出でまい。かくて將來支那土地問題史論のなかにおいて、悲惨な數頁を占領するのではあるまいか？

さあれ、支那における土地問題は、いつか解決されるべく、その上程の日が迫りつゝある。その時期、その方法は土地に飢ゑたる支那農民に聽く外はない。(一九三五、一一・一〇・夜半)

第十四章 支那農業における金融資本の制 覇過程

第一節 銀行資本の農業侵入の沿革

支那においては、一九二二年以來、とにもかくにも、銀行資本が農業に侵入しはじめたが、それは會社組織による農場經營を通じて行はれてゐた。支那においても、資本主の發達につれて、資本主義生産方法による大農場經營が勃興するにいたつた。今農商統計を検するに、民國以來農業團體は次のごとく發達してゐる。

| 年次 | 團體數 | 拂込資本額 |
|-------|-----|------------|
| 一九一二年 | 一七一 | 六、三五一、六七二元 |
| 一九一三年 | 一四二 | 六、〇〇九、九六二元 |
| 一九一四年 | 一二九 | 四、九六〇、二〇九 |
| 一九一五年 | 一二九 | 六、二四一、〇七五 |
| 一九一六年 | 一三三 | 九、七九一、四八九 |
| 一九一七年 | 一三二 | 一〇、六六三、四五六 |
| 一九一八年 | 一九一 | 九、四九八、三〇九 |
| 一九一九年 | 一〇二 | 一二、四六八、八〇四 |

この表のごとく、資本の農村への侵入は、略ぼ年々増大し來つたが、その大部分は銀行資本であつたのである。そ

れは直接出資または貸付の形式によつてゐる。

かゝる銀行資本の農業への侵入の最も盛なるは江蘇省にして、淮南沿海においては、かゝる大資本による農場は鹽田、墾殖、牧畜を經營し、その數は南は南通呂四の通海墾牧公司より北は阜寧の新通公司にいたるまで、四十以上に及び、南通、如皋、東臺、鹽城、阜寧の五縣に亘り、八百餘支里に及び、その投資額は三千餘萬元、既墾地及未墾地面積は約二千數百萬畝に達してゐる。

これらのなかには歴史の古きものがあるが、多くは成績不良にして、大有墾墾公司のごとき負債四十八萬元、その年利六萬元を負ひ、しかも年收僅かに六萬元にも足らず、極めて苦境に立つてゐるものもあつた。⁽²⁾

【註一】 主として拙著『革命支那農村の實地的研究』第一五一―一六頁に據る。

支那における銀行資本は、資本制農場經營を通じて、漸次に農業に侵入しはじめたといへ、未だ諸々の社會經濟的條件によつて、その侵入が阻止されてゐたのである。

第二節 江蘇農民銀行の活動

支那農業經濟は、國民黨政權の反動化によつて、その根本的改革が阻止され、その崩壊が激化され続けるとともに、支那銀行資本は、地主ブルジョアの南京政權と結托して、以上のこと支那農業の崩壊過程に乗じて、支那大革命の失敗後、新に組織的に農業への侵入を激化するにいたつた。

この段階における特徴は、農民銀行産業組合を通じて、農民經濟に侵入し、これを金融資本の支配下に置くことであつた。

農民銀行として最初に設立されたものは江蘇農民銀行にして、一九二七年十月二十九日に成立會が開かれ、資本金五十萬元をもつて、一九二八年初頭より營業を開始するにいたつた。

今その主旨を見るに「農民に低利の資金を貸出し、農業を振興するを宗旨とし（條例第一條）、その貸付を見るに、

1、農民に必要な種子、肥料、桑葉等の購買及びその他生産費用は六ヶ月内償還とす

2、農民の必要農具等の購買は三年とし分割償還法を用ゆ

3、農民の土地家屋購入或は土地改良は五年償還とし分割償還法を用ゆ（條例第八條）

その利子は「各地の情形を斟酌してこれを高下し、…但し最高なるも月利一分を越ゆることを得ず、銀行の基礎鞏固となるを待つて年利五分以下の貸出をなすことを原則とす（條例第十五條）るものである。

地主農民への貸付は、信用貸の場合には産業組合（各種の）を通じて行はるものにして、したがつて農民銀行の指導の下に江蘇省各地に年々産業組合が設立され、農民銀行はこれに對して監督權をもつてゐるのである。

今江蘇農民銀行の本支店所在地並に開設期を表示すれば、次のごとくである。

| 本 店 | 年 月 日 |
|-------|-----------|
| 鎮江中山路 | 一九二八、七、六 |
| 常熟支店 | 一九二八、九、八 |
| 吳江 | 一九二九、一、四 |
| 高 淳 | 一九二九、四、一 |
| 六 區 | 一九二九、六、一六 |

| | | |
|--------|-------|-----------|
| 三 區 | 常州局前街 | 一九二九、七、一 |
| 崑 山 | 崑山南街 | 九、二九 |
| 四 區 | 無錫江陰巷 | 一九三〇、三、一 |
| 一 區 | 鎮江中山路 | 五、六 |
| 二 區 | 南京戶部街 | 五、六 |
| 丹 陽 | 丹陽縣後街 | 一一、五 |
| 青 浦 | 青浦縣前街 | 一一、七 |
| 如 皋 | 如皋買家橋 | 一一、一〇 |
| 七 區 | 嘉定東大街 | 一九三一、七、一一 |
| 太倉營業處 | 太倉城內 | 七、一一 |
| 寶 山 | 寶山羅店鎮 | 七、一一 |
| 五 區 支店 | 蘇州觀前街 | 九、二〇 |
| 十三區 | 鹽城義井街 | 一〇、一七 |
| 沐陽代理處 | 沐陽縣政府 | 一一、一一 |
| 十四區支店 | 徐州公安街 | 一二、三〇 |
| 江陰營業處 | 江陰東大街 | 一九三二、一、二五 |

農民銀行の貸付は主として産業組合に對して行はれ（一九三一年度には五六%を占む）、したがつて銀行の發展につれて各種の産業組合も年々増加し、すでに一千有餘の組合を算してゐる。

今、一九三三年上半期末現在江蘇省各縣産業組合數を見るに一千三十九、組合員三萬三千六百四十人にして、次表

のごとくである。

第三篇 農業篇

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 吳 | 崑 | 常 | 蘇 | 江 | 無 | 深 | 宜 | 武 | 高 | 六 | 江 | 江 | 金 | 句 | 丹 | 江 |
| 山 | 熟 | 州 | 陰 | 錫 | 陽 | 興 | 進 | 淳 | 合 | 浦 | 寧 | 壇 | 容 | 陽 | 鎮 | 鎮 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 六 | 二 | 四 | 二 | 七 | 八 | 三 | 二 | 九 | 八 | 四 | 一 | 六 | 一 | 二 | 一 | 五 |
| 五 | 八 | 七 | 八 | 七 | 八 | 二 | 八 | 〇 | 三 | 四 | 一 | 六 | 一 | 八 | 八 | 一 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 五 | 一 | 一 | 一 | 二 | 八 | 一 | 五 | 七 | 二 | 一 | 八 | 七 | 二 | 一 | 一 | 二 |
| 三 | 三 | 五 | 一 | 二 | 五 | 一 | 五 | 七 | 四 | 九 | 七 | 六 | 三 | 五 | 三 | 一 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 連 | 淮 | 淮 | 南 | 如 | 泰 | 靖 | 泰 | 寶 | 高 | 江 | 崇 | 上 | 太 | 寶 | 嘉 | 金 | 青 | 松 |
| 水 | 安 | 陰 | 通 | 泉 | 縣 | 江 | 興 | 應 | 鄆 | 都 | 明 | 海 | 倉 | 山 | 定 | 山 | 浦 | 江 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一 | 四 | 二 | 一 | 二 | 一 | 一 | 二 | 六 | 三 | 一 | 〇 | 四 | 一 | 一 | 七 | 六 | 一 | 一 | 五 |
| 四 | 〇 | 九 | 五 | 一 | 一 | 一 | 二 | 六 | 三 | 〇 | 四 | 一 | 一 | 七 | 六 | 一 | 一 | 九 | 五 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 三 | 六 | 六 | 七 | 七 | 三 | 二 | 二 | 九 | 九 | 三 | 一 | 一 | 二 | 九 | 二 | 二 | 〇 | 八 | 三 | 八 | 七 | 五 | 一 | 四 | 九 | 三 | 八 | |
| 九 | 九 | 四 | 四 | 四 | 七 | 一 | 九 | 六 | 三 | 八 | 五 | 九 | 二 | 九 | 二 | 〇 | 八 | 三 | 八 | 七 | 五 | 一 | 四 | 九 | 三 | 八 | 七 | 五 |

第十四章 支那農業における金融資本の制約過程

第三篇 農業篇

五三四

| | | |
|----|-------|--------|
| 鹽城 | 二七 | 六〇二 |
| 阜寧 | 一 | 一九二 |
| 興化 | 二 | 三六 |
| 東臺 | 三 | 一七二 |
| 銅山 | 九 | 一七二 |
| 蕭縣 | 一八 | 三二七 |
| 沛縣 | 二 | 四八 |
| 宿遷 | 三四 | 一、〇一六 |
| 灌雲 | 一 | 五五 |
| 贛榆 | 一四 | 三六四 |
| 沐陽 | 一二 | 二八六 |
| 合計 | 一、〇三九 | 三二、六四〇 |

【註一】『江蘇農民銀行五年來の回顧』に據る。

一九三三年上半期にいたるまでの貸付状況を見るに次表のごとくにして、組合貸付が五〇%内外を占めてゐる。

(單位千元)

| | | |
|----------|------|---------|
| 一九二八年下半期 | 貸付總額 | 組合貸付百分率 |
| 一九二九年上半期 | 一二五 | 一 |
| | 二七九 | 一 |

| | | |
|----------|-------|-------|
| 同 下半期 | 四〇一 | 一 |
| 一九三〇年上半期 | 六九七 | 一 |
| 同 下半期 | 二、〇八七 | 一 |
| 一九三一年上半期 | 二、二四七 | 一 |
| 同 下半期 | 三、〇四四 | 一 |
| 一九三二年上半期 | 二、五八〇 | 五三・八八 |
| 同 下半期 | 三、三一八 | 五三・五六 |
| 一九三三年上半期 | 二、六一四 | 四六・七三 |

【註一】『同銀行五年來の回顧』第一二—四頁、『同、歷年貸付の回顧と改進黨畫』第九—一四頁及び『第四年の江蘇農民銀行』第七頁に據り作製した。

江蘇農民銀行は諸種の貸付を行つてゐるが、これについて余霖氏は次のごとく述べてゐる。

「十九年冬(一九三〇年)農民銀行は禮社(無錫縣内——註)において米穀擔保貸付を經營したが、白米一石に付七元を貸付け、月利一分、保険料一厘、倉敷料二厘、手数料三厘、合計一分六厘である。翌年六月末にいたり償還する力なき場合には、白米を換價して元利に當て、殘額を支拂ふ、農民及び中小地主は急需に逼られ、米を持ち來るもの途に絡繹し、貸付金一萬八千餘元に達した。昨今(一九三一年)は水害のために全村の水田は全く淹沒され、一粒の收穫もなきものが十分の八九であつた。しかし農民銀行及び新華銀行の經營にかゝる米穀擔保貸付は殆んど二萬元に及び、地主の收納せる小作米及び附近農民の全收穫は殆んど擔保に供せられたのである。この外になほ肥料貸付、擔保貸付の二種がある。肥料貸付は十九年春(一九三〇年)より開始され、鄉鎮長の保證により、六ヶ月期

限にして、十二月十日前に返済するものであり、月利一分である。擔保貸付は地券を擔保とするもので、月利一分、手數料三厘である。これらの貸付は資金に制限され、その額甚だしく、前者は六百元後者は千餘元である。借手においては聊かなきにまきり、貸手においてもまた僅に體面を保つにすぎない。これらの銀行貸付は僅に高利貸としての任務を盡くし得るのみで、決して農業技術を改良せしめることはできない。蓋し農業投資は長期低利を必要條件とするからである。目下におけるがごとき農村の不安定をもつてしては、長期貸付を吸收して永遠の計畫を立てることはできない。しかも利率の高いことは、更に農業經營者をして借入を躊躇せしめる。且つ小作制度の存在は、實に農業投資に莫大なる障礙を與へ、小作農は投資の損失ばかり蒙るのに、増加した収入は地主もまたその成果を享受することができず。例へば昨年（一九三一年）夏の機械灌溉のとき、一畝に多きは二元の經費を要し、その全部は農民が獨立で負擔した。幸にそのために三元の収入増加を見たが、地主はその四割を享受し、農民は僅に一元八角を得、結局二角の損失を被らなければならなかつた。⁽¹⁾この見解はよく事實を穿つてゐる。

【註一】 余霖稿『江南農村衰退の一個索引』（『新創造』第二卷第一一二號）

第三節 浙江農民銀行の活動

一八二七年冬省政府の力によつて、小作料の二五%引下げを斷行されて以來、地主の農民に對する反感を生じ、農民は地主より金融の道を絶たれた。省政府はこゝに鑑みて、一九二八年農民金融の道を圖るために、農民銀行の設立を計畫し、中國農工銀行に五十萬元を支出して、その資金となし、杭州支店を設けしめ、別に三十八萬元を農民貸付

資金とし、一九三一年八月より農民への貸付を開始したが、これが浙江農民銀行の母體である。

その他に各縣政府をして地租附加税として一兩に付十仙乃至五十仙を徵收せしめて、五萬元に達したるとき、縣農民銀行を設立せしめ、五千元に達したるとき農民借貸所を設立せしめてゐるが、一九三四年三月までに

| | |
|---------|----|
| 縣農民銀行 | 七 |
| 農民借貸所 | 二九 |
| 同 準 備 處 | 一一 |
| 合 計 | 四七 |

の實現を示し、⁽²⁾一九三二年末現在において、十四縣一市に亘り、產業組合のみに對しても二十三萬四千六百八十五元の貸付を行つてゐる。⁽³⁾

【註一】 浙江省建設廳の調査に據る。

【註二】 『銀行週報』第八一五號第一八一—一九頁。

その利子は月一分乃至一分五厘にして、決して低利でなく、またその期限も多くは一年以内にして、甚しきは六ヶ月のものもあり、決して農業金融上の必要に應ずることはできない。

その上に、農民借貸所の資金には、民間より募集せる資金が含まれてゐるものも、二、三に止らない。例へば、桐鄉縣のそれにおいては資金三萬七千八百八元の内民間資金三千元、縣縣のそれにおいては資金一萬元の内民間資金五千元、海鹽縣のそれにおいては資金一萬二千七百七十四元の内民間資金五千元を計上してゐる。

第四節 豫鄂皖贛四省農民銀行の活動

この四省農民銀行は、主として該四省赤化區域を回復したる地域に對する農業金融を行ふものにして、國庫三百萬元、省庫二百萬元、民間資金五百萬元を資金とし、その四分の一拂込にて一九三三年四月一日漢口に設立されたものであき。

その貸付は殆んど産業組合及びその聯合會に對する貸付にして、農民に對する直接貸付は少い、債務者は月一分一厘乃至一分二厘を負擔しなければならない。

第五節 中國華洋義賑救濟總會の活動

一九二〇年河北、山東、山西、河南、陝西五省に亘る強度の大旱魃にあつては、罹災民二百四十萬人に達し、内外人士により救濟總會が組織されこの救濟に當つたが、救濟事業を一旦終るや、永久機關とすることになり、本會が組織され、信用組合の普及、その他産業組合及びその聯合會を獎勵し、これに貸付を行ふことゝなつた。

一九三三年において組合のみに對しても

| | |
|-----|----------|
| 河北省 | 一一三、二〇四元 |
| 安徽省 | 七九、六八五元 |
| 江西省 | 六九、八三七元 |
| 湖北省 | 一四、一九四元 |

合計

二七四、九五六元

を貸出してゐるが、その他無利子の救濟資金として

| | |
|-----|-------------|
| 安徽省 | 二四八、九〇〇・五六元 |
| 江西省 | 三五一、五四五・八〇元 |
| 湖南省 | 八一六、〇〇〇・〇〇元 |

を貸出してゐる。

貸付金用途の分率を見るに

| 用途 | 河北省 (%) | 安徽省 (%) |
|------|---------|---------|
| 債務償還 | 一四・一九 | 二・九一 |
| 家畜購入 | 一七・三七 | 三〇・五九 |
| 穀物購入 | 一二・七四 | 一・八七 |
| 農具購入 | 一一・二七 | 二六・四四 |
| 種子購入 | 三・四〇 | 一五・四四 |
| 家屋修築 | 八・六二 | 六・四四 |
| 土地回復 | 一・八一 | 〇・三八 |
| 肥料購入 | 七・九四 | 一二・六〇 |
| 開墾 | 七・二一 | 〇・八七 |
| 灌溉 | 二・五九 | |

第十四章 支那農業における金融資本の制約過程

五三九

第三篇 農業篇

| | | |
|------|------|------|
| 婚姻葬式 | 三・一八 | 五四〇 |
| 堤防修理 | 〇・一五 | 〇・一五 |
| 其他 | 〇・三三 | 〇・三三 |
| 其 | 九・五八 | 一・九八 |

【註一】一九三二年度

【註二】一九三三年十月末

その利子は年一分二厘にして、農民銀行より遙かに低利であるが、期限は餘り長くない。

| | | |
|--------|--------------------|--------------------|
| 期 限 | 河 北 ^(一) | 江 西 ^(二) |
| 六ヶ月以内 | 一九・七七% | 一三・九〇% |
| 六ヶ月—一年 | 四八・四七 | 八六・一〇 |
| 一年—一年半 | 九・四九 | 一〇・四〇 |
| 一年半—三年 | 一〇・四〇 | 一一・八七 |
| 二 年—三年 | 一一・八七 | |

【註一】一九三二年度

【註二】一九三三年十月廿六日現在

支那金融資本は、多數の組合と密接なる關係を有する。この義賑會にも、その觸手を延ばしはじめた。一九三一年三月上海商業儲蓄銀行は二萬元を融通し、一九三二年六月にはこれを五萬元、更に一九三三年二月には十萬元に増額した。一九三三年三月には、中國銀行もこれに参加して二萬元を増加し、同年四月には金城銀行もまた五萬元を融通するにいたつた。同年十二月二十四日には、これら三銀行において廿萬元を融通することとなり、

| | |
|--------|----------|
| 中國銀行 | 五〇,〇〇〇元 |
| 上海商業儲蓄 | 一〇〇,〇〇〇元 |
| 金城銀行 | 五〇,〇〇〇元 |

を分擔することとなつた。

第六節 支那における産業組合の發展と金融資本の農業制覇過程

以上は、支那農業金融上における特殊機關の活動を述べたものであるが、そこに見らるゝごとく、その貸付は主として産業組合を通じて行はれてゐる。産業組合こそ、銀行資本が全國に散在する幾千萬の小規模農業經營の統制難なる大きな障礙を排除し、その農村への侵入を誘導する基礎的前提である。それ故に吾々は、こゝに支那における産業組合運動の發展について、一應の考察を加へなければならぬ。

支那の産業組合運動は十餘年の歴史を有するが、一九二八年下半年より一九三〇年下半年にかけて、殊に異常な發達を遂げ、一九三二年八月現在において二千七百六十三を算するにいつたが、その十分の九は同期間に成立したものである。しかもその發達は近年益々顯著になりつゝある。

| | | |
|-----|--------------|------|
| 江 蘇 | 一九三一—三二年、增加率 | 八三% |
| 浙 江 | | 二六% |
| 河 北 | | 六一二% |

支那においては産業組合は十九省市百六十四縣に普及してをるが、まだ十分の一縣にしか及んでゐない。今後更に發達すべき餘地がある。その分布を見るに、中部支那八五%、北支那二五%を占め、南支那においては、餘り發達してゐない。

| 省市別 | 組合數 | 百分率 |
|-----|-------|--------|
| 江蘇 | 一、〇〇九 | 五八・二三% |
| 浙江 | 六八六 | 二四・八三 |
| 河北 | 二八五 | 一〇・三一 |
| 山東 | 一一四 | 四・一三 |
| 安徽 | 一六 | 〇・五八 |
| 江西 | 一二 | 〇・四三 |
| 湖南 | 八 | 〇・二九 |
| 湖北 | 八 | 〇・二九 |
| 合計 | 一、〇〇九 | 五八・二三% |

| 省市別 | 組合數 | 百分率 |
|-----|-------|--------|
| 北平 | 六 | 〇・二二 |
| 綏遠 | 四 | 〇・一四 |
| 湖北 | 三 | 〇・一一 |
| 上海 | 二 | 〇・〇七 |
| 廣州 | 二 | 〇・〇七 |
| 天津 | 二 | 〇・〇七 |
| 四川 | 二 | 〇・〇七 |
| 青島 | 一 | 〇・〇四 |
| 陝西 | 一 | 〇・〇四 |
| 察哈爾 | 一 | 〇・〇四 |
| 青海 | 一 | 〇・〇四 |
| 合計 | 二、六七三 | 一〇〇・〇〇 |

現在においては、黨部、政府、華洋義賑會、銀行、民間團體等の獎勵援助の下に、なほ著しい發達を遂げてゐる。二千七百六十三組合の種別を見るに

| 種別 | 組合數 | 百分率 |
|----|-------|--------|
| 信用 | 二、二一三 | 八〇・〇九% |
| 生産 | 二〇四 | 七・三八 |
| 利用 | 一三三 | 四・八一 |
| 消費 | 一二二 | 四・四二 |
| 合計 | 二、六七三 | 一〇〇・〇〇 |

第十四章 支那農業における金融資本の制約過程

第三篇 農業篇

| | | |
|------|----|------|
| 購買 | 五二 | 五四四 |
| 運送販賣 | 三二 | 一・八八 |
| 販賣 | 四 | 一・一六 |
| 供給 | 二 | 〇・一四 |
| 保險 | 一 | 〇・〇八 |
| | | 〇・〇四 |

にして、信用組合最も多く生産・利用等これに次ぐ。

これらの組合の經營する事業は次のごとく略ぼ四十種に達してゐるが、貸付及び貯金を取扱ふものが最も多く、しかもそれとても農村に對するもの最も多く、その他の事業中においてもまた農業を最も主としてゐること、次のごとくである。

| 事業 | 組合數 | 事業 | 組合數 |
|--------|-------|--------|-----|
| 貸付及び貯金 | 二、二八〇 | 日用品購入 | 一二四 |
| 養蠶 | 八一 | 養魚 | 七五 |
| 貯蔵 | 七三 | 農産物運送 | 五五 |
| 澆灌 | 四九 | 農産物販賣 | 四九 |
| 農具購買 | 四四 | 教育用品購買 | 三六 |
| 生産 | 三三 | 肥料購買 | 二三 |
| 溝渠開鑿 | 二〇 | 造林 | 一五 |
| 豚雜貨輸送 | 一五 | 製糖 | 一四 |

| 事業 | 組合數 | 事業 | 組合數 |
|----------|-----|-------|-----|
| 養豚 | 一三 | 租稅 | 一二 |
| 農具及び機械利用 | 一〇 | 製糖 | 九 |
| 製糸繭乾燥 | 八 | 農産物販賣 | 七 |
| 養蜂 | 二 | 製蜜 | 二 |
| 蠶種販賣 | 二 | 工蠶 | 二 |
| 製紙 | 一 | 牧畜 | 一 |
| 酒造 | 一 | 裁縫 | 一 |
| 陶器販賣 | 一 | 耕牛保險 | 一 |
| 鴨毛製造 | 一 | 製粉工場 | 一 |
| 地所建築 | 一 | 麥粉工場 | 一 |
| 葬儀互助 | 一 | 漁業用品 | 一 |
| 組合員設備 | 一 | 不明 | 一 |

【註】 以上は陳果夫著『民國二十一年中國之合作運動』に據る。

第七節 産業組合の普及及び販賣の組織化と金融資本の農業制覇過程

この産業組合こそは、金融資本の農業支配のための道を切り開くものであるが、政府、黨部、銀行等は、その發達のために種々の施設を加へ、金融資本のために援助を與へてゐる。

江蘇、浙江、山東三省政府のとき、産業組合の奨励指導普及に努め、江蘇のときはかつて産業組合指導員訓練のために二組を設け、且つ重要な各縣に組合事業指導員を派遣してをり、農民銀行も組合に種々の便利を與へてゐる。浙江、山東においてもかつて訓練班一組が設けられたが、山東においては現に第二班をもつてゐる。河北においては殊に華洋義賑會が、組合の發達に努力してゐる。

江西省においては、南昌行營の威力によつて、組合の發展は近年殊に顯著にして、一九三二年の僅かに十二月より一九三三年末には一躍三百、組合員約一萬人に激増してゐるが、一九三四年においては、更に全國經濟委員會は外國専門家の次のとき建議を容れて、その實現を圖つた。

- 一、江西農村組合委員會と華洋義賑會江西分會を一個に併合し、準備する資金農具倉庫の效能を向上する。そのために本年度豫算として十萬元を計上する。
- 二、現存信用組合の普及のために二十萬元を計上する。
- 三、購買組合及び販賣組合新設のために二十萬元を計上する。

【註一】『東亞』第七卷第六號第一二九頁參照

しかし金融資本による農業の全般的な統制は、農生産物の協同的（正しくいへば團體的）販賣の組織によつてのみ樹立され得る。それ故に政府は、一九三三年十月二十二日より二十三日に亘り、南昌に八省糧食會議を開催し、更に同年十二月八日に上海において八省市糧食會議を開催し、その結果民間出資百萬元、政府出資百萬元をもつて、中國糧食運銷局を設立し、倉庫を設置し、糧食の運送販賣を營業とするにいたつた。それは農村の破産を救済する美名の下に行はれてゐるが、年八分の配當が政府によつて保證されてをり、その上に純益の十分の一を積立てたる殘餘から

六〇％だけを株主に特別配當することになつてをり、それは金融資本家への奉仕でないとはいはれない。

【註一】『東亞』第六卷第十二號第一一四—一九頁及び第七卷第二號第一二二頁—一二六頁參照

かく政府の援助のもとに、販路の組織化、穀倉網の發達、信用制度の普及、農具肥料等の供給が行はれるときは、金融資本はこれを通じて農業を統制することができ、自己への農業の從屬を押し進めることができる。

その上に、農民は順從しにて信用を重じ、貸付回收不能の危險が少い。江蘇農民銀行報告には「組合信用の六十點以下なるものは四分の一を占め、十點以下なるもの百分の一を占め、七十點—八十點のものが最も多數である。これによつて組合は信用方面においてはなほ保守的にして、貸倒は僅かに百分の一しかないことが判る」といひ、上海商業儲蓄銀行報告は「本行は本年度農村貸付は百二萬二千五百餘元に上り、借入農民二萬千餘戸に達してゐるが、各處の貸付は皆な期日通りに回收され、また期日前に返済したものもある。これによつて、農村貸付は慎重に行へば、決して危險のないことが判る」といつてゐる。しかもその利率は高く、同行のとき衢縣地方農民銀行に對しては月利一分五厘で貸付けてゐる。

【註一】江蘇農民銀行『歷年放款之回顧及改進計畫』第一四頁

【註二】上海銀行『廿二年份農村貸款報告』結論

それ故に、支那における金融資本はその農村が窮乏し、現銀が上海に集中し、農村金融が梗塞し、都市金融が非常に緩慢になるにつれて、農村への侵入に拍車を掛けるにいたつた。

第八節 近時における金融資本の農業制覇過程

(一) 上海商業儲蓄銀行

上海商業儲蓄銀行(以下「上海銀行」と略稱す——註)は、中國銀行とともに、農村投資の先驅者である。上海銀行は一九三一年前後において、金陵大學烏江實驗區に投資し、また北平支店は華洋義賑會を通じて、二千元を農村組合に投資したが、その成績は良好であつた。

その結果漸次に農村投資を増加し、一九三二年六月には華洋義賑會に對する投資を五萬元に増加した。同年下半年期には豊作なるも穀物價格慘落し、農民は窮乏せるため、上海銀行蘇州支店は、蘇州附近の唯亭に農産物貯藏所を設け、月利九厘倉敷料月二分にて、穀物を擔保として貸付を開始したが、同年末現在の貸付額は九千七百七十九元、借入五百五十一戸に上つた。

一九三二年十月には、江蘇農民銀行の申出に應じ、中國、交通、江蘇三行と共同し、常州、蘇州、無錫において、農産物擔保貸付に應ずることとなり、常州方面にては各行夫々三萬元合計十五萬元を投資したが、その利子は月八厘である。

上海銀行は蘇州方面においては、二萬五千元、無錫方面には一萬五千元を負擔し、農民銀行を通じてこれを投資した。

南通方面においては、上海銀行は中國、交通、江蘇三銀行と共同し、月利八厘にて一萬五千元を江蘇農民銀行如臬支店に貸付け(各行平均分擔)、八個月期限にてこれを回収した。また四銀行は聯合借入の方法を定め、五十元以下の穀類擔保貸付を直接農民に對して行つた。その倉庫には三指定倉庫と江蘇銀行倉庫を利用した。この方法はその後海門、啓東、泰縣の諸地方にも行はれるにいたつた。

上海銀行は湖南省立棉業試驗場に七萬元の貸付をなし、その活動を援助してゐる。

金陵大學と提携して烏江實驗區に投資して以來その成績好く、一九三二年末にはその投資額一萬八百八十五元八八にして、稻を擔保とし、その借入組合は大楊村、小玉村、杏花村等の十二ヶ所に及んでゐる。

南京附近の棲霞山農村に對する投資は、一九三二年一萬二千六百元、廿五戸に上つてゐる。

南京農業救濟協會凌道揚氏及び南京青年會ホール氏を通じて、稻擔保貸付に月利九厘にて五千元を融通した。

南京農業救濟協會の紳介と擔保にて、稻を擔保とする貸付を南門外の殷巷鎮等の農民に行つたが、一九三二年末七十六口、二萬四千六十二元に達してゐる。

一九三二年臨淮地方の水災に當り、二萬元を限度とし、水災救濟會の保證にて、同地方の富農に小口貸出を行つた。また臨淮地方は葉煙草の産地なるも、農民は水害のために肥料購入の資力なきため、二萬元にて豆粕を仕入れ、これを農民に貸付けた。

一九三三年にいたつては、上海銀行は從來の經驗に鑑み、農村投資に努力するため、殊に農業組合貸付部(農業合作貸款部)を特設し、専ら農業投資を行ふことにした。更に六月十五日以後南京、長沙、鄧州の二支店にその分部を設け、別に各地に農民抵押借貸所數ヶ所を設くるにいたつた。一九三三年度貸出額は百二萬二千五百九十六元五四に達し

信用組合

二〇六、四三二・九六元

運送販賣組合

四二八、六四二・四二

倉庫

二八七、五二一・一六

第十四章 支那農業における金融資本の制覇過程

五四九

(二) 中國銀行

中國銀行も上海銀行と相前後して、農村投資に着手し、且つそれを提唱し來り、他銀行をこの方面に誘導してゐるが、一九三三年度營業報告において、「奥地における金融機關の増加、銀行の農村金融への乗出しは、中國銀行の政策が少からず反響してゐることを示すものである」と言明してゐる。

一九三三年度における中國銀行の農村投資を見るに、前年度において決定せる方針に基いて活動し、農村金融を援助し奥地への資金の流出を誘導するために、奥地に支店を増設し農業倉庫を増設し、農業倉庫八十餘を有するにいたつた。同年度における農業及び農産物に對する貸付は、全貸付の四・八一%にすぎないといへ、前年度に比べて、大に増加を示してゐる。今年度における農村投資を稍々詳細に敘述すれば次のごとくである。

(イ) 農産物貸付 一九三三年度においては、中國銀行はその有する八十餘の倉庫を利用して、出来るだけ農産物を擔保とする貸付を行ひ、物價を安定せしめるといふ初步的な救済を圖つた。一九三三年末における農産物擔保は棉花、繭、雜穀、葉煙草、茶葉等にして、合計一千九百五十餘萬元に達したが、そのうち棉花擔保の貸付最も多く八百九十餘萬擔に上り、北支那七〇%、長江流域三〇%にして、貸付棉花數量は約一千一百萬俵に達し、一九三三年度市場在荷及び工場手持棉花は約百二十萬擔、その價格五千餘元なるをもつて、中國銀行の貸付額はその約五分の一に當つてゐる。

(ロ) 農民に對する小口貸付 一九三三年下半年に各地の農産物集散中心地に農業倉庫十五ヶ所を設立し、農民に對する小口貸付を普及した。その金額は多少を制限せず、僅かに一元數十仙のものさへある。その利子は殊に安く一割以下である。一九三三年末貸付認定額は百二萬二千六百元に達してゐたが、實際貸付額は六十二萬二千餘元にして、口數一萬四千五百九十七に及んでゐる。

(ハ) 産業組合貸付 中國銀行は産業組合の成績良好なるものには、資金を貸付けてこれを援助してゐるが、そのうち主要なるものは、鄒平縣鄉村改進會、定縣平民促進會及び華洋義賑會の三つである。

(ニ) 奥地支店の増設 資金の奥地への移動を促すために、一九三三年度においては、地方の秩序が比較的に安定し、交通の比較的便利な物資集散地に支店四十四ヶ所を増設したが、

| | | | |
|-----|----|-----|---|
| 江蘇省 | 一三 | 浙江省 | 四 |
| 安徽省 | 四 | 湖南省 | 一 |
| 四川省 | 五 | 河北省 | 一 |
| 河南省 | 四 | 陝西省 | 二 |
| 山東省 | 四 | 山西省 | 二 |
| 上海市 | 二 | 天津市 | 一 |
| 奉天省 | 一 | | |

にして、舊來の支店を合するときには實に百八十一ヶ所にして、全國的に金融網が擴大されつゝある。

(ホ) 奥地投資の増加と利子の引下 一九三三年度における投資増加は二千八百餘萬元にして、都市投資の増加率は僅かに三五%であるに反し、奥地投資は六五%にして、農村投資が急激に増加しつゝあることが判る。その効果として奥地における利子は、従來に比して二、三分方引き下げられた。

(ヘ) 奥地物資買付のための約束手形の引受 すべて他地方商人が奥地において物資を買付けするには、いづれも

大都市拂の約束手形を振出して、賣手に交付し、賣手はこれをもつてその地の錢莊において割引して現銀を入手する。しかるに近年來奥地錢莊は漸次に閉鎖し、また營業を繼續してゐるものも、その資力の薄弱なるため、または現銀輸送の困難なるため、いづれも進んで約束手形の割引に應ずることを欣ばない。買付に趣くものも、奥地の秩序不安なるため、現銀を携行しない。それ故に奥地においては物資が停滞し、農村の窮乏を激化せしめてゐる。中國銀行はこれに鑑みて、特に奥地の支店出張所に對して出来るだけ多く割引に應じ、約束手形の買入をなすべきやう命令した。かくて一九三三年度における割引及び約束手形持高は、前年度に比して百三十餘萬元増加してゐる、更に一年間に亘る總額を見るに、四億三千五百二十六萬六千元に達し、前年度に比して一億九百四十四萬三千元を増加してゐる。これは間接に奥地に向つて資金を逆流せしめる手段である。

第九節 一九三四年における金融資本の農業制覇過程

上海、中國兩銀行が農村投資を開始し、しかもその成績の良好なるを見るや、上海の新華銀行、交通銀行、浙江興業銀行、浙江實業銀行等、相續いで農村投資に進出するにいたり、一九三四年における支那金融界の一特徴は、實に農村投資であるといひ得るほどである。今主として一九三四年度における支那金融資本の農村侵入を見るに、略ぼ次のごとくである。

(一) 農業倉庫の増設

江蘇農民銀行は郵便貯金局より二萬元の融通を受けて、京滬線、滬杭甬線の沿線に農業倉庫を増設した。⁽¹⁾
 中國銀行上海銀行は江蘇省政府に二百萬元を融通し、農業倉庫の増設を援助してゐる。⁽²⁾

中國銀行その他三銀行は、京滬鐵道及び滬杭甬鐵道兩管理局に低利に資金一千五百萬元を融通し、兩鐵道沿線諸驛に倉庫を増設することに援助してゐる。その決定地點は(1)南京江邊、(2)鎮江江邊、(3)常州、(4)無錫、(5)蘇州(6)麥根路、(7)上海北站、(8)上海南站、(9)吳淞、(10)日暉港、(11)閘口、(12)蕪城江であり、その收容力は最大一萬數千噸最小一千噸である。⁽³⁾

諸銀行は政府、農民銀行、鐵道管理局を通じて、農業倉庫の増設に投資してゐるのみでなく、自らも直接農業倉庫を増設しつゝある。中國銀行のとき一九三三年に十五ヶ所を増設したが、交通銀行も各地に農業倉庫を増設し、米、綿絲、綿布、葉煙草、落花生、麥粉、豆油等に對する擔保貸付に乗出しつゝあるが、その設立地點は次のごとくである。⁽⁴⁾

| | |
|---------|---------|
| 上海烏鎮路橋掘 | 威海衛中山路 |
| 下關煤炭港 | 張家口大境門外 |
| 常熟大東門外 | 無錫 |
| 寧波公記推機 | 清江 |
| 蚌埠同上 | 淮安 |
| 徐州青年會路 | 丹陽 |
| 青島大港 | 餘姚 |
| 漢口 | 濟南 |
| 沙市 | 天津 |
| 長沙 | |

かゝる農業倉庫の増設は、物産物擔保投資への前提であると同時に、その増加を示すものである。

【註一】『農報』一九三四年八月三日

【註二】同 同 六月十三日

【註三】同 同 八月六日

【註四】同 同 八月十四日

(二) 上海銀行公會農村金融調節委員會及びシンジケート組織

南京政府の勸請により、上海銀行公會は、以上の委員會を組織して、農村投資に關して研究調査を行ふことになつた。

上海銀行界においては、二銀行乃至六銀行の間に、農村投資についてすでにシンジケートが組織されてゐる。

中國、交通、上海、金城、興業、浙江省農民の六銀行は、陝西棉業投資のために一つの棉業產鎖合作投資團を組織し、

上海銀行及び中國銀行は、華洋義賑會及び江蘇財政廳に對する貸付について、シンジケートを組織してゐる。

【註一】『農報』一九三四年七月二十一日

【註二】同 同 三月九日

(三) 農産物買上のための投資

上海銀行六十萬元、中國銀行二萬元を負擔し、江蘇省政府の鎮江、江都、高都、高郵における米價調節のための買上資金を融通し、買上米を擔保とする。

中國、交通、江蘇、農民等の四銀行は、江蘇省政府に對し、秋滿買上資金として二十萬元を融通し、買上米全部を

擔保としてゐる。

【註一】『農報』一九三四年三月九日

【註二】同 同 九月十九日、九月二十三日

(四) 陝西、山西、河南棉業改良のための投資

全國經濟委員會棉業統制委員會は特に陝西棉花改良のために陝西棉產改進所を設立し、徐仲迪を所長に任じ、農民の棉花栽培を指導してゐるが、その資金として上海の交通、上海、金城、浙江興業、漢口の四省農民の五銀行と百三十五萬元の借款契約を締結したが、各行二十七萬元を分擔し

| | |
|--------|------|
| 利用貸付 | 二十萬元 |
| 生産貸付 | 五萬元 |
| 運送販賣貸付 | 二十萬元 |

を最高額とするもので、一九三四年六月より貸付が開始されたが、以上五銀行の一九三三年度投資の概況並に將來の計畫を見るに、次のごとくである。

(1) 西北地方における産業組合事業の發展

一九三四年において、陝西、山西、河南の棉花生産運送販賣組合は、以上五銀行の共同貸付を受けることゝなつたが、その貸付を受けたるもの陝西十組合、河南五組合、山西一組合、合計十六組合にして、各月別に見るに次のごとくである。

七 八 月 陝西省赤水、中西、固市、下廟、廣陽、高橋、未央の七組合

- 九 月 河南省洛陽、靈寶の二組合
- 陝西省龍背、邵陽、大荔の三組合
- 河南省祀縣の一組合
- 山西省金井の一組合
- 河南省太康の聯合組合一
- 河南省太康遜母口の一組合

(2) 一九三三年度における投資總額

以上五銀行が産業組合に對して共同貸付をなしたる金額は

| 月 | 貸付 | 回収 |
|----|-----------------|--------|
| 七月 | 麥種貸付 二二、七〇〇元 | 二〇、〇〇〇 |
| | 青苗貸付 | |
| | 棉實貸付 一五五、一八〇 | |
| | 綿繰プレス工場建築 九、一〇〇 | |
| | 棉實貸付 八、〇〇〇 | |
| 八月 | 麥種貸付 | |
| | 流動資金 一〇、〇〇〇 | 三、七〇〇 |
| | 綿繰プレス工場建築 八、二〇八 | |
| | 棉實貸付 一、五〇〇 | |
| 九月 | 綿繰プレス工場貸付 一、八〇〇 | |

| 月 | 流動資金 | 回収額 |
|-----|-------------------------|---------|
| 十月 | 綿繰プレス工場建築 八〇、〇〇〇 | |
| | 流動資金 二、六〇〇 | |
| | 棉實貸付 三二二、九三〇・六七 | 二一四、六八〇 |
| 十一月 | 綿繰プレス工場建築 三、五〇〇 | |
| | 流動資金 八八、八一七 | |
| | 機械購入費 六〇、四三八・六八 | |
| | 流動資金 五八、六五〇・八七 | |
| 十二月 | 綿繰プレス工場建築 一九、七〇八 | |
| | 十六組合 | |
| | 貸付總額 八九一、四二五・二三 | |
| 合計 | 回収額 二二、七〇〇 | |
| | 麥種貸付 二一四、六八〇 | |
| | 棉實貸付 一九、七〇八 | |
| | 貸付殘額 六五、九三八・六九 | |
| | 綿繰プレス工場建築及機械 五六七、三九八・五四 | |
| | 流動資金 | |

(3) 各種業務の成績

第十四章 支那農業における金融資本の制覇過程

(イ) 綿繰プレス設備 各組合員とも綿繰プレス工場を設備しをり、新築または設備改造を終つてゐる。プレス綿繰機械もすでに据付を終り、その試験の結果は良好である。たゞ邵陽、大荔、靈寶、金井の四組合のみは、實棉を受入れてゐるため綿繰工場の設備なく、たゞプレス機械のみを備付けて自らプレスを行つてゐる。

(ロ) プレス用の麻布及び鐵バンド 陝西棉花生産運送販賣組合聯合事務所は、各組合の註文により、これらの材料を上海にて共同購入し配給してゐる。

(ハ) 聯合事務所 これは各組合にニュースを傳達し、機械及び必要品を代理購入する機關であるが、なほ渭南に組合倉庫一ヶ所を設け、各組合の棉花貯蔵及び機械、麻布、鐵バンド、石炭等の收容に供してゐる。

(ニ) 運輸係 全國棉花生産販賣總事務所は、各組合の棉花運送の便利のために、陝西省の渭南、河南省の靈寶に夫々運輸係一名を置き、各組合のために運輸事務を代理してゐる。

(4) 一九三五年度における五銀行の貸付計畫

(イ) 區域 陝西河南二省における擴充に集中する以外、その他の各省に對しても漸次試驗的に貸付を行ふ。

(ロ) 組合數

| | | | |
|-----------|------|----|----------|
| 陝西全省 | 二十組合 | 棉田 | 三八〇、〇〇〇畝 |
| 河南省洛陽組合 | | 同 | 一〇、〇〇〇 |
| 同 靈寶組合 | | 同 | 九、四五〇 |
| 同 祀縣組合 | | 同 | 一〇、〇〇〇 |
| 同 太康組合(二) | | 同 | 二三、八五九 |

(ハ) 貸付額

| | | |
|----------|--|------------|
| (a) 陝西 | | 一、一四〇、〇〇〇元 |
| 1、生産貸付 | | 二二八、〇〇〇 |
| 2、利用貸付 | | 三、四二〇、〇〇〇 |
| 3、運送販賣貸付 | | 四、七八八、〇〇〇 |
| 合計 | | 一五九、九八七 |
| (b) 河南 | | 三一、九九七 |
| 1、生産貸付 | | 四七九、九六一 |
| 2、利用貸付 | | 六七一、九四五 |
| 3、運送販賣貸付 | | 五、四五九、九四五 |
| 合計 | | 一、〇九一、九八九 |
| 總計 | | |
| 各銀行分擔額 | | |

【註一】『晨報』一九三四年七月十七日、同七月二十一日、一九三五年一月十六日

『武漢日報』一九三四年六月十八日

『中華日報』一九三四年七月十四日

(五) 安徽北部葉煙草への投資

安徽北部の鳳陽、懷遠、定遠等の諸縣は、從來葉煙草の産地として有名にして、年産額二百餘萬元に達してゐた。

しかるに近年來天災兵禍のために、農民は窮乏し、栽培資金なく、その栽培は減退した。これに鑑み、中國銀行及び上海銀行は、これが栽培資金を投資するために、人を同地方に派遣し、先づ劉府、考城、北爐橋、靠山等の地方に農村組合十餘ヶ所を成立せしめ、すでに三萬元の貸付を行つた。その利子は非常に軽く、期限も相當である。

【註一】『農報』一九三四年八月十九日同二十日

(六) 穀類の代理買付

江蘇省財政廳の委託を受け、上海、交通、江蘇農民等の四銀行は、導淮工事に従事するもの、食糧に供するため穀類百八十萬元の買付を行ふこととなつたが、かゝる巨額の穀類の一時買付は、銀行資本の支援なくしては殆んど不可能である。

【註二】『農報』一九三四年十月二十七日

第十節 結 言

今後も農村の窮乏化、都市金融の畸形的緩慢の持続さるゝ限り、支那においても、金融資本は益々その觸手を農村に延ばし、支那農業を金融資本の威力の下に屈服せしめ、支那農民をして金融資本の搾取の下に沈淪せしめるのであらう。

支那農業恐慌の結果の一つの特徴は、農業における金融資本の侵入とその強度化にあるといふことができる。

(一九三五、二、一)

第十五章 支那農産物生産費の調査

第一節 農業恐慌と生産費の問題

半植民地支那の農業恐慌は、屢々内外人によつて論議されてゐるが、農業恐慌なる概念が正確に把握されてゐないが故に、その論究において重要な諸點が未だ究明しつくされてゐない憾みがある。

例へば支那農産物の市場価格の暴落は屢々論議されつゝも、その暴落によつて農家經濟が困窮没落するにいたる暴落の限界乃至程度を測定すべき農産物生産費については、從來調査研究されたものが殆んどない有様である。この點が究明されなければ、農業恐慌並にその社會經濟的内容を正確に把握することはできない。蓋し一部の人々によつては、農業恐慌をもつて農産物価格が生産費以下に甚しく低下したために農家經濟の困窮没落を惹起する現象と解せられてゐるが故である。

【註一】 コンラードは、『農業恐慌とは異常なる純収益、殊に地價の騰貴に對する反動として、頗る純収益の低下並に信用の不足に依つて、大多數の農民の經濟的存在を脅かすところの一國の經濟狀態』であると解してゐる。

またゼーリングは『農業恐慌とは多數の農民をして損失によつて農場を失はしめ、また多くの農村を荒廢に歸せしむべく脅すところの農家収入の損失狀態を惹起する價格構成狀態である』と解してゐる。吾が八木芳之助氏も『資本主義的生産恐慌の特徴は、市場価格が平均生産費以下に甚しく低下することであり、この事は農業恐慌に於ても亦瞭に妥當する。故に筆者は農業恐慌を以て、農産物の價格が生産費以下に甚しく低下し、爲めに農家經濟の困窮没落を惹起する現

象と解せんとする」といつてをられる。(『經濟論叢』第三二卷第四號第一〇八頁)

支那農業恐慌の激化により、如何に農産物價格が暴落せるかを知るために、今農産物生産費を検討しようと思ふが、從來これに關する調査研究、極めて寥々たるをもつて、たゞ八種の商品に止める外はない。

第二節 茶の生産費

茶の生産費については、一九三二年祁門安徽省立茶業改良場が祁門茶の生産費を調査し、『祁門の茶業』に發表されてゐる。一九三三年中國銀行は兩湖茶の調査をなし、その生産費を『中行月刊』に發表してゐる。紹興平水茶及び温州紅茶の生産費については、農村復興委員會がこれを調査してゐるが、その報告は未だ入手することができない。

(一) 祁門毛紅茶
今祁門紅茶の一畝栽培收支計算を見るに次表のごとくである。

| | | |
|------|--------|--------|
| 開墾費 | 勞賃 | 一二・五〇元 |
| 種苗費 | 代價 | 一・二〇 |
| 管理費 | 勞賃及び利子 | 二・〇〇 |
| 合計 | | 二五・七〇 |
| 年經常費 | | |
| 茶摘 | 勞賃 | 一七・〇〇 |

| | | |
|--------|----|-------|
| 中耕 | 同 | 二・五〇 |
| 除草 | 同 | 二・五〇 |
| 施肥 | 代價 | 一二・〇〇 |
| 地代及び地租 | | 〇・二〇 |
| 墾植費利子 | | 一・五七 |
| 雜費 | | 二・〇〇 |
| 合計 | | 三八・七七 |

一畝に付百七十斤を摘採することができるから、毛茶一擔(百斤)の生産費は略ぼ二十三元八十仙である。
翻つて最近五年來の祁門毛紅茶市價を見るに次表のごとくである。(單位元)

| 年 度 | 最高價 | 最低價 | 平均價 |
|------|-------|------|------|
| 一九二九 | 六六・〇 | 二一・〇 | 四四・〇 |
| 一九三〇 | 六四・〇 | 三二・〇 | 四四・七 |
| 一九三一 | 九〇・〇 | 三八・〇 | 六四・七 |
| 一九三二 | 一〇〇・〇 | 六八・〇 | 八七・〇 |
| 一九三三 | 六六・〇 | 一八・〇 | 四二・〇 |

上表によるに最高價及び平均價は、最近五年來生産費以上にありとはいへ、最低價は一九二九年及び一九三三年において生産費以下に低下してをり、茶栽培農民が多大の損失を被りつゝあることが推知される。

(二) 平水綠茶 平水綠茶の産地三縣十一ヶ所についての一畝栽培費計算を見るに次表のごとくである(單位元)。

| 縣別 | 調査地點 | 固定資本 | | | 支出 | | | | | 合計 | |
|----|------|-------|-------|-------|--------|------|------|------|------|------|-------|
| | | 地價 | 地費 | 栽植費 | 地代又は租 | 摘工 | 除草 | 山耕 | 施肥 | | 雑費 |
| 紹興 | 平水 | 50.00 | 9.00 | 20.00 | 地租0.10 | 2.60 | 1.00 | 2.00 | — | 2.00 | 7.60 |
| 同 | 陶堰嶺 | 30.00 | 7.50 | 20.00 | 地代0.40 | 2.60 | 2.00 | 2.00 | 1.00 | 1.00 | 12.00 |
| 同 | 五城 | 45.00 | 6.00 | 1.20 | 地租0.40 | 2.60 | 1.60 | 2.00 | 2.00 | 2.50 | 11.70 |
| 同 | 湯浦 | 34.00 | 9.60 | 1.50 | 地租0.30 | 2.26 | 0.80 | 1.00 | 1.00 | 1.30 | 6.66 |
| 同 | 平均 | 39.75 | 8.13 | 1.66 | — | 2.74 | 1.35 | 1.60 | 1.00 | 1.68 | 9.68 |
| 嵊縣 | 北鄉 | 50.00 | 9.20 | 20.00 | 地代0.00 | 3.50 | 2.00 | 2.00 | 1.50 | 2.00 | 12.00 |
| 同 | 南鄉 | 55.00 | 7.20 | 1.50 | — | 3.90 | 2.00 | 2.00 | 2.00 | 2.00 | 12.90 |
| 同 | 西鄉 | 40.00 | 7.00 | 2.00 | — | 3.25 | 2.00 | 2.00 | 1.00 | 1.00 | 12.20 |
| 同 | 平均 | 48.33 | 7.80 | 1.83 | — | 3.51 | 2.00 | 2.00 | 1.00 | 1.75 | 12.50 |
| 新昌 | 烟山 | 53.00 | 10.45 | 2.50 | 地代5.00 | 2.80 | 1.30 | 1.50 | 1.00 | 2.00 | 13.00 |
| 同 | 通山 | 60.00 | 7.50 | 2.00 | — | 4.00 | 0.40 | 1.50 | 1.60 | 2.50 | 11.60 |
| 同 | 裏山 | 64.00 | 5.10 | 2.60 | — | 3.40 | 1.30 | 1.00 | 1.00 | 2.50 | 13.00 |
| 同 | 平均 | 59.75 | 7.75 | 2.45 | — | 3.72 | 1.04 | 1.45 | 1.10 | 2.33 | 12.91 |
| 平水 | — | — | 9.00 | — | — | — | — | — | — | — | 7.50 |
| 五城 | — | — | 11.00 | — | — | — | — | — | — | — | 7.20 |

今以上諸地における毛茶の一畝當り産額を見るに次表のごとくである(單位元)。

| 縣別 | 調査地點 | 平均 | 南郷 | 平均 | 山均 | 平均 |
|----|------|-------|----|----|----|----|
| 平水 | — | 8.90 | — | — | — | — |
| 北郷 | — | 10.00 | — | — | — | — |
| 西郷 | — | 9.30 | — | — | — | — |
| 烟山 | — | 8.40 | — | — | — | — |
| 裏山 | — | 7.20 | — | — | — | — |
| 平均 | — | — | — | — | — | — |

右表によれば、年経常費のみについて見るも、自作農にあらざる限り、(平水、五城、湯浦)、一畝の栽培費は、毛茶収入を超過してゐることが判る。なほ固定資本の年利を加算するときは、その差は更に増大する。これによつて、茶栽培農民は小作農である限り、茶の栽培においては損失を被つてをり、その損失を僅かに間作収入(平均紹興、八・八〇元、嵊縣五、〇七元、新昌四六七元)によつて補充してゐる有様である。

しかし茶栽培農民にして、更に茶の初製をもなすときは、次表のごとく利潤をあげる事ができる。

| 縣別 | 摘工 | 原料價格 | 製工 | 薪炭 | 雜費 | 支出合計 | 收入 | 淨額 |
|----|------|-------|-------|------|------|-------|-------|-------|
| 紹興 | 4.94 | 15.20 | 10.00 | 1.00 | 2.00 | 24.52 | 41.00 | 16.48 |
| 新昌 | 4.10 | 11.70 | 6.60 | 0.62 | 1.50 | 24.52 | 28.00 | 3.48 |
| 嵊縣 | 5.24 | 11.80 | 7.40 | 0.60 | 1.50 | 26.57 | 41.00 | 14.43 |
| 平均 | 4.76 | 12.90 | 8.00 | 0.74 | 1.67 | 28.07 | 41.00 | 12.93 |

利 潤

七・八六

二・四八

一・九三

二・一〇

初製は小規模に家庭内においてこれをなし得るが、資本を必要とし、貧農にはこれさへも困難である。更に茶の精製を行へば、更に利潤を増加し得るも、それには農家の共營を必要とし、未だ行はれてはゐない。⁽¹⁾

【註一】 吳覺農稿『民國二十二年茶業の回顧』(『社會經濟月報』第一卷第二號第六〇—六三頁)に據る。

第三節 繭及び生絲の生産費

(一) 繭 繭の生産費を見る場合には、改良種と在來種とに區別して見なければならぬ。今浙江省についてこれを見るに次のごとくである。

| | |
|------------------|----------|
| 改良種生繭一擔の生産費 | |
| 蠶 種 | 一枚八十仙、七枚 |
| 桑 葉 | 一擔二元、十六擔 |
| 勞 力 | 一人 |
| 薪炭、簇草、蠶室、蠶具損耗、雜費 | |
| 合 計 | 四九・六〇 |
| 在來種生繭一擔の生産費 | |
| 蠶 種 | 一枚七十仙 |
| 桑 葉 | 一擔二元、十五擔 |
| 勞 力 | 一人 |
| 合 計 | 四二・七〇 |

薪炭其他
合 計

三・〇〇
四二・七〇

以上によれば改良種生繭一擔の生産費は四十九元六十仙、在來種は四十二元七十仙であることが判る。しかるに以上の生産費調査と同時に行はれたる生繭及び屑繭の市場價格を見るに、

| | | |
|-------|------|--------|
| 改 良 種 | 生繭一擔 | 三〇・〇〇元 |
| 合 計 | 屑繭等 | 三・〇〇 |
| 在 來 種 | 生繭一擔 | 二六・〇〇 |
| 合 計 | 屑繭等 | 三・〇〇 |
| 合 計 | | 二九・〇〇 |
| 改 良 種 | | 一六・六〇元 |
| 在 來 種 | | 一三・七〇 |

なれば、生繭一擔の生産により農民は

の缺損を被る譯である。⁽²⁾

【註一】 『中國實業誌』浙江省第二一六—一七(丁)頁

(二) 生絲 浙江省について生絲の生産費を見るに次のごとくである。

| | |
|------------------|--------|
| 改良種による生絲 | |
| 改良種生繭一擔 | 四九・六〇元 |
| 第十五章 支那農産物生産費の調査 | |

勞賃、薪炭、雜費
合計

八・〇〇
五七・六〇

改良種生繭一擔により生絲百四十兩を得るが、その生産費が五十七元六十仙である。

在來種による生絲

四二・七〇元

在來種生繭一擔

八・〇〇

製絲費

五〇・七〇

合計

在來種生繭一擔により生絲百二十八兩を得るが、その生産費は五十元七十仙である。しかるにその市場価格を見るに、次のごとくである。

改良絲(肩物収入を含む)

五〇・〇〇元

在來絲(同上)

四五・〇〇

かくて農民は製絲によつて

改良種

七・六〇元

在來種

五・七〇

の缺損を被る譯である。

【註一】『中國實業誌』浙江省第二一六—二一七(丁)頁

以上は浙江省における近状であるが、江蘇省においても五十歩百歩にして、江蘇農民もまた養蠶損失によつて養蠶を放棄しつゝあることは、次の諸報道によつてこれを窺知することができる。

「農民は蠶事に絶望し、桑畑を掘り返す外、更に蠶具を遺棄し、再び養蠶をしないと誓を立てたものもある。養蠶事業もまた全部絶滅の勢がある。」(一九三二、六、二「錫報」)

「現在全無錫の桑畑は、すでに十分の七は掘り返されてゐる。この生絲産地も、今後再び生絲の産出を見得ないであらう。」(一九三二、六、六—七、「人報」)

第四節 米の生産費

潘公展氏は、紹興及び常熟の中等田について、稻田一畝の栽培費を次のごとく算出してゐる。(單位元)

| | | | |
|------------|------|---------|-------|
| 土地の利子または地代 | 六・〇〇 | 整地及び肥料 | 三・〇〇 |
| 耕耘(三人) | 一・二〇 | 苗代 | 六・〇〇 |
| 植付(半人) | 〇・三〇 | 刈入(二人) | 一・〇〇 |
| 灌漑水 | 一・五〇 | 利子及び管理費 | 二・〇〇 |
| 家屋農具其他雜費 | 三・〇〇 | 合計 | 一八・六〇 |

しかして一畝につき稲一擔半を收穫し得るをもつて、一石の生産費は少くとも十二元四十仙である。その他に、租税、婚喪費、被服費、妻子の補助勞賃、上海までの運賃、租税、手数料その他として、少くとも五分の一を加へなければならず、したがつて上海市價は十五元内外でなければならぬ。しかるに、上海市價は遙かにこの生産價格より低下してゐる。

【註一】潘公展稿『民食整頓方策』(上海市社會局編、「上海民食問題」第三頁)